

大学機関別認証評価 2 巡目に関する 検証結果報告書

令和 2 年 3 月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

はじめに

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、文部科学大臣から認証された認証評価機関として、平成 17 年度から平成 23 年度に 1 巡目、平成 24 年度から平成 30 年度に 2 巡目の大学機関別認証評価を実施いたしました。

2 巡目においては、1 巡目に関する検証結果、大学設置基準等関係法令の改正、中央教育審議会答申（『学士課程教育の構築に向けて』（平成 20 年）、『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて』（平成 24 年）、『個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について』（平成 28 年）、『2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン』（平成 30 年））及び大学評価の世界的な動向などを勘案して、大学評価基準を改定するとともに、評価の負担と効果の向上を目指して、評価マニュアルの充実等を行ってまいりました。1 巡目において認証評価と同時に実施していた選択的評価事項に関しては、認証評価とは独立した大学機関別選択評価に変更し、実施いたしました。平成 24 年度から平成 30 年度までの 7 年間に、124 大学が認証評価を、延べ 39 大学が選択評価を受けました。

機構では、令和元年度に 3 巡目を迎えるにあたり、平成 24 年度から平成 30 年度までに実施した大学機関別認証評価 2 巡目についての検証を実施いたしました。評価対象校及び評価担当者へのアンケート結果分析、大学機関別認証評価の評価結果分析等を踏まえ、本報告書においては、2 巡目における大学機関別認証評価についての概説、検証結果について述べています。

機構の実施する大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価は、『実施大綱』にもあるとおり「大学等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ために行うものです。本報告書の公表により、機構の実施している大学評価について、その課題も含めて、社会のご理解が深まるだけでなく、大学評価を通じて、日本の大学教育が着実に改善されていることがおわかりいただければ幸いです。

これからも、上述の目的のもと、常に評価システムの改善に努めてまいりますので、皆さまの一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

本報告書の骨子

本報告書は、機構が行なった 24 年度から平成 30 年度に 2 巡目の大学機関別認証評価についての検証を行い、それを受けた 3 巡目における改善について報告を行ったものである。

報告書の内容を端的にまとめると以下の通りである。

第Ⅰ章では、検証の前提となる情報として、2 巡目における認証評価の概要を示した。公表されている実施要項や評価結果報告書をもとに、評価の目的、基本的な方針、実施体制、方法・プロセス（基準・観点の概要を含む）、評価のスケジュールなどを示した。また、1 巡目からの変更点を、基準 6：学習成果、基準 8：教育の内部質保証システム、基準 10：教育情報等の公表、の改定を中心に示した。

第Ⅱ章では、評価対象大学および評価担当者に対して、毎年実施しているアンケートのデータをもとに、平成 24 年度から平成 30 年度の調査結果を総合して分析し、認証評価の有効性及び適切性についての検証を行った。

- ・機構の掲げる評価の 3 つの目的、すなわち「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」に関して、前 2 者については概ね達成できていることをアンケート結果から確認できるが、「社会からの理解と支持」について十分に達成できていることをアンケートによって検証することはできていない。今後の検討が必要である。
- ・大学機関別認証評価の意義に関して、自校の教育研究活動等についての「実態の把握」「今後の課題の把握」「改善の促進」については自己点検・評価の過程が極めて重要であり、かつ、「改善の促進」「組織の運営改善に向けての教職員の意識変化」「個性的な取組の促進」に対して外部からの指摘としての認証評価結果が一定の影響を与えていることが明らかとなった。
- ・評価の作業量に関して、ほとんどすべての対象校は大きいと答えているが、「労力が評価の目的に見合うものであったか」については、111 大学、評価者双方から肯定的な回答が得られており、負担に概ね見合うものであったと考えられる。

第Ⅲ章では、2 巡目における認証評価（対象校：124 校）において指摘された「優れた点」及び「改善を要する点」等について分析した。

- ・「優れた点」について、基準ごとに見ると、基準 5「教育内容及び方法」が 621 件（46%）（「主な優れた点」は 530 件）と多く、文部科学省の競争的資金を獲得したプロジェクトの他、教育課程編成・実施上の多くの取組が取り上げられている。ついで基準 7「施設・設備及び学生支援」が 203 件（15%）（「主な優れた点」は 147 件）で、生活支援（含：就職支援）、学習相談・助言・支援、経済支援、学習支援環

境の整備等について、多くの取組が評価されている。3 番目に多かったのは、基準 3「教員及び教育支援者」が 154 件（11%）（「主な優れた点」は 119 件）で、教員の定期的な業績評価とその処遇への反映等が取り上げられている。「優れた点」として取り上げられた事項は、1 巡目とほぼ同様であるが、3つの教育基本方針（3 ポリシー）の一体的策定、カリキュラム・マップ／カリキュラム・ツリーの充実、アクティブ・ラーニングなど、教育課程の編成及び実施に関わる新たに始められた取組も取り上げられている。

・「改善を要する点」について、基準ごとに見ると、基準 5「教育内容及び方法」が 79 件（32%）と最も多い。成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的措置、単位の実質化（授業外学習時間の確保）、学位論文評価基準の明文化について多くの指摘がなされていたほか、文部科学省等の競争的資金を獲得した取組に関する、今後の成果への期待を「更なる向上が期待される点」として指摘したものが、基準 5 全体の指摘の半数近くを占めた。ついで、基準 4「学生の受入」が 73 件（29%）と多く、特に大学院課程における入学定員超過又は不足が指摘されている。3 番目に多かったのは、基準 7「施設・設備及び学生支援」と基準 8「教育の内部質保証システム」で、ともに 30 件（12%）であり、基準 5 及び基準 6 に関する指摘の数を大きく下回っている。基準 7 については、図書館や I C T 環境の整備、ハラスメント防止や相談に関する制度等、基準 8 については授業評価アンケート結果の学生への公表、内部質保証体制の未整備等がそれぞれ指摘されている。

・1 巡目において「改善を要する点」として指摘された事項に関する改善状況について、基準 9「評価結果がフィードバックされ改善のための取組が行われているか。」という観点（9－3－③）のデータをもとに分析を行った。結果、1 巡目及び 2 巡目に機構が認証評価した大学の 1 巡目における「改善を要する点」249 件中、ほぼすべてとなる 245 件について改善の取組がなされていることを確認することができた。

第Ⅳ章では、第Ⅲ章までで明らかとなった評価システムの改善点及び平成 28 年 3 月の関係法令の改正を踏まえて、3 巡目のための大学評価基準における変更した事項について以下の 6 つのポイントを中心に記述している。

- ・内部質保証を重点的に評価（基準 2－1～2－3）
- ・教育課程と学習成果の評価（基準 6－1～6－8）
- ・3つのポリシーに関する評価（基準 5－1、6－1、6－2）
- ・大学評価基準に関する判断の手順（『実施大綱』5 評価の実施方法）
- ・フォローアップの仕組み（『実施大綱』7 改善状況の継続的確認）
- ・評価業務の効率化

目 次

はじめに

本報告書の骨子

I	大学機関別認証評価の概要	1
1.	1 巡目および2 巡目中間（平成 24～26 年度）までについての自己点検評価／外部者による評価	1
2.	2 巡目評価の概要	2
	（1）目的	2
	（2）基本的な方針	2
	（3）実施体制	2
	（4）方法・プロセス	3
	（5）スケジュール	4
	（6）2 巡目における主要な変更点	6
	（7）評価結果	8
II	アンケートによる検証	9
1.	アンケートの実施方法	9
	（1）アンケート項目	9
	（2）実施及び回収状況	10
2.	アンケート結果の分析	11
	（1）評価の効果・影響について	11
	（2）評価の作業量等について	16
	（3）評価基準及び観点について	21
	（4）説明会・研修会について	24
	（5）自己評価書について	25
	（6）書面調査・訪問調査について	28
	（7）評価結果（評価報告書）について	31
	（8）前回の認証評価を受けたことによる効果・影響	36
	（9）前回と比較した認証評価のプロセス等について	37
	（10）評価についての全般的な意見・感想について	39
3.	まとめ	41

Ⅲ	大学機関別認証評価結果の分析	43
1.	「優れた点」及び「改善を要する点」の概要	43
2.	「改善を要する点」等の分析	48
(1)	基準5：教育内容及び方法	49
(2)	基準4：学生の受入	56
(3)	基準8：教育の内部質保証システム	58
(4)	基準7：施設・設備及び学生支援	60
(5)	基準9：財務基盤及び管理運営	61
(6)	基準3：教員及び教育支援者	63
(7)	基準6：学習成果	64
(8)	基準10：教育情報等の公表	66
(9)	基準2：教育研究組織	67
(10)	基準1：大学の目的	67
3.	1巡目の「改善を要する点」の2巡目での改善状況	69
4.	まとめ	72
Ⅳ	大学機関別認証評価3巡目における改善について	74
1.	内部質保証の重点的な評価（基準2－1～2－3）	74
2.	教育課程の評価（基準6－1～6－8）	75
3.	3つのポリシーに関する評価（基準5－1、6－1、6－2）	76
4.	大学評価基準に関する判断の手順（『実施大綱』5 評価の実施方法）	77
5.	フォローアップの仕組み（『実施大綱』7 改善状況の継続的確認）	77
6.	評価業務の効率化	78
	参考文献	79
	おわりに	81
	参考資料	
1	年度別対象校一覧	1
2	平成30年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】	3
3	平成30年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】	26
4	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【対象校】	43
5	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【評価担当者】	52

I 大学機関別認証評価の概要

2 巡目（平成 24 年度から平成 30 年度）に実施した大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の検証を行うにあたり、初めに 1 巡目および 2 巡目中間（平成 24～26 年度）までにおいて実施したこれらの評価に関する自己点検評価及び外部者による評価について報告し、次に 2 巡目全体を通じた概要について述べる。

1. 1 巡目および 2 巡目中間（平成 24～26 年度）までについての自己点検評価／外部者による評価

認証評価は、機構の業務の一環として実施されている。機構は、中期目標に基づく中期計画及び年度計画を作成し、その業務を遂行するに当たり、毎年度、自己点検・評価を実施するとともに、独立行政法人の業務の実績に関する評価（主務大臣の評価）を受けている。平成 25 年 3 月には、海外の大学評価関係者を加えた外部評価委員会を設置し、外部評価を受け、その結果を『外部検証報告書』[1]としてまとめ、ウェブサイト等で公表している。

平成 25 年 3 月には、1 巡目の認証評価について自己点検・評価を実施し、その結果を報告書『進化する大学機関別認証評価－第 1 サイクルの検証と第 2 サイクルにおける改善－』[2]としてまとめ、ウェブサイト等において公表している。なお、この報告書の概要については英文版[3]を作成し、ウェブサイト等において公表している。

また平成 28 年 3 月には、2 巡目（平成 24～26 年度まで）の認証評価について自己点検・評価を実施し、その結果を報告書『大学機関別認証評価に関する第 2 サイクルの中間検証結果報告書』[4]としてまとめ、ウェブサイト等において公表している。

2. 2巡目評価の概要

(1) 目的

認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行った。

1. 機構が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
2. 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
3. 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

(2) 基本的な方針

上記の目的を達成するため、大学機関別認証評価は、以下の基本的な方針の下に実施した。

1. 大学評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各大学の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価
7. 国際通用性のある評価

なお、「7. 国際通用性のある評価」は2巡目において新しく追加した項目である。

(3) 実施体制

評価を実施するに当たっては、国公立大学、私立大学、関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会等を編成した。

評価部会等には、各大学の教育分野やその状況が多様であること等を勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置した。

表 I - 1 に2巡目の認証評価委員会及び評価部会等の設置状況と委嘱した委員、専門委員の数を示す。

表Ⅰ－１ 認証評価委員会及び評価部会等の設置状況と委嘱した委員、専門委員の数

【大学機関別認証評価委員会の設置状況等】	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
認証評価委員会の委員数（人） （うち女性委員数（人））	28 (5)	28 (5)	28 (3)	28 (3)	25 (5)	24 (5)	20 (7)
評価部会数	1	5	7	7	4	3	1
評価部会の委員数（人） （うち女性委員数（人））	6 (0)	14 (2)	16 (2)	19 (2)	10 (3)	13 (3)	8 (2)
〃 専門委員数（人） （うち女性委員数（人））	8 (0)	39 (5)	64 (8)	76 (10)	46 (6)	31 (6)	13 (3)
評価委員のうち外部委員の比率	89%	89%	89%	92%	96%	95%	90%
運営小委員会の委員数（人） （うち女性委員数（人））	－ －	7 (0)	10 (0)	10 (0)	6 (0)	5 (0)	－ －
専門部会（財務専門部会）数	1	1	1	1	1	1	－
意見申立審査会数	1	1	1	1	1	1	1
意見申立審査会の専門委員数（人） （うち女性委員数（人））	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)

（４）方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

１）大学における自己評価

各大学は、『自己評価実施要項』に従って自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

２）機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

- ① 書面調査は、『評価実施手引書』に基づき、対象大学から提出された自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて、対象大学の状況を調査・分析した。
- ② 訪問調査は、『訪問調査実施要項』に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施した。
- ③ 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体として、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにした。

基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえて基本的な観点が設定されている。基準を満たしているかどうかの判断は、その基本的な観点の分析状況を総合した上で、基準ごとに行った。基本的な観点の多くは大学設置基準等関係法令に関連しており、原則として、設置基準に違反している場合は、

その基準を満たしていないと判断した。

- ④ 大学全体として、すべての基準を満たしている場合に、機関としての大学が機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表した。

なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表した。

また、基準ごとに、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合、あるいは、改善が望まれる場合等には、その旨の指摘を行った。

表Ⅰ－２に大学評価基準を示す。

表Ⅰ－２ 評価基準の構成及び年度別の基本的な観点数の数

基 準	内 容	観点数 (H24-H30)
基準 1	大学の目的	2
基準 2	教育研究組織	6
基準 3	教員及び教育支援者	7
基準 4	学生の受入	5
基準 5	教育内容及び方法 ○学士課程 ○大学院課程（専門職学位課程を含む。）	26
基準 6	学習成果	4
基準 7	施設・設備及び学生支援	10
基準 8	教育の内部質保証システム	5
基準 9	財務基盤及び管理運営	13
基準 10	教育情報等の公表	3
計		81

（５）スケジュール

毎年度、下記のスケジュールで評価を実施した。

1) 認証評価説明会、自己評価担当者等に対する研修会

評価実施前年度の6月頃に、国・公・私立大学の関係者に対し、機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載方法、提出方法、根拠資料・データの記載方法等について説明を

行うなどの研修を実施した。

2) 申請の受付

以下の日程で、評価実施前年度に申請の受付を行った。

平成 24 年度実施 平成 23 年 9 月から 10 月

平成 25 年度実施 平成 24 年 7 月から 9 月

平成 26 年度実施 平成 25 年 8 月から 9 月

平成 27 年度実施 平成 26 年 7 月から 9 月

平成 28 年度実施 平成 27 年 7 月から 9 月

平成 29 年度実施 平成 28 年 9 月

平成 30 年度実施 平成 29 年 9 月

3) 評価担当者に対する研修

評価実施年度の 6 月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的・内容・方法等について評価担当者に対する研修を実施した。

平成 24 年度実施 平成 24 年 6 月 29 日

平成 25 年度実施 平成 25 年 6 月 14、17 日

平成 26 年度実施 平成 26 年 6 月 18、20 日

平成 27 年度実施 平成 27 年 6 月 15、16 日

平成 28 年度実施 平成 28 年 6 月 17 日

平成 29 年度実施 平成 29 年 6 月 20 日

平成 30 年度実施 平成 30 年 6 月 18 日

4) 自己評価書の提出

すべての評価実施年度について、6 月末までに対象大学から自己評価書の提出を受けた。

5) 評価作業

対象大学からの自己評価書提出後の評価作業スケジュールは各年度において概略次のとおりであった。

7 月	書面調査の実施
8～9 月	評価部会、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
	運営小委員会の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10～12 月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12 月～翌年 1 月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）

6) 評価結果（案）の決定

調査結果を踏まえ、各評価実施年度の 12 月に評価部会を開催し、評価結果（原案）を確定し、部会から評価委員会に報告し、審議を行い、必要な修正を加えて 1 月に開催された評価委員会で評価結果（案）を決定した。

7) 評価結果の確定

評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、評価実施年度の 3 月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定した。

上記 1) から 7) の詳細は、参考文献[5] ～[10]に示す。

(6) 2 巡目における主要な変更点

2 巡目の認証評価を開始するにあたって、1 巡目に関する検証結果、中央教育審議会答申（『学士課程教育の構築に向けて』『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて』）及び大学評価の世界的な動向などを勘案して、以下のように、大学評価基準を改定するとともに、評価の負担と効果の向上に努めた[2]。

1) 基準の改定

① 基準 6：学習成果

大学における教育の評価において、「教員の視点に立った教育：何を教えるか」から、「学生の視点に立った教育：学生がどのような知識・能力を身につけたか」が重要視されるようになってきている。このような視点の転換を明確に示すため、基準の名称を「学習成果」と変更した。ただし、基準の下に設定される「基本的な観点」については大幅な変更はしておらず、1 巡目における 4 項目－卒業・修了等の状況、学生からの意見聴取の結果、卒業・修了後の進路の状況、卒業生・修了生や就職先からの意見聴取の結果－を踏襲している。

学習成果の評価においては、卒業・修了率が重要な評価指標とされており、卒業・修

了率が学習成果の有効な指標たりうるためには、個々の授業の客観的で厳格な成績評価が前提となる。そこで、基準5における成績評価に関わる観点の一部を修正し、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているかを評価することとした。また、学習時間の確保は重要な課題であり、基準5における「単位の実質化」に係る観点において、学習時間の確保に向けた取組について確認することとした。

② 基準8：教育の内部質保証システム

大学の総合的な活動状況、とりわけ、教育活動における「内部質保証」の重要性に鑑み、2巡目においては、1巡目における基準「教育の質の向上及び改善のためのシステム」を基準「教育の内部質保証システム」と改定し、内部質保証体制の整備・機能状況を評価することとした。それに伴い、当該基準の第1の観点において、教育活動に関するデータや資料を収集・蓄積し、それらを分析し、その結果を改善・向上に結び付ける体制が整備・機能しているかを新たな視点として盛り込み、その体制が7年ごとの認証評価対策としてではなく、自律的かつ恒常的に機能していることを求めている。

③ 基準10：教育情報等の公表

大学の社会に対する説明責任の重要性を明確にするため、基準10「教育情報等の公表」を新設した。この基準においては、学校教育法施行規則第172条の2（平成23年4月施行）に示された教育についての基本情報（9項目）をはじめ、自己点検・評価の結果及び財務諸表等、法令で義務付けられた情報の公表の状況について評価する。

その他、2巡目においては、1巡目において「改善を要する点」と指摘された事項への各大学の対応状況について確認するようにした。

2）評価の負担・評価による改善・向上の促進等

評価対象校及び評価担当者の双方にとって、認証評価における作業量は大きい。

そこで評価の作業量（コスト）を低減するため、基準や観点の整理・統合及び削除・修正を行い、1巡目の最終年度である平成23年度に11あった基準を10に、99あった基本的な観点を81に削減した。基準や観定の改定にあたっては、大学側における混乱を回避するために、1巡目との継続性を重視し、また、1巡目のアンケート調査において基準・観点について「わかりにくい」「重複している」などのコメントを受けている箇所を中心に改訂する方針をとった。その他、自己評価書の字数制限を緩和（各基準での制限から全体での制限へ）し、「基準の概要」を削除した。また、各観点と関係法令の明確化、留意点の充実など『自己評価実施要項』を改訂した。さらに、1巡目においては大学設置基準など関係法令に対する理解が不十分な大学が一部に見られたので、「法令チェックシート」を追加した。

評価を通じて実質的な改善をより効果的にもたすために、明白な大学・大学院設置基準違反については、評価のプロセスにおいて改善を強く促し、評価終了時点において設置基準違反が解消されるように努めた。また、評価結果が対象大学の更なる発展に役立つように、「改善を要する点」の指摘に加え、「更なる向上が期待される点」についても指摘するなど、評価結果の記述方法の改良を行った。

その他、2 巡目においては、認証評価概要の英訳版を作成することにした。

(7) 評価結果

2 巡目において評価を受けた大学の数を表 I－3 に示す。この表に示すように、平成 24 年度から平成 30 年度において、合計 124 校が評価を受けた。評価を受けた大学を参考資料 1 に示す。

表 I－3 評価を受けた大学数

	国立	公立	私立	計
H24	3	1	0	4
H25	18	3	0	21
H26	28	0	1	29
H27	25	6	2	33
H28	3	15	0	18
H29	7	5	2	14
H30	1	4	0	5
計	85	34	5	124

平成 24 年度から平成 30 年度に認証評価を実施した 124 大学すべてが「機構の定める大学評価基準を満たしている」との評価結果となった。

なお、取り上げられた「優れた点」の総数は 1354 件（「主な優れた点」は 1068 件）で、1 校あたり平均で 10.9 件（「主な優れた点」は 8.6 件）、「改善を要する点」の総数は 250 件（「主な改善を要する点」は 177 件）で、1 校あたり平均で 2.0 件（「主な改善を要する点」は 1.4 件）であった。

機構はこの評価結果を毎年 3 月下旬に、各対象機関及び設置者へ通知するとともに、機構のウェブサイトにより公表し、かつ文部科学大臣へ報告した。なお、大学機関別選択評価については、その性格が異なることから、別途検証を行う予定である。

Ⅱ アンケートによる検証

機構では、毎年度の評価実施直後に、認証評価を受けた大学（以下「対象校」という。）及び評価担当者に対し、選択式回答（５段階・２段階）及び自由記述からなるアンケートを実施し、その分析結果を公表している[11]～[15]。本編では、平成 24 年度から平成 30 年度における認証評価に関するアンケート結果を総合して分析し、認証評価の有効性及び適切性についての検証を行う。

1. アンケートの実施方法

（１）アンケート項目

アンケート項目は、実施年度により多少の違いはあるが、概ね以下のとおりである。アンケート用紙については、参考資料 2、3 に示す。

〔対象校〕

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容について
 - （１）自己評価について
 - （２）訪問調査等について
 - （３）意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （１）評価に費やした作業量について
 - （２）機構が設定した作業期間について
 - （３）評価作業に費やした労力について
 - （４）評価のスケジュールについて
4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
 - （１）評価報告書の内容等について
 - （２）自己評価書及び評価報告書の公表について
 - （３）評価結果に関するマスメディア等の報道について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
 - （１）自己評価を行ったことによる効果・影響について
 - （２）機構の評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

〔評価担当者〕

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 自己評価書について
 - (2) 書面調査について
 - (3) 訪問調査について
 - (4) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量について
 - (2) 機構が設定した作業期間について
 - (3) 評価作業に費やした労力について
 - (4) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について
7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

(2) 実施及び回収状況

アンケート用紙は、対象校については、評価実施年度の3月末（評価結果確定後）に、また、評価担当者については、評価実施年度の12月末に配付している。

認証評価に関するアンケートの回収状況を表Ⅱ－1に示す。

表Ⅱ－1 アンケート回収状況

○対象校（認証評価）

平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
実施校	回答校	回答率(%)	実施校	回答校	回答率(%)	実施校	回答校	回答率(%)	実施校	回答校	回答率(%)
4	4	100%	21	21	100%	29	29	100%	33	32	97%
平成28年度			平成29年度			平成30年度			合 計		
実施校	回答校	回答率(%)	実施校	回答校	回答率(%)	実施校	回答校	回答率(%)	実施校	回答校	回答率(%)
18	18	100%	14	14	100%	5	5	100%	124	123	99.2%

○評価担当者（認証評価）

平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
担当者	回答者	回答率(%)	担当者	回答者	回答率(%)	担当者	回答者	回答率(%)	担当者	回答者	回答率(%)
15	9	60%	54	41	76%	76	62	82%	88	61	69%
平成28年度			平成29年度			平成30年度			合 計		
担当者	回答者	回答率(%)	担当者	回答者	回答率(%)	担当者	回答者	回答率(%)	担当者	回答者	回答率(%)
55	41	75%	48	36	75%	18	15	83%	354	265	74.9%

2. アンケート結果の分析

ここでは、対象校及び評価担当者に対するアンケート項目から、認証評価に係る主要な項目を整理・分類し、項目別に分析を行い、評価の有効性・適切性を検証した。

分析項目は以下のとおりである。

- (1) 評価の効果・影響について
- (2) 評価の作業量等について
- (3) 評価基準及び観点について
- (4) 説明会・研修会について
- (5) 自己評価書について
- (6) 書面調査・訪問調査について
- (7) 評価結果（評価報告書）について
- (8) 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響
- (9) 前回と比較した認証評価のプロセス等について
- (10) 評価についての全般的な意見・感想について

また、1巡目と2巡目の間で評定値に、統計的な差が見られるかについて、機構で1巡目及び2巡目両方の認証評価した115大学について、対応のあるt検定により分析を行った。なお、質問項目が2件法の場合には χ^2 検定、ある条件に該当する場合のみの回答ですべてに対応が見られるものではない質問項目には、対応のないt検定を用いた。統計的な有意差が見られた項目を中心に、以下の分析において考察する。

(1) 評価の効果・影響について

自己評価を実施したことや機構の評価結果を受けたことにより、①『機構の掲げる3つの目的（大学等の教育研究活動等に関する「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」）が達成できたか』、②『どのような効果・影響を与えたか』、③『評価結果をどのように活用しているか』について検証を行った。

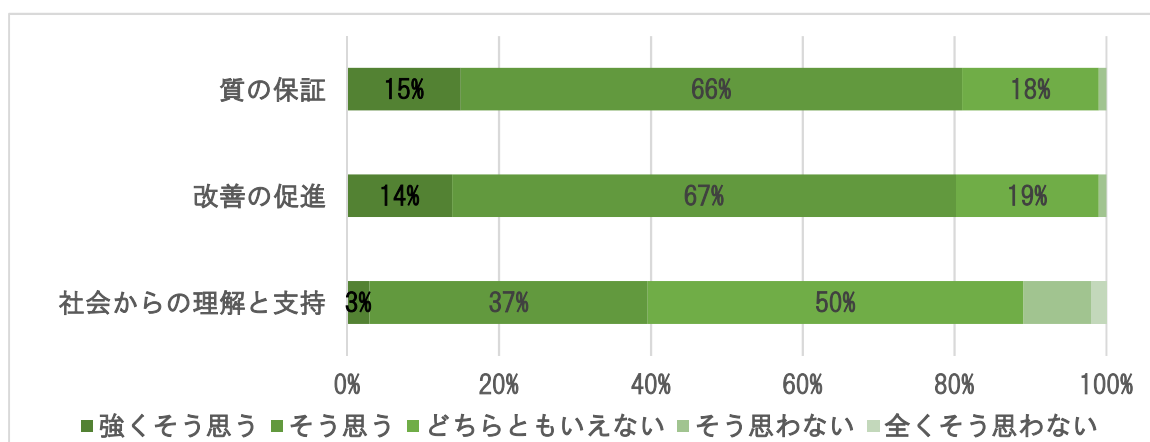
① 『機構の掲げる3つの目的（大学等の教育研究活動等に関する「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」）が達成できたか』

対象校及び評価担当者へのアンケート項目「教育研究活動等の質が保証される（と思うか）」（機関6－（2）－⑫、評6－①¹）「教育研究活動等の改善を促進する（と思う

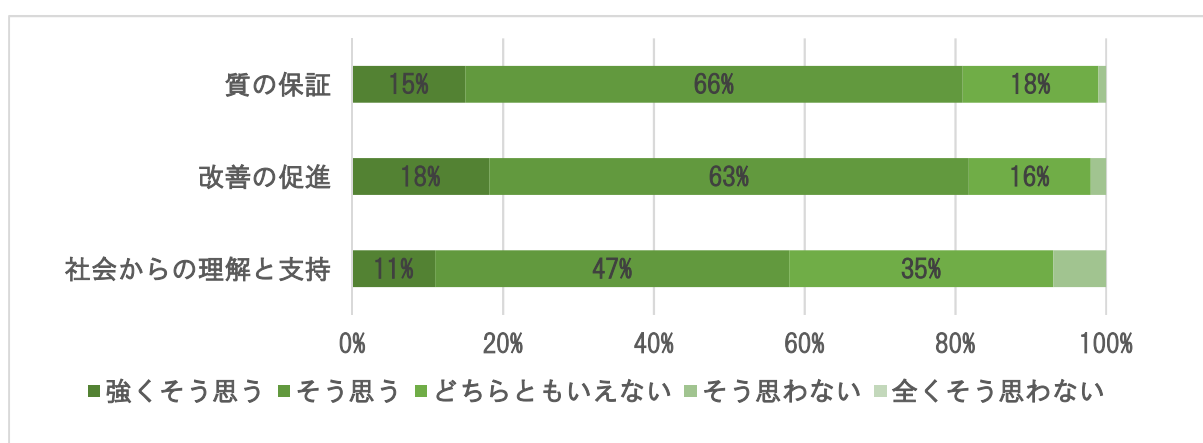
¹ 「機関〇－〇」…参考資料4「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】」の設問番号に対応
「評〇－〇」…参考資料5「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】」の設問番号に対応

か)」（機関6－(2)－⑤、評6－②)「教育研究活動等について広く社会から理解と支持を得られる(と思うか)」（機関6－(2)－⑭、評6－③)の回答結果を図Ⅱ－1に示す。

これらの図に示すように、「質の保証」及び「改善の促進」に対しては対象校・評価担当者ともに肯定的な回答(「強くそう思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。)が約80%と高かった。一方「社会からの理解と支持」についての肯定的な回答については、対象校は約40%、評価者は約60%と、両者間に差が認められるとともに前の2つに比べれば低い値であった。認証評価制度そのものについての社会的な認知度は高いとは言えず、大学関係者にとっても“何をもってこの目的が達成されたと判断すればよいか”についての共通理解が必ずしも充分でないため、「社会からの理解と支持」については相対的に低い結果になっているものと思われる。



(a) 対象校



(b) 評価担当者

図Ⅱ－1 評価の目的の達成状況

上記の結果から、機構の掲げる評価の3つの目的のうち「質の保証」及び「改善の促進」については概ね達成できたものと考えられるが、「社会からの理解と支持」については認証評価制度についての社会的認知度や大学関係者の共通理解を高めるなど、引き続き努力が必要であろう。これについては、更に（7）②節において考察する。

・統計的検定による評定値の経年比較

「教育研究活動等について広く社会から理解と支持を得られる（と思うか）」（機関6－（2）－⑭）」に関して1巡目より2巡目の方が低くなっている傾向が見られた（1巡目平均（ M_1 ）=3.52, 2巡目平均（ M_2 ）=3.29, $t(114)=2.65$, $p<.01$ ）。このように、経年的に項目が低下していることも、先に述べた「社会からの理解と支持」についての評定値が他の項目より相対的に低い傾向と関連し、対応の必要を示していると捉えられる。

② 『どのような効果・影響を与えたか』

対象校へのアンケートでは「自己評価を行ったことによる効果・影響」及び「機構の評価結果を受けたことによる効果・影響」について10項目の質問を行った。回答結果を図Ⅱ－2に示す。この図には「自己評価を行ったことによる効果・影響」について肯定的な回答が高かった項目順に示す。

<自己評価を行ったことによる効果・影響>

図Ⅱ－2に示すように「教育研究活動等について全般的に把握することができた」（機関6－（1）－①）「教育研究活動等の今後の課題を把握することができた」（機関6－（1）－②）「教育研究活動等の改善を促進した」（機関6－（1）－⑤）についての肯定的な回答（「強く思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。）は、それぞれ約95%、約95%、約80%と高い値を示している。特に前2問に対する肯定的な回答は極めて高く、対象校は、自己評価のプロセスの中で、自校の教育研究活動全般の把握及び今後の課題を把握することができたと考えられる。

「学校全体のマネジメントの改善を促進した」（機関6－（1）－⑦）「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した」（機関6－（1）－⑩）「将来計画の策定に役立った」（機関6－（1）－⑥）自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した」（機関6－（1）－⑨）についての肯定的な回答は約45%から約55%と、ある程度の効果が得られたという結果にとどまっている。

「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」（機関6－（1）－③）「個性的な取組を促進した」（機関6－（1）－⑧）「各教員の教育研究活動等に取り組む意識が向上した」（機関6－（1）－④）については約30%から40%程度となっている。

・統計的検定による評定値の経年比較

「教育研究活動等について全般的に把握することができた」(機関6－(1)－①)に関して1巡目より2巡目の方が低くなっている傾向が見られた($M_1=4.35$, $M_2=4.20$, $t(114)=2.18$, $p<.05$)。肯定的な回答傾向が経年的にみると低下していると言えるが、先に述べたように絶対的な値は依然として高い。また、同様の項目について、次に述べる「機構の評価を受けたことによる効果・影響」では低下が見られない。考察にはなるが、大学では認証評価の自己評価以外にも、IRの整備に見るような内部質保証体制の整備が進んでおり、教育研究活動等についての把握は、特に認証評価の自己評価を通じてではなく、恒常的に行われるようになったことも一因としてあるだろう。

＜機構の評価結果を受けたことによる効果・影響＞

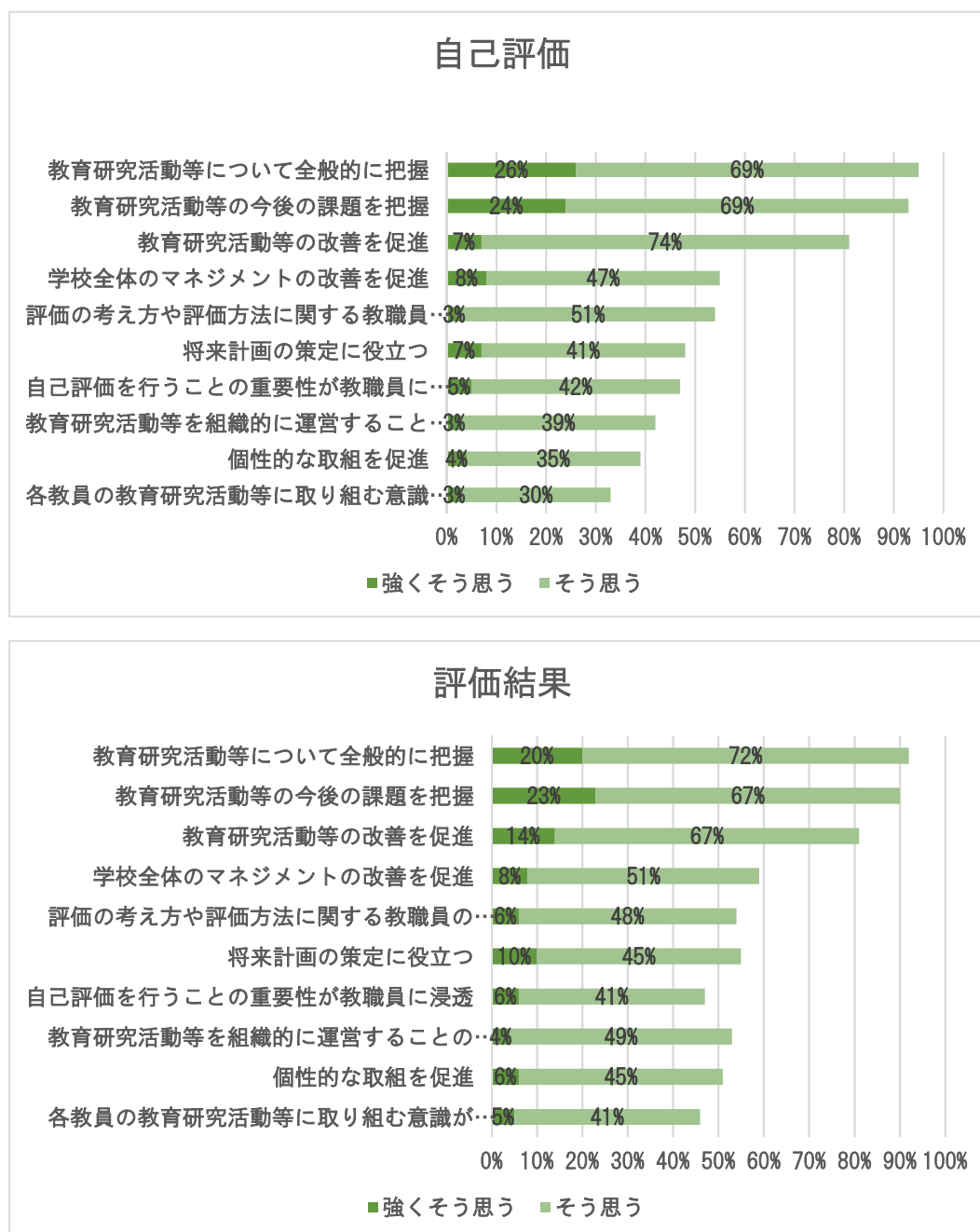
図Ⅱ－2に示すように「教育研究活動等について全般的に把握することができる」(機関6－(2)－①)「教育研究活動等の今後の課題を把握することができる」(機関6－(2)－②)「教育研究活動等の改善を促進した」(機関6－(1)－⑤)についての肯定的な回答は、ともに約80～90%と高かったが、わずかながら“自己評価”の効果・影響に比べて低い。

「学校全体のマネジメントの改善を促進する」(機関6－(2)－⑦)「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する」(機関6－(2)－⑪)「将来計画の策定に役立つ」(機関6－(2)－⑥)「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」(機関6－(2)－⑨)については、自己評価とほぼ同程度の約45%から約60%が肯定的な回答を寄せている。

「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」(機関6－(2)－③)「個性的な取組を促進する」(機関6－(2)－⑧)「各教員の教育研究活動等に取り組む意識が向上する」(機関6－(2)－④)についての肯定的な回答は、“評価結果を受けて”の効果・影響が“自己評価”に比べて約10%程度高い結果となっている。

・統計的検定による評定値の経年比較

「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」(機関6－(2)－⑨)に関して1巡目より2巡目の方が低くなっている傾向が見られた($M_1=3.58$, $M_2=3.41$, $t(114)=2.14$, $p<.05$)。これは、既に2巡目を迎えて、浸透しているから低くなったという可能性もあるだろう。また、これは、評価結果を受けての項目なので、質問項目の設定にも問題があったかもしれない。前に示した＜自己評価を行ったことによる効果・影響＞における同様の質問は、特に変化がなく、そちらで問うべき項目であるとする、大きな変化がないとも言えるだろう。



図Ⅱ－２ 自己評価と評価結果の効果・影響（対象校）

③ 『評価結果をどのように活用しているか』

自由記述による本項目の結果は、既に1巡目の検証[2]において示されたものと同様の傾向を示した。すなわち、「実態の把握」「課題の把握」には“自己評価”過程が極めて重要であること、一方「改善の促進」「組織の運営改善に向けての教職員の意識変化」「個性的な取組の促進」には、学内の取組に加えて“外部からの指摘”が一つの圧力やインセンティブとして機能していることを改めて示していた。自己評価を促した意味も含めて、認

証評価は大学の「質の保証」「改善の促進」に有効であると言えよう。

(2) 評価の作業量等について

今回の評価実施に係る作業量や評価の負担と効果等がどうであったか、対象校・評価担当者の双方について検証を行った。

① 評価の負担と効果

対象校及び評価担当者へのアンケート項目、評価作業に費やした労力が評価の3つの目的「教育研究活動等の質の保証という目的に見合うものであった」か(機関3-(3)-①、評4-(3)-①)「教育研究活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった」か(機関3-(3)-②、評4-(3)-②)「教育研究活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」か(機関3-(3)-③、評4-(3)-③)の回答結果を図Ⅱ-3に示す。

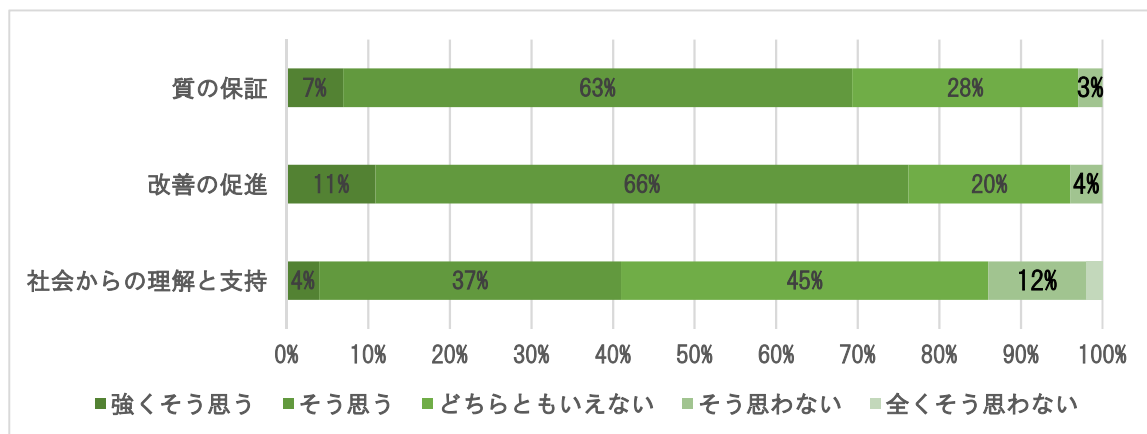
この図に示すように、「質の保証」及び「改善の促進」については、対象校及び評価担当者からの肯定的な回答(「強くそう思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。)がそれぞれ約70%と、おおむね高い評価を受けている。一方、「社会からの理解と支持」についての肯定的な回答は、対象校が約40%、評価担当者では約60%であった。評価担当者における自由記述回答において目立ったのが「労力が見合うものであったかどうかは、当該大学が評価結果を受けて改善を図っていくか、また、認証評価という制度を社会がいかに受け止めているかにかかっている」という意見である。評価担当者は、期待を込めて、肯定的な回答をしたものと考えられる。

次節で述べるように、評価の作業量(コスト)は、対象校及び評価担当者ともに大きい。これらの作業は「質の保証」及び「改善の促進」におおむね見合うものと考えられていることに留意すべきである。評価導入時から“評価疲れ”という言葉も聞かれ、作業量(コスト)の低減を望む声も聞かれるが、作業量の低減を図るあまり認証評価の効果(パフォーマンス)を下げることにならないよう、両者のバランスを保つための注意が必要であろう。

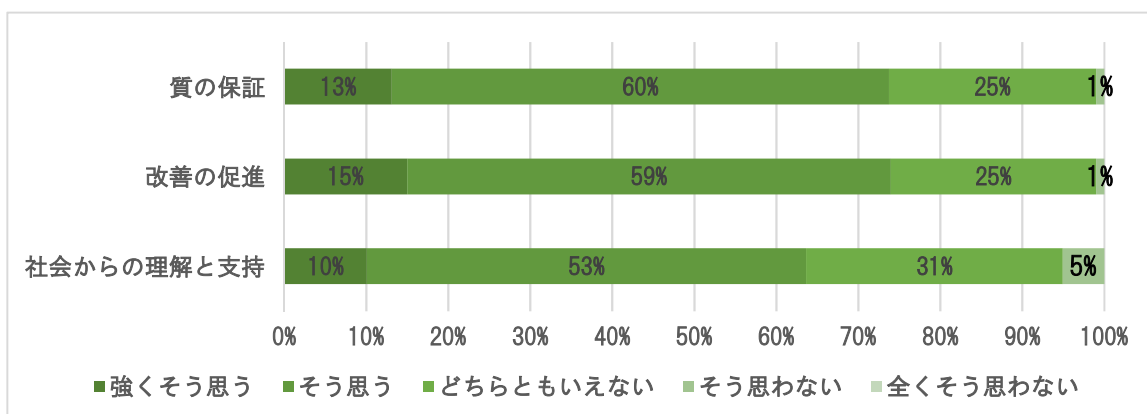
・統計的検定による評定値の経年比較

「教育研究活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」か(機関3-(3)-③)に関して1巡目より2巡目の方が低くなっている傾向が見られた($M_1=3.55$, $M_2=3.29$, $t(111)=2.86$, $p<.01$)。経年的な本項目の低下は、この項目の値が他の2つの項目と比べて低いこととも関連しているだろう。社会からの理解と支持は、先に示した「教育研究活動等について広く社会から理解と支持を得られる(と思うか)」(機関6-(2)-⑭)においても低下が見られ、大学は認証評価

を通じてアカウンタビリティを遂行することは結果として理解しているだろうが、その前に、質の保証や改善の促進が評価作業を通じて、意識されやすいからかもしれない。いずれも重要ではあるが、次元が違う故に、経年的な低下や項目間の比較として並べると、低く見られるとも言えるだろう。



(a) 対象校



(b) 評価担当者

図Ⅱ－３ 評価の負担と効果

② 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

対象校へのアンケート項目、作業量に関する「自己評価書の作成」(機関3－(1)－①)「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」(機関3－(1)－②)「訪問調査のための事前準備」(機関3－(1)－③)「訪問調査当日の対応」(機関3－(1)－④)の回答結果を図Ⅱ－4に示す。

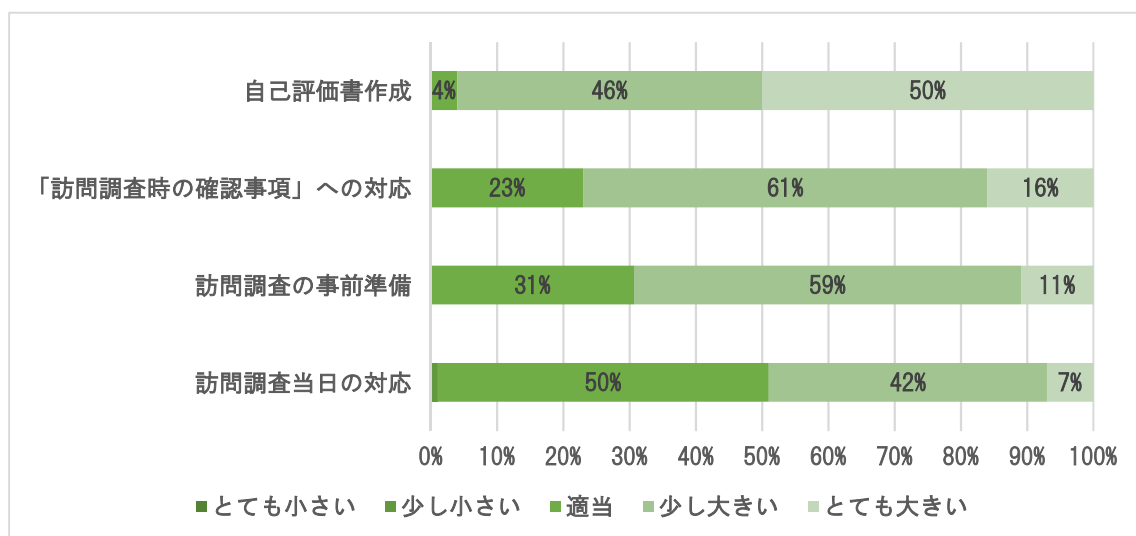
この図に示すように、作業量が「大きい」(「とても大きい」と「少し大きい」の合計)とする回答は、それぞれ約95%、約75%、約70%、約50%であった。

特に「自己評価書の作成」の作業量については、ほとんどすべての対象校が「大きい」

としている。2巡目においては、第Ⅰ編6章でも述べたように対象校の負担を軽減すべく努めたが、依然として大学の負担感は大きい。自由記述の回答では「根拠資料・データの収集」の作業量が多かったというコメントが多く、どのような資料をどの程度まで用意すべきか迷った」等の意見もみられた。2巡目の認証評価においては（一部の提出必須データを除き）根拠資料・データについては各観点に例を示すにとどめ、各大学の判断に任せていたが、3巡目を迎えるにあたり、これらについて標準化し、さらなる作業量低減の工夫に努めることで改善を図った。

作業量の大きさに関する自由記述の回答においては、その理由として「各部局等からの提出された資料の取り纏め」が資料・データ収集に続き、また「7年に1度という評価の特性上、ノウハウが蓄積されず作業量が大きくなった」という声もあった。

「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」の作業量については「大きい」とする大学が多い。「訪問調査時の確認事項」では根拠資料・データの追加を求めることが多く、これらも3巡目に行われた根拠資料・データの標準化により、大学の負担を低減することが期待できよう。



図Ⅱ－4 評価に費やした作業量(対象校)

・統計的検定による評定値の経年比較

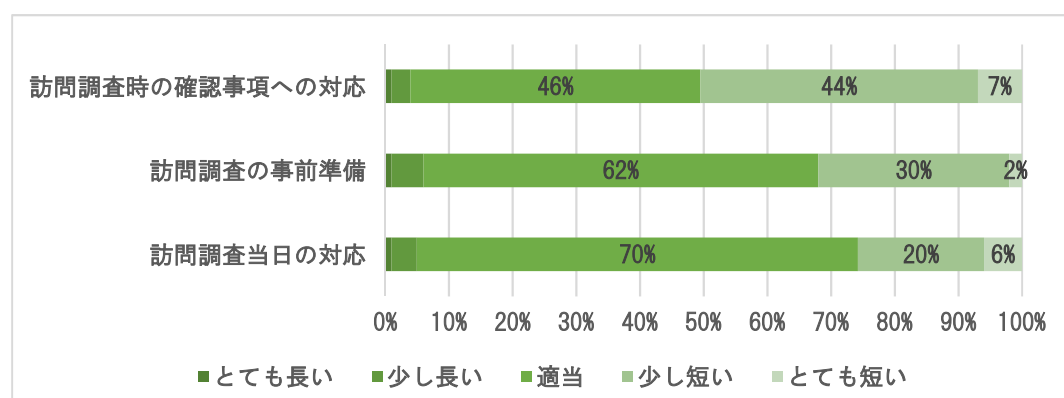
「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」（機関3－（1）－②）（ $M_1=3.51, M_2=3.94, t(113)=5.86, p<.01$ ）、「訪問調査のための事前準備」（機関3－（1）－③）（ $M_1=3.48, M_2=3.78, t(113)=3.89, p<.01$ ）、「訪問調査当日の対応」（機関3－（1）－④）（ $M_1=3.25, M_2=3.56, t(113)=4.04, p<.01$ ）に関して1巡目より2巡目の方が高くなっており、作業量は増加していると大学が認識している傾向が高まっている。訪問調査の作業期間に関連して3項目で大学が作業量が多いと判断

する傾向が高まったことは、負担感という点から捉えるとネガティブな結果と捉えられるが、巡目が進むにつれ、厳密に評価が行われ作業量が実際に増えていることは、質の保証が厳格になされているという判断も可能であり、必ずしも否定的な結果ではないと言える。

次に、作業期間に関する「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」(機関3-(2)-①)「訪問調査のための事前準備」(機関3-(2)-②)「訪問調査当日の対応」(機関3-(2)-③)の回答結果を図Ⅱ-5に示す。「訪問調査時の確認事項への対応」「訪問調査のための事前準備」の期間は、それぞれ3～4週間を設定している。訪問調査については1校あたり2日間の日程としている。図Ⅱ-6に示すように「適当」がそれぞれ約45%、約60%、約70%であった。「訪問調査当日の対応」についてはおおむね適切と考えられる。「訪問調査時の確認事項への対応」「訪問調査のための事前準備」については短いという回答も多いが、評価全体のスケジュールを考えると大幅な延長は難しい。自由記述によれば「訪問調査のための事前準備」において対象校が多く時間を要しているのは、卒業(修了)生面談者の手配であった。3巡目では、Webによる意見聴取を取り入れるなど、負担軽減を図っている。「訪問調査時の確認事項への対応」については、第Ⅲ章で述べるように、3巡目では、根拠資料・データの標準化による作業の軽減を図ったことにより、限られた時間内での対応が可能となるであろう。

・統計的検定による評定値の経年比較

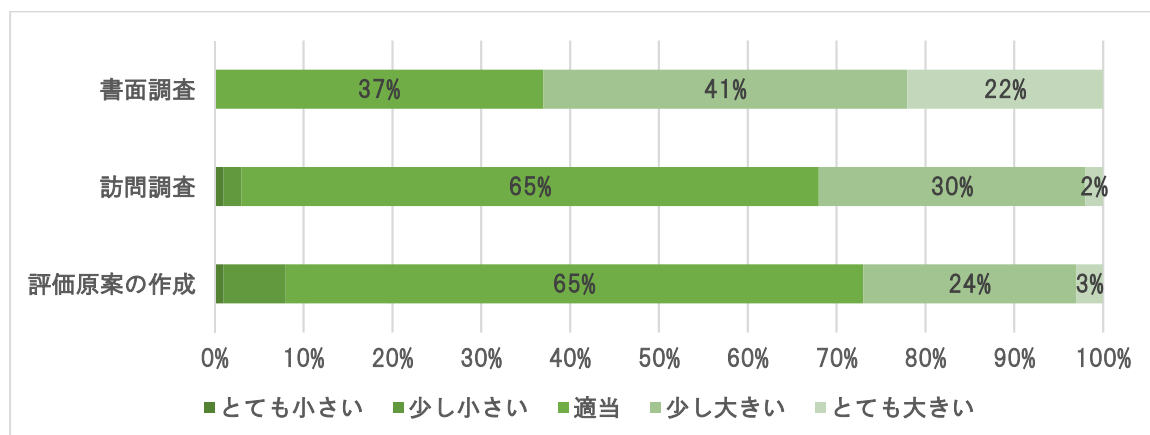
「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」(機関3-(2)-①) ($M_1=2.69, M_2=2.46, t(113)=2.89, p<.01$)、「訪問調査当日の対応」(機関3-(2)-③) ($M_1=3.03, M_2=2.73, t(113)=4.24, p<.01$)、に関して1巡目より2巡目の方が低くなっており、作業時間が作業量と比較して短くなっていると大学が認識している傾向が見られる。これも、前述した作業量と同様の解釈が可能であろう。



図Ⅱ-5 評価に費やした作業期間（対象校）

そのほか「意見の申立て」（作業量：機関３－（１）－⑤）（作業期間：機関３－（２）－④）に関して質問した結果、作業量については「適当」が約 80％であった。作業期間については４週間程度を設けているが、「適当」が約 90％であった。これらのことから、「意見の申立て」については作業量・作業期間ともに適切であったと考えられる。なお、本項目についても、統計的検定の結果は、項目（作業量：機関３－（１）－⑤）に関して１巡目よりも２巡目の方が増加している。（ $M_1=2.82$, $M_2=3.00$, $t(98)=2.22$, $p<.05$ ）。これも、先に示した２巡目を迎えた評価の厳格化の影響があるかもしれない。

評価担当者へのアンケート項目、作業量についての「自己評価書の書面調査」（評４－（１）－①）「訪問調査への参加」（評４－（１）－②）「評価結果（原案）の作成」（評４－（１）－③）に関する回答結果を図Ⅱ－６に示す。この図に示すように、作業量が「大きい」（「とても大きい」と「少し大きい」の合計）とする回答は、それぞれ約 65％、約 30％、約 25％であった。アンケート結果から、「書面調査」とりわけ「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」を作成する主査の作業量が大きいことがうかがえる。自由記述においては「自己評価書の出来具合によって大幅に作業量が異なる」との意見が少なからず見られた。



図Ⅱ－６ 評価に費やした作業量（評価担当者）

作業期間については、「自己評価書の書面調査」（評４－（２）－①）には１か月程度の期間を設定しているが「適当」が約 70％、「訪問調査への参加」（評４－（２）－②）「評価結果（原案）の作成」（評４－（２）－③）に関しても「適当」が約 80％であった。

これらの結果から、評価担当者における作業量や作業期間については、書面調査の作業量を除き概ね適切と判断できる。書面調査の作業量は、対象校の自己評価書の出来具合によって大きく左右されるとの意見がある。機構としても、２巡目においては『自己

評価実施要項』の充実を図るなど、対象校の自己評価書の完成度を高めるために努めた
が、3巡目においても引き続き努力していく必要があろう。

③ 評価のスケジュール

対象校へのアンケート項目「自己評価書の提出時期は適切であった」か（機関3－（4）
－①）の回答は「適当」が約80％であった。「訪問調査の実施時期は適当であった」か
（機関3－（4）－②）の回答は「適当」がほぼ100％であった。

これらのことから、評価のスケジュールは概ね適切であると考えられる。

・統計的検定による評定値の経年比較

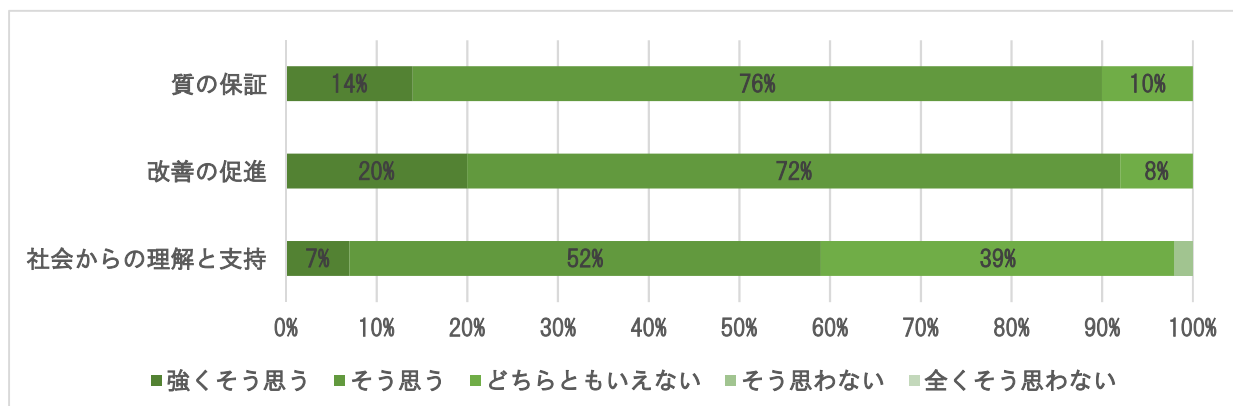
評価のスケジュールに関して χ^2 検定を適用した結果、有意差は見られず、経年的な
差があるとは統計的に認められなかった。これについては、1巡目と2巡目で大きな変
更がなかったこともあるだろう。

（3）評価基準及び観点について

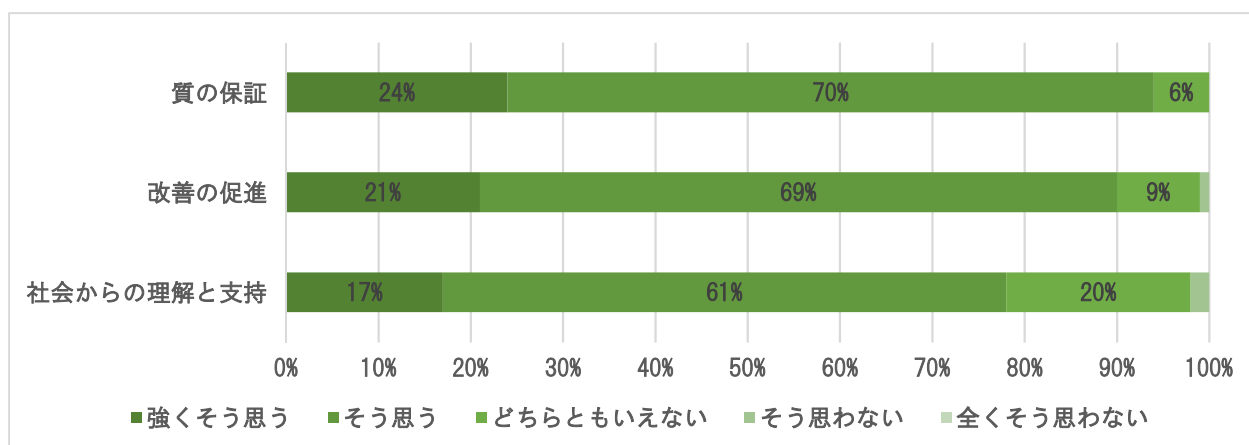
機構が定める評価基準及び観点の構成や内容が、大学等の教育研究活動等に関する「質
の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的に照らして適切であっ
たか、また、評価基準及び観点の中で対象校が自己評価を行う際に評価しにくいものや評
価担当者が評価しにくいものがあったか、などについて検証を行った。

① 評価の目的等との関係について

対象校及び評価担当者へのアンケート項目、評価基準及び観点の構成や内容が「教育
研究活動等の質を保証するために適切であった」か（機関1－①、評1－①）「教育研
究活動等の改善を促進するために適切であった」か（機関1－②、評1－②）「教育研
究活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった」か（機関1－③、評
1－③）の回答結果を図Ⅱ－7に示す。



(a) 対象校



(b) 評価担当者

図Ⅱ－７ 評価の目的に対する基準・観点の適切性

この図に示すように、「質の保証」及び「改善の促進」に対しては、対象校・評価担当者ともに肯定的な回答（「強くそう思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。）が約90%と高かった。「社会からの理解と支持」についての肯定的な回答は、評価者においては約80%とおおむね高かったが、対象校においては約60%と他の二つに比べれば低い値であった。評価基準や観点は質保証や改善を目指して作成されており、例えば大学の自己点検・評価体制や教員の業績評価等、大学の内部組織に係る観点を含んでいる。これらは、必ずしも学生（今後入学する学生を含む。）や卒業（修了）生を採用する企業等の大学内外の関係者が関心を抱くものではないことから、「社会からの理解と支持」については相対的に低い結果になっているものと考えられる。

上記の結果から、評価基準及び観点の構成や内容は、機構の掲げる評価の主要な目的である「質の保証」及び「改善の促進」については適切なものであったと考えられる。

「社会からの理解と支持」に関しては、基準や観点の変更を図るよりは、評価結果の社会への公表方法などの工夫によって改善を図る可能性はなお残っている。

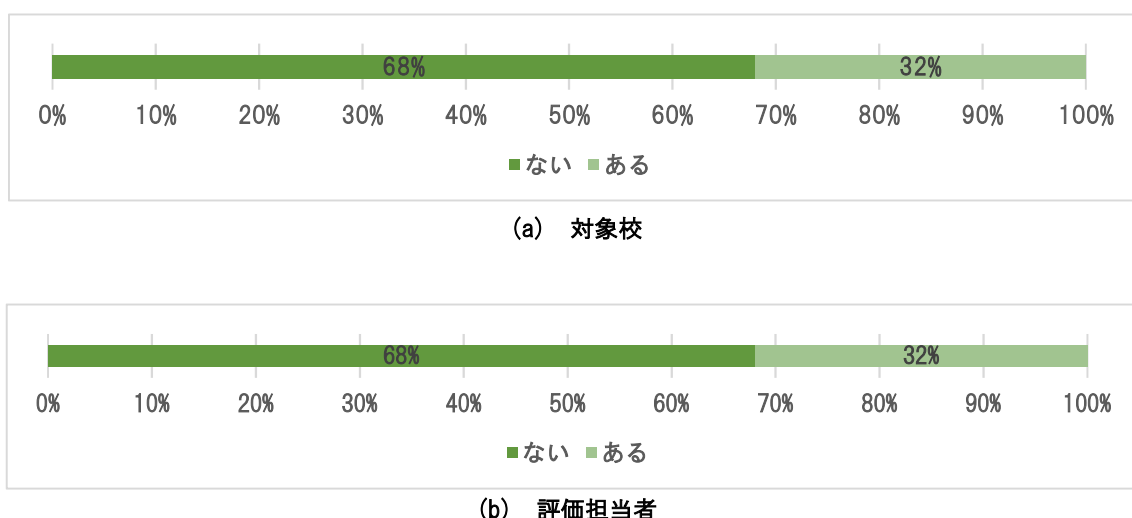
このほか、評価基準及び観点の構成や内容を「教育活動を中心に設定していることは適切であった」か（機関1－④、評1－④）との質問に対しては、対象校・評価担当者ともに肯定的な回答が約90%と高く、適切であったと考えられる。

・統計的検定による評定値の経年比較

評価基準及び観点と、評価の目的等との関係についてt検定を適用した結果、有意差は見られず、経年的な差があるとは統計的に認められなかった。経年的には差がないが、1巡目でも高い項目は2巡目でも高く、同様に、低い項目は低いという一貫した傾向が見られたと言える。

② 評価基準及び観点について

対象校へのアンケート項目「自己評価しにくい評価基準又は観点があった」か（機関1－⑤）、評価担当者へのアンケート項目「評価しにくい評価基準又は観点があった」か（評1－⑤）の回答結果を図Ⅱ－8に示す。この図に示すように、対象校・評価担当者ともに「ある」が約30%であった。「どの基準・観点が評価しにくかったか」との質問に対する自由記述の回答を見ると、対象校・評価担当者の双方において、基準5の「単位の実質化」、基準6の「学習成果」、基準8の「内部質保証」に係る項目等が少なからず見られた。これらはいずれも、2巡目で新たに追加、あるいは評価する視点が変更された項目である。前節で述べたように3巡目を迎えるにあたり根拠資料・データの標準化による作業の軽減を図ったことにより、限られた時間内での対応が可能となるであろう。機構においては、アンケートに示された意見を参考に、説明会や研修会を通して、3巡目においても対象大学及び評価担当者間の共通理解を今後も深めていく必要があるだろう。



図Ⅱ－8 評価基準及び観点の評価のしにくさ

対象校及び評価担当者へのアンケートにおいて、「内容が重複する評価基準又は観点があった」か（機関１－⑥、評１－⑥）と質問した結果、対象校では「ある」が約 20%、評価担当者では「ある」が約 15%といずれも少数であった。この結果は、１巡目から２巡目に移行するにあたり行った基準・観点の整理による効果もあるだろう。今後も評価の検証を通じ、基準の整理や見直しを行っていく必要があると言えよう。

・統計的検定による評定値の経年比較

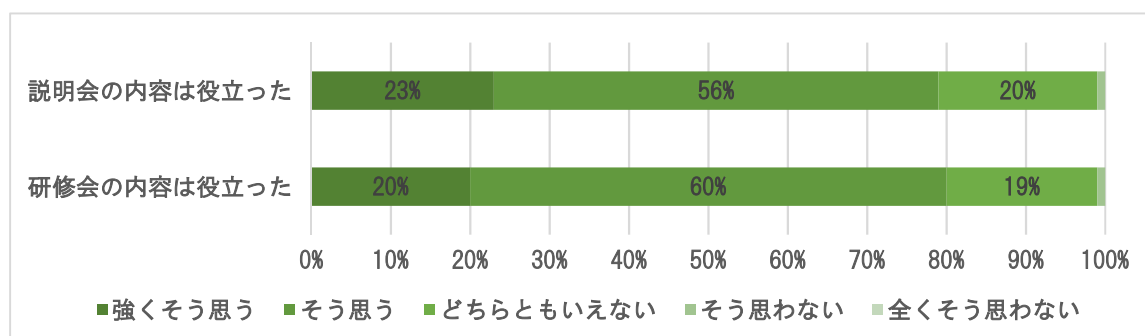
本項目に関しては、評定方法が１巡目の途中まで５件法、途中から２件法と変更があったため、検定を行わなかった。

（４）説明会・研修会について

大学等の関係者を対象に実施している説明会や、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者等を対象に実施している研修会について、その有効性の検証を行った。また、評価担当者を対象に実施している研修の内容の適切性についても検証を行った。

① 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

対象校へのアンケート項目、認証評価説明会及び自己評価担当者等に対する研修会に関して「（説明会・研修会の）内容は役立った」か（機関４－③、機関４－⑥）の回答結果を図Ⅱ－９に示す。この図に示すように、両者ともに肯定的な回答（「強くそう思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。）が約 80%となっており、おおむね適切であると考えられる。



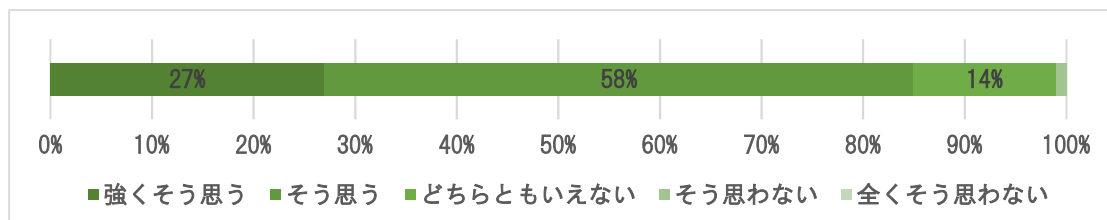
図Ⅱ－９ 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会（対象校）

・統計的検定による評定値の経年比較

上記２項目についてｔ検定を適用した結果、有意差は見られず、経年的な差があるとは統計的に認められなかった。これについては、１巡目も２巡目も比較的高い満足度が、継続して見られたと言える。

② 評価担当者に対する研修について

評価担当者へのアンケート項目「研修の内容は役立った」か（評3－③）の回答結果を図Ⅱ－10に示す。この図に示すように、肯定的な回答が約85%と高く、適切であると考えられる。



図Ⅱ－10 評価担当者に対する研修（評価担当者）

対象校・評価担当者から評価しにくいとされた基準・観点については、3巡目を迎えるにあたり、見直しを行っている。説明会・研修会等においても更に丁寧な説明を行うなどして、対象校及び評価担当者の理解を引き続き深める必要があろう。

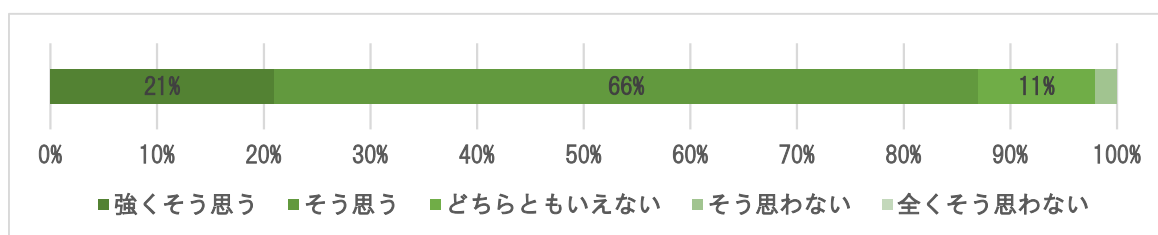
（５）自己評価書について

対象校が作成した自己評価書が、機構の定める評価基準及び観点に基づき、評価を行う上で適切なものとなっていたか、また、添付資料が適切であったかなどについて検証を行った。

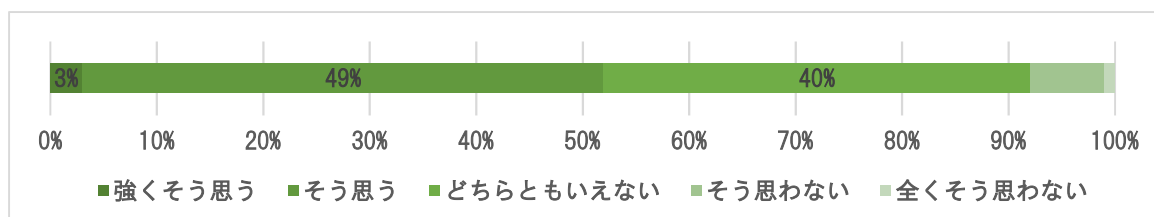
① 自己評価書の記述について

対象校へのアンケート項目「評価基準及び観点に基づき、適切に自己評価を行うことができた」か（機関2－（1）－①）、評価担当者へのアンケート項目「自己評価書には評価基準及び観点の内容が適切に記述されていた」か（評2－（1）－②）の回答結果を図Ⅱ－11に示す。

図Ⅱ－11(a)に示すように、対象校においては約85%が肯定的な回答（「強く思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。）をしているのに対し、評価担当者における肯定的な回答は約50%にとどまっており、「どちらとも言えない」との回答も多く、両者において大きな差が認められる。評価担当者からの自由記述においては、「とにかく分量が多いため、何が重要で何がそれほどではないかという、優先順位についての判断がしにくかった」「多くの観点について、学部や研究科単位の事例記述が多く、全学的視点での評価が極めて不十分であった。（評価が学部や研究科に丸投げされているような傾向が顕著であった）」などの意見が見られた。評価担当者はそれぞれ複数校を担当しており、担当校の中で自己評価書に差があることから、このような回答結果になったものと思われる。



(a) 対象校



(b) 評価担当者

図Ⅱ－11 自己評価の適切性

対象校へのアンケートにおいて「自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった」か（機関2－（1）－⑥）質問したところ、1巡目では肯定的な回答は50%程度であったが、2巡目では約70%となっており、改善されている。1巡目においては基準ごとに文字数制限を設けていたが、2巡目において、自己評価書全体の文字数の制限とするなど、文字数制限の緩和を行った効果と考えられる。

・統計的検定による評定値の経年比較

「自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった」（機関2－（1）－⑥）（ $M_1=3.30$, $M_2=3.75$, $t(114)=3.77$, $p<.01$ ）、に関して1巡目より2巡目の方が高くなっている。これは、文字数制限の緩和の効果を裏付ける結果と言える。

② 自己評価書の添付資料について

対象校へのアンケート項目「自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた」か（機関2－（1）－②）の回答結果を図Ⅱ－12に示す。

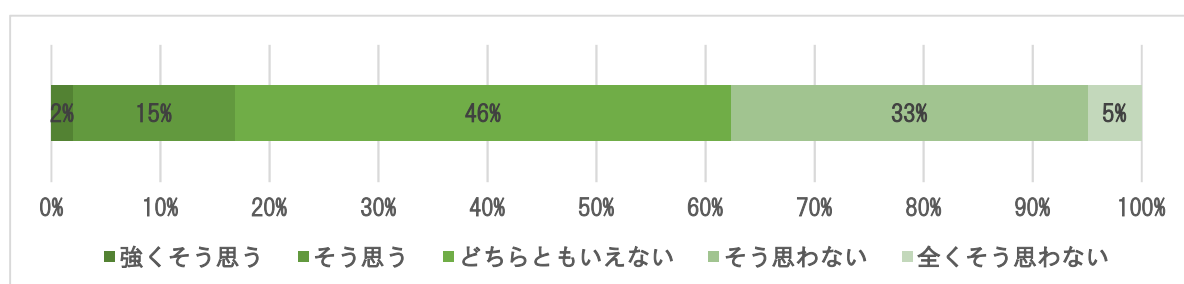
この図に示すように、肯定的な回答（「強く思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。）が約15%と少なく、否定的な回答は約40%と肯定的な回答を上回っており、「どちらともいえない」との回答も約45%ある。2巡目においても、少なからぬ対象校が、自己評価書を作成するにあたり、新たに資料・データを収集している。

また「自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った」

か（機関２－（１）－③）質問したところ、「迷った」との回答が約 35%あった。自由記述においては、「どのような資料を添付すべきか迷った」「どの程度まで詳しい資料を添付すべきか迷った」などの意見も多く寄せられている。

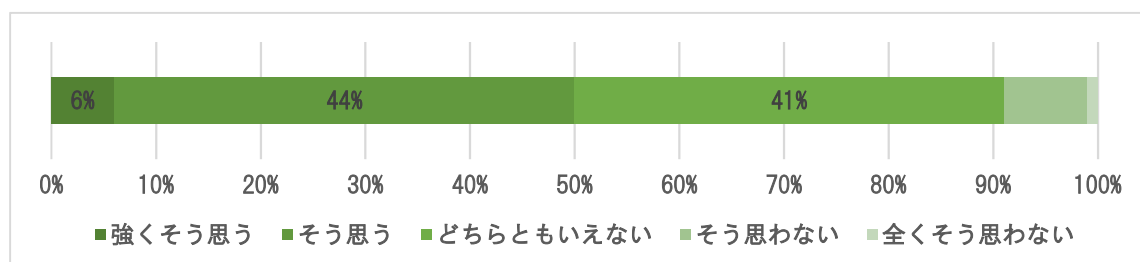
・統計的検定による評定値の経年比較

上記２項目について、有意差は見られず、経年的な差があるとは統計的に認められなかった。比較的否定的な結果が１巡目においても２巡目においても見られたことから、大学にとって、添付資料は認証評価のために新たに収集しなければいけないものもあり、その際に迷うこともあるということが、一貫した傾向として示されていると言える。



図Ⅱ－12 蓄積していた資料での対応（対象校）

評価担当者へのアンケート項目「自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた」か（評２－（１）－③）の回答結果を図Ⅱ－13に示す。この図に示すように、肯定的な回答が約 50%あったものの「どちらともいえない」との回答も約 40%あった。



図Ⅱ－13 自己評価書における根拠資料の適切性（評価担当者）

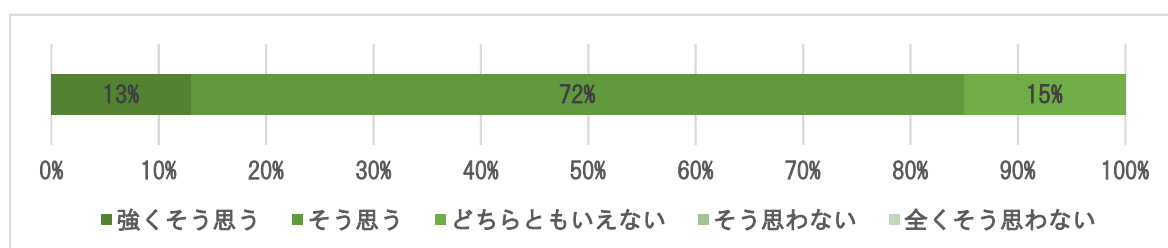
（２）②節で分析したように、評価対象校において作業量を「大きい」とする最大の要因は根拠資料・データの収集にあり、評価担当者もまた、その確認作業に手間を掛けている。３巡目において行った根拠資料・データの標準化等により、今後両者の作業の軽減が期待できよう。

（６）書面調査・訪問調査について

対象校から提出された自己評価書等に基づき、評価部会において評価担当者が対象校の状況を分析する書面調査について、分析の方法、事実誤認の有無を確認するために通知する「書面調査による分析状況」の内容が適切であったかについて検証した。また書面調査の後、対象校を訪問して書面調査では確認できない事項等を中心に調査する訪問調査について、その内容や方法をあらかじめ通知する「訪問調査時の確認事項」の内容が適切であったかなどについて検証を行った。

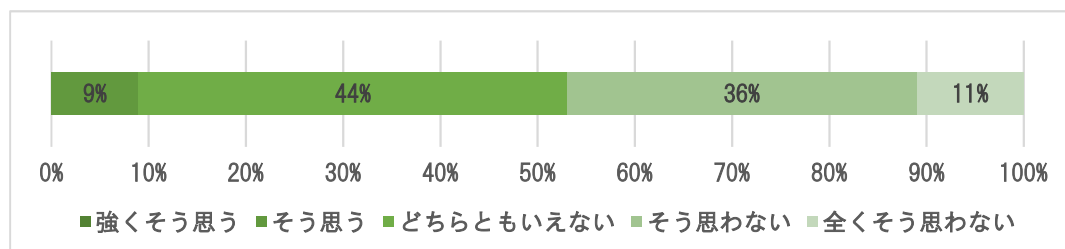
① 書面調査による分析について

対象校へのアンケート項目「訪問調査の前に提示された「書面調査による分析状況」の内容は適切であった」か（機関２－（２）－①）の回答結果を図Ⅱ－14に示す。この図に示すように、肯定的な回答（「強く思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。）は約 85%と高く、対象校のほとんどが書面調査結果に納得している。また、１巡目と２巡目の間での統計的な有意差も見られなかった。



図Ⅱ－14 「書面調査による分析状況」の適切性（対象校）

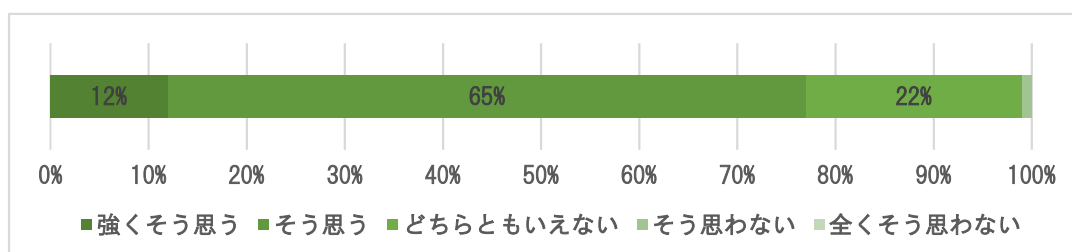
評価担当者へのアンケート項目「書面調査を行うために、対象校の提出物以外の参考となる情報（全国平均値等の客観的データ）があればよかった」か（評２－（２）－②）の回答結果を図Ⅱ－15に示す。この図に示すように、否定的な回答（「そう思わない」と「全く思わない」の合計。以下同じ。）が約 50%であり、１巡目に比べると、「あればよかった」という回答が減る傾向が認められた。



図Ⅱ－15 提出物以外の参考となる情報について（評価担当者）

② 訪問調査時の確認事項について

評価担当者へのアンケート項目「「訪問調査時の確認事項」に対する対象校の回答内容は適切であった」か（評2－（3）－①）の回答結果を図Ⅱ－16に示す。自己評価書における記述や根拠資料の不足に対して、訪問調査に先立って、あらかじめ補足説明や追加資料の提出を求めるのが「訪問調査時の確認事項」である。図Ⅱ－16に示したように、評価担当者の約75%が「訪問調査時の確認事項」に対する対象校の回答内容は適切であった」と回答しており、「訪問調査時の確認事項」が対象校の状況に関して理解を深める上でおおむね有効であったことを示している。また、1巡目と2巡目の間での評定値に、統計的な有意差は認められなかった。

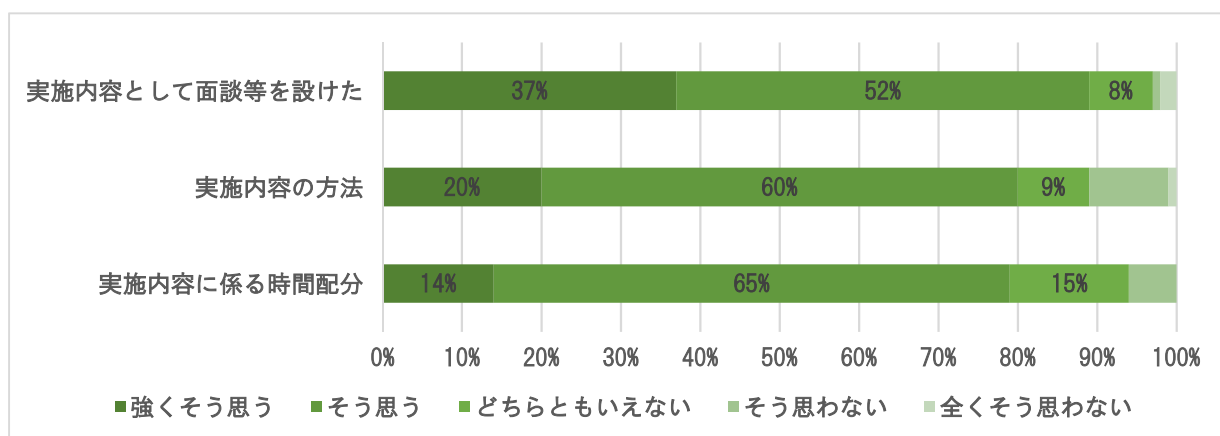


図Ⅱ－16 「訪問調査時の確認事項」の回答内容の適切性（評価担当者）

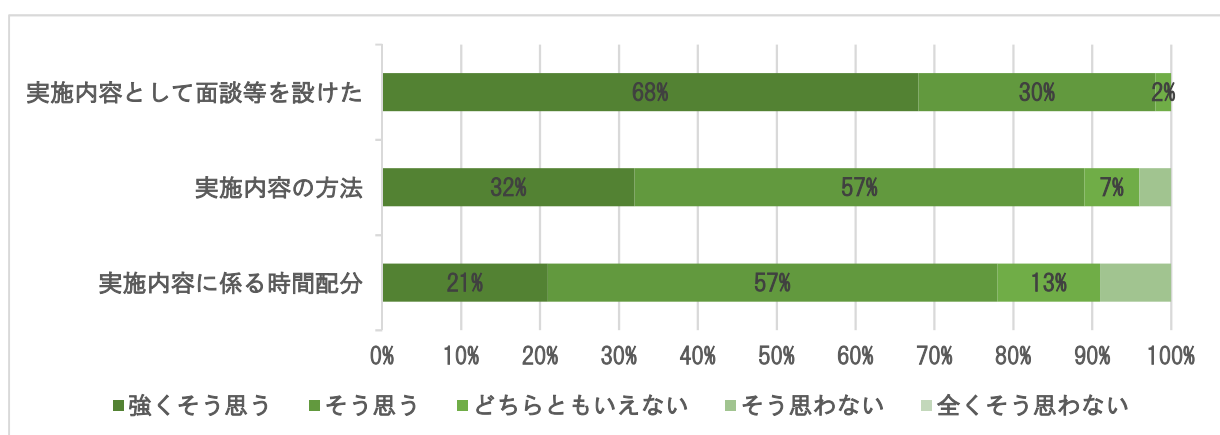
なお、対象校に対するアンケートにおいて「訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった」か（機関2－（2）－②）質問したところ、肯定的な回答（「強く思う」と「そう思う」の合計）が約80%であり、対象校においても「訪問調査時の確認事項」の内容には納得していると言える。その一方で、本項目については、1巡目と比べて2巡目の評定値が統計的に有意に減少している（ $M_1=4.04$, $M_2=3.87$, $t(113)=2.02$, $p<.05$ ）。これは適切性の質問項目ではあるが、厳密な評価によって細かな点まで大学に問い合わせが行われることにより、負担感の増加が適切性の評定値を下げた可能性があるが、有意差はあるが依然として高い値であり、大きな問題ではないと思われる。

③ 訪問調査の実施内容について

対象校及び評価担当者へのアンケート項目、「実施内容として面談等を設けたことは適切であった」か（機関2－（2）－④、評2－（3）－③）「実施内容の方法は適切であった」か（機関2－（2）－⑤、評2－（3）－④）「実施内容に係る時間配分は適切であった」か（機関2－（2）－⑥、評2－（3）－⑤）の回答結果を図Ⅱ－17に示す。この図に示すように、肯定的な回答（「強く思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。）が、約80～95%と高く、訪問調査の実施内容は適切であったと考えられる。



(a) 対象校



(b) 評価担当者

図Ⅱ－17 訪問調査の実施内容の適切性

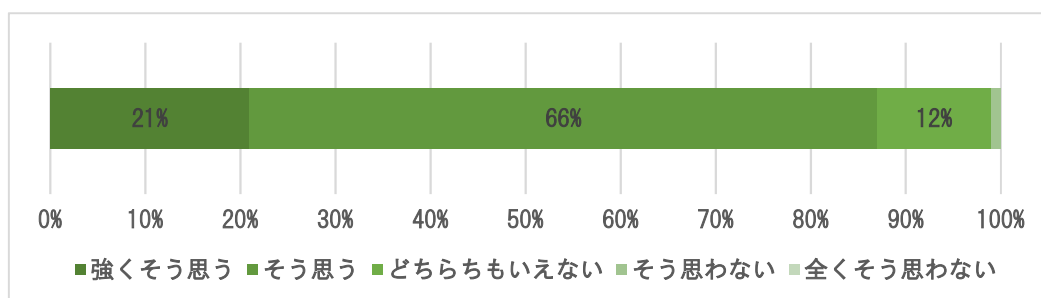
評価担当者へのアンケートにおいて、「訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた」か（評２－（３）－②）について質問した結果、肯定的な回答が約 90%と高く、評価担当者は対象校の状況について十分に理解した上で評価を実施していると言える。

対象校及び評価担当者へのアンケート項目「訪問調査では、機構の評価担当者と対象校の間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」か（機関２－（２）－⑦、評２－（３）－⑥）の回答結果を図Ⅱ－18に示す。評価を有効なものとするためには、対象校と評価担当者の共通理解が極めて重要である。図Ⅱ－18に示すように、対象校・評価担当者ともに肯定的な回答は約 85%と高く、両者の共通理解の上で評価が実施されていたことがうかがえる。

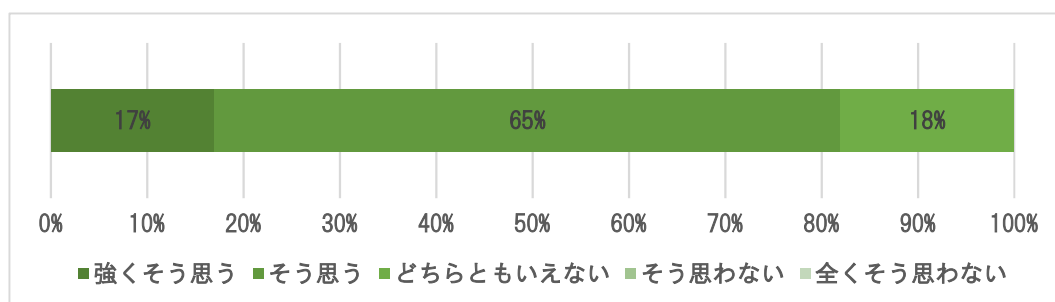
・統計的検定による評定値の経年比較

上記の訪問調査の実施内容に関する項目について、有意差は見られず、経年的な差が

あるとは統計的に認められなかった。これについては、1巡目も2巡目も満足度が高く、大学と機構の間の教育研究活動等の状況に関する共通理解という、訪問調査の重要な意義の一つを示すデータと言える。



(a) 対象校



(b) 評価担当者

図Ⅱ－18 教育研究活動等の状況に関する共通理解

④ 訪問調査時の人数・構成等について

対象校及び評価担当者へのアンケートにおいて、「訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く。）の人数や構成は適切であった」か（機関2－（2）－⑧、評2－（3）－⑦）質問したところ、肯定的な回答はそれぞれ約90%と高く、適切であると考えられる。また、1巡目と2巡目での統計的な有意差も見られなかった。

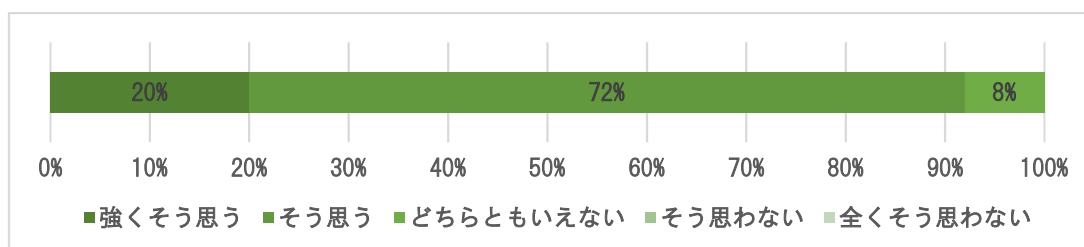
（7）評価結果（評価報告書）について

機構の作成した評価報告書の内容や意見申立ての実施方法等が適切なものであったかについて検証を行った。

① 評価報告書の内容について

対象校へのアンケート項目「総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった」か（機関5－（1）－⑨）の回答結果を図Ⅱ－19に示す。この図に示すように、肯定的

な回答（「強くそう思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。）は約 90%と極めて高かった。本項目について、1 巡目と比べて 2 巡目の評定値が統計的に有意に減少している（ $M_1=4.24$, $M_2=4.11$, $t(113)=2.23$, $p<.05$ ）。しかし、上述したように平均値は 4.0 を超えており、2 巡目においても、大学は報告書の内容を適切と判断していると言えるだろう。



図Ⅱ－19 評価報告書の内容の適切性（対象校）

次に、「評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった」か（機関 5－（1）－④）「評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった」か（機関 5－（1）－⑤）「評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった」か（機関 5－（1）－⑥）「評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた」か（機関 5－（1）－⑦）の回答結果を図Ⅱ－20 に示す。

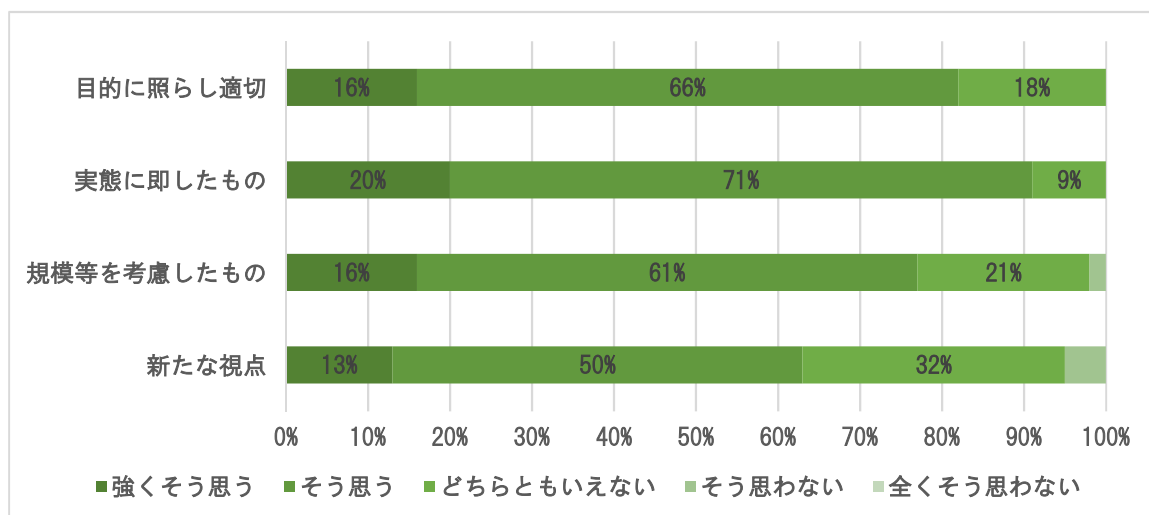
この図に示すように、前 3 問に対する肯定的な回答は、それぞれ約 80%、約 90%、約 75%と高かった。機構において評価を受けた大学は、様々な設置形態（国公立）であり、10 学部 10 研究科以上と多数の部局を有する総合大学から単科大学まで含まれており、規模や立地条件の違いもあり実に多様である。機構における認証評価においては、基本方針に示すように「大学の個性の伸長に資する評価」を心がけて実施してきたところである。図Ⅱ－20 に示す高い値は、機構の評価が、対象校の目的・実態・規模等の違いに配慮したものとなっていることを示していると言えよう。

一方「評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた」かについては、肯定的な回答は約 60%と必ずしも高くなかった。機構の評価は、基本方針に示すように「ピア・レビューを中心とした評価」であり、評価担当者も大学関係者－同業者－であり、その意味では新たな視点が得られたとする対象校が必ずしも多くなかったことは頷ける結果である。それでも、半数以上程度の対象校が「新たな視点が得られた」と回答しているのは、認証評価－第三者評価－の有効性を示しているものと言えよう。

・統計的検定による評定値の経年比較

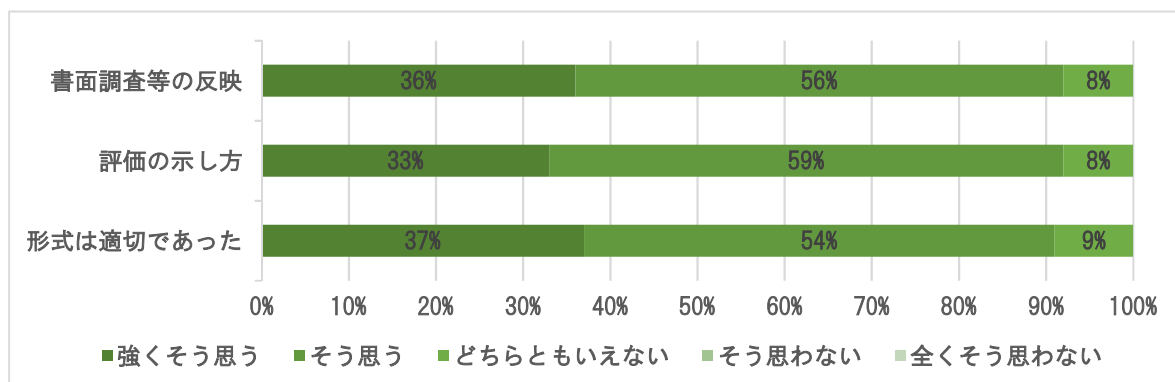
上記の評価報告書の内容の適切性に関する質問として、「評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった」（機関 5－（1）－④）（ $M_1=4.16$, $M_2=3.96$, t

(113) = 2.74 , $p < .01$) において、1巡目と比べて2巡目の評定値が統計的に有意に減少している。経年的な低下は見られるが、絶対的な適切性についての回答は高く、1巡目と比較しても、適切性は依然として高いと言えるだろう。



図Ⅱ-20 評価報告書の内容の適切性（対象校）

評価担当者へのアンケート項目、「自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された」か（評2-（4）-①）「基準1から基準10の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった」か（評2-（4）-②）「評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象校の「主な優れた点」「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった」か（評2-（4）-④）の回答結果を図Ⅱ-21に示す。この図に示すように、肯定的な回答はそれぞれ約90%と高く、評価担当者の書面調査、訪問調査の内容が評価結果に十分反映されており、また、評価方法及び評価報告書の形式は適切であったことを示している。



図Ⅱ-21 評価結果の妥当性（評価担当者）

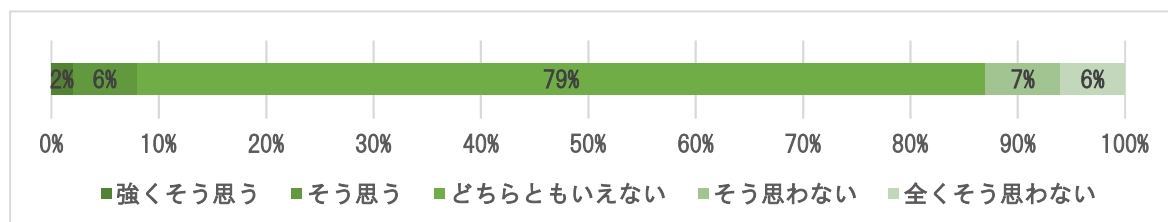
② 評価報告書等の公表・反響について

対象校へのアンケートにおいて、「今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している」か（機関5－（2）－①）「評価報告書をウェブサイトなどで公表している」か（機関5－（2）－②）質問したところ、「公表している」との回答がいずれも約95%であり、ほぼすべての大学が双方を公表している。

次に「評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた」か（機関5－（3）－①）質問した結果を図Ⅱ－22に示す。この図に示すように、肯定的な回答（「強くそう思う」と「そう思う」の合計）、否定的な回答（「そう思わない」と「全くそう思わない」の合計）ともに約10%程度となっており、「どちらでもない」との回答が約80%と多い。自由記述からは、「そもそも報道が十分に行われていないと思われる」「評価結果公表後も、特にマスメディア等からの反応はなかった」との意見が多く見られた。

・統計的検定による評定値の経年比較

上記の評価報告書等の公表・反響に関する項目について、有意差は見られず、経年的な差があるとは統計的に認められなかった。公表については1巡目も2巡目も高い状況が続いている。反響については、自由記述にあるように、そもそも報道がなされないが故に、適切性について「どちらでもない」との回答が1巡目においても2巡目においても多い傾向が変化なく続いたと理解できる結果である。



図Ⅱ－22 評価結果に対するマスメディア報道の適切性（対象校）

<大学関係者以外からの意見>

平成23年1月に、我が国の高等教育における質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進するため、各認証評価機関の協力のもと、認証評価機関連絡協議会（以下「協議会」という。）が設立された。協議会ではウェブサイトを開設し、従来は個々の認証評価機関ごとに発表していた認証評価結果を一括して見られるようにしている。

協議会が主催して平成25年度に開催した報道関係者及び高等学校関係者（受験産業関係者を含む。）との「認証評価に対する意見交換会」においては、報道関係者からは「適合（基準を満たしている）が当たり前」であり、報道が「不適合」を中心としたも

のになるのは致し方ないとの意見が聞かれた。「適合（基準を満たしている）」はニュースにならないということは、我が国の大学が、社会から一定の支持を得ていることの証左とも言えよう。その他、「大学のステークホルダーとしては、高校生（保護者を含む。）、就職先関係者、設置者（国・地方自治体）など様々な者があるが、認証評価結果を誰に向けて発信しているかが明確でなく、報道のしようがない」との意見も聞かれた。

また、高等学校関係者からは、「認証評価は進路選択のために高校生・保護者や高校の教員が利用するものというよりも、評価結果を受け取った大学が改善するためにあるものと思っている」、「学生が受ける教育の質を保证するために認証評価を行っていることが重要で、このことを伝えていくべき。高校生や保護者に伝わっていないのがもったいない」との声が聞かれ、認証評価制度についての理解が進みつつあることがうかがえた。また、「評価報告書には大学が作成したパンフレット等では得られない情報が書かれており、（「この大学へは行かない方がよい」という判断もでき、）進路指導の際に利用している。」との意見も聞かれた。

その他、報道関係者、高等学校関係者から、様々な意見や提案があった。

機構としては、これらの大学関係者以外からの意見も参考に、文部科学省や他の認証評価機関とも連携し、認証評価制度に対する社会の理解を深めるべく、今後とも、努力を続けていく必要があろう。

③ 意見の申立てについて

対象校に対するアンケートにおいて、「意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった」か（機関2－（3）－①）を質問したところ、肯定的な回答（「強くそう思う」と「そう思う」の合計。以下同じ。）が約80%であった。また、「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載したことは適切であったか（機関2－（3）－②）との質問については、肯定的な回答が約75%であった。次に、「貴校からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった」か（機関2－（3）－③）との質問については、肯定的な回答が約60%であった。

これらのことから、意見の申立てについて、実施方法やスケジュール、申立ての内容及びその対応を評価報告書に掲載したこと並びに意見の申立てに対する機構の対応は、概ね適切であったと考えられる。

・統計的検定による評定値の経年比較

意見の申し立てに関する質問として、「意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった」（機関2－（3）－①）（ $M_1=4.15$, $M_2=3.96$, $t(113)=2.42$, $p<.01$ ）において、1巡目と比べて2巡目の評定値が統計的に有意に減少している。これについても、経年的な低下は見られるが、絶対的な適切性についての回答は高く、1巡目と比

較しても、適切性は依然として高いと言えるだろう。また、意見の申し立てを行った大学以外にも本項目について回答していることから、回答の信頼性の程度について留意する必要がある。

（８）前回の認証評価を受けたことによる効果・影響

対象校へのアンケート項目、前回の認証評価を受けたことにより、対象校の「教育研究活動等の質の保証に効果・影響があった」か（機関 9－①）「教育研究活動等の改善の促進に効果・影響があった」か（機関 9－②）「教育研究活動等に対し社会からの理解と支持に効果・影響があった」か（機関 9－③）の回答結果を図Ⅱ-23 に示す。

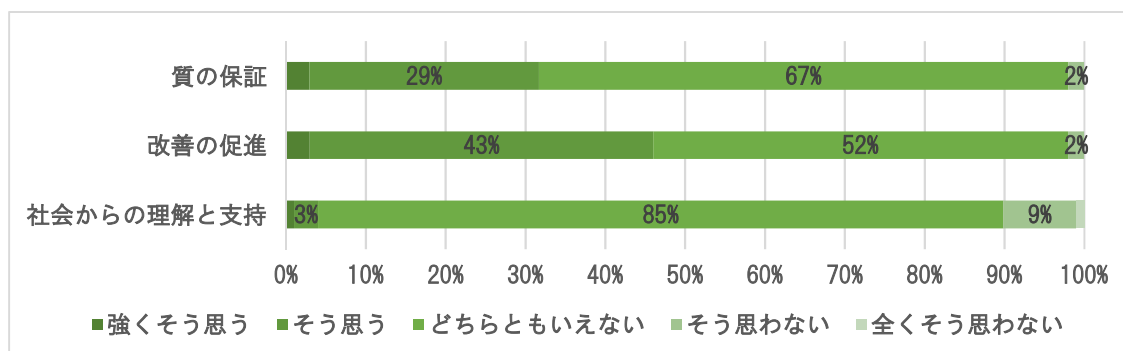
この図に示すように、「質の保証」「改善の促進」についての肯定的な回答（「強く思う」と「思う」の合計。以下同じ。）は、それぞれ約 30%、約 45%となっており、高いとは言えない。「社会からの理解と支持」については、肯定的な回答が約 5%、否定的な回答（「全くそう思わない」と「そう思わない」の合計。以下同じ。）は 10%となっており、否定的な回答の方が多い。

前回の認証評価においても評価実施直後にアンケートを実施しており、そこでは「質の保証」「改善の促進」についての目的の達成度は、双方とも約 80%と高かった[2]。また、2 巡目においては、1 巡目において指摘した「改善を要する点」について、その後の改善状況を確認している。すなわち、基準 9 に「評価結果がフィードバックされ改善のための取組がおこなわれているか。」との観点（9－3－③）を設けており、自己評価の際の留意事項として、「以前に受けた大学機関別認証評価において「改善を要する点」として指摘されている場合は、改善に向けた取組や改善状況を分析すること。」を挙げている。

一方で、図Ⅱ-23 に示したように「質の保証」「改善の促進」については「どちらともいえない」との回答が、それぞれ約 65%、約 50%と多い。対象大学においては、例えば国立大学法人評価など、認証評価以外の評価を受けていることから、認証評価としての効果・影響がわかりにくくなっていることや、「前回と比較した」という点で対象校の評価担当者が替わっており、前回の状況が必ずしも今回のアンケート回答者に明確に伝わっていないことから、このような結果になったということも考えられる。

・統計的検定による評定値の経年比較

本質問項目は 2 巡目に導入されたため、分析は行わなかった。



図Ⅱ-23 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響

(9) 前回と比較した認証評価のプロセス等について

対象校へのアンケートにおいて、前回の認証評価と比較して、認証評価のプロセス等が改善されたかについて質問した。質問事項は、

「評価基準及び観点の構成や内容は、

認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった」か（機関 10-①）

「評価基準及び観点に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった」か（機関 10-②）

「訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった」か（機関 10-③）

「評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった」か（機関 10-④）

「評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった」か（機関 10-⑤）

「説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった」か（機関 10-⑥）

「評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった」か（機関 10-⑦）

「対象校が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった」か（機関 10-⑧）

「評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった」か（機関 10-⑨）

「自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった」か（機関 10-⑩）

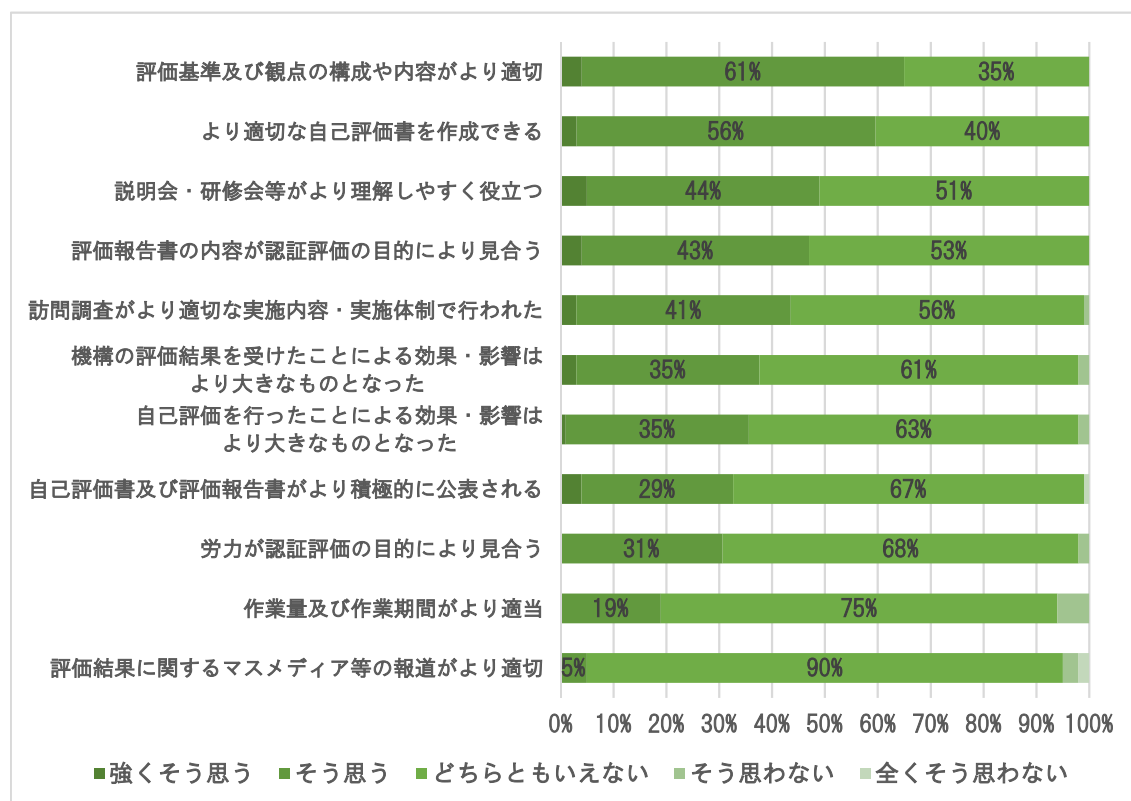
「機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった」か（機関 10-⑪）

の11項目である。回答結果を、肯定的な評価（「強く思う」と「思う」の合計。以下同じ。）が高かった順に図Ⅱ－24に示す。

この図に示すように、「評価基準及び観点の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった」かについては肯定的な評価が約65%と高く、2巡目における評価基準や観点の改定が、対象校からも一定の評価を受けていることを示している。「評価基準及び観点に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった」かについても、肯定的な評価は約60%と半数を上回っており、対象校が2巡目を迎え、自己評価の実施・報告等に慣れてきた結果を示しているものと思われる。

一方「評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった」については、肯定的な評価は約5%にとどまっており、ほとんどの対象校（約90%）が「どちらともいえない」と回答している。今回のアンケートに回答したすべての対象校が「基準を満たしている」との評価を受けているが、(7)②節で述べたように、マスメディアは「適合（基準を満たしている）が当たり前」と考えており、特に目立った報道がされていないことから、このような結果になったものと思われる。

その他の事項については、否定的な回答はほとんど見られないものの「どちらともいえない」との回答が多い。対象校の評価担当者が前回から7年経って替わっていて、前回の状況が必ずしも今回のアンケート回答者に明確に伝わっておらず、比較が可能でないことから「どちらともいえない」との回答が多くなっていることも考えられる。



図Ⅱ－24 前回と比較した当機構の認証評価のプロセスについて

- ・統計的検定による評定値の経年比較

本質問項目は2巡目に導入されたため、分析は行わなかった。

(10) 評価についての全般的な意見・感想について

(1)～(9)に挙げたもののほか、評価全般について、対象校及び評価担当者から主に次のような意見・感想があった。

・対象校からの意見・感想について

対象校から寄せられた意見・感想においては、認証評価機関として機構を選択した理由について「国立大学法人中期目標評価に備えるため」「(1巡目にて機構の評価を受けており)同一の認証評価機関による認証評価を継続して受け、その評価結果を比較・検討することにより、教育の質の向上、改善の状況が明確となり、教育の質を保証することが可能であること」「評価基準及び各観点が、適切に設定されている」等が見られた。

機構の評価を受けた感想としては、「教育研究活動の改善に有意義であった」「改善点を指摘してもらえた」「評価活動に対する認識が深まった」「適正な評価であった」等、期待通りであったとする感想が多く寄せられた。

一方、今後の機構の評価に関しては「評価手数料の見直し」「(国立大学の場合は法人評価との重複があるので)法人評価に係る項目の代用等自己評価の簡略化」「評価方法と評価結果報告の方法に工夫を重ねてほしい」との意見も寄せられた。

評価手数料については、民業圧迫の観点から、他の認証評価機関との関係において、機構が運営費交付金の措置を受けていることによって優位に働くようなことがあってはならない事情もあり、機構独自の判断だけではなく、民間認証評価機関の手数料を考慮して設定せざるを得ない点がある。

法人評価との重複に関連し、機構が行う第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価においては、教育に関する現況調査表の「教育の水準」に関する必須記載項目の設定に当たり、機構の大学機関別認証評価(領域6「教育課程と学習成果に関する基準」)の記載内容(基準や分析項目)との関係を考慮して整理を行っている。

・評価担当者からの意見・感想について

評価担当者から寄せられた意見・感想においては「よい機会となった」「今後の本務校での活動に役立つ」等があり、貴重な経験ができたとするものが多かった。

一方、「内部質保証システムの有効性の重視という観点から言うと、機構の評価には少し弱い点がある」「先導的評価機関として、評価がたんなる作業にならないよう、他の評価機関をリードしてほしい」との意見も寄せられた。

平成 28 年 3 月 31 日に定められた文部科学省令第十七号の中で、学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（細目省令）が改正され、機構だけではなくすべての認証評価機関において、認証評価基準が「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。」、すなわち内部質保証について評価することが求められ、さらに「重点的に認証評価を行うこととしていること。」とすることが定められた。これに対応し、機構の 3 巡目の認証評価では、「領域 2 内部質保証に関する基準」を重点評価項目として位置付けている。

3. まとめ

本編では、対象校及び評価担当者に対して実施したアンケートについて分析した。主要な分析結果は以下のとおりである。

<認証評価の目的の達成度／評価の効果・影響について>

機構の掲げる評価の3つの目的、すなわち「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」に関して、前2者については概ね達成できたものと考えられる。ただし「社会からの理解と支持」については十分に達成できたとは言えず、認証評価制度そのものについての社会における認知度を高める等、更なる工夫・努力が必要である。評価の効果・影響に関しては、自校の教育研究活動等についての「実態の把握」「今後の課題の把握」「改善の促進」については“自己評価”過程が極めて重要である一方、「改善の促進」「組織の運営改善に向けての教職員の意識変化」「個性的な取組の促進」については、学内の取組に加えて「評価結果－外部からの指摘－」が一つの圧力やインセンティブとして機能しており、第三者評価（認証評価）の有効性を示しているものと考えられる。

<評価の負担と効果等について>

対象校・評価担当者ともに評価作業に要した労力は大きいとしているが、「評価の負担と効果労力が評価の目的に見合うものであったか」については双方ともに肯定的な回答が得られており、「質の保証」「改善の促進」という主要な目的については概ね見合うものであったと考えられる。

対象校が評価に費やした作業量については、自己評価書の作成に係る作業量について、ほとんどすべての対象校が「大きい」としている。3巡目を迎えるにあたっては、これらについて標準化を図るなど、さらなる作業量低減の工夫に努めた。評価担当者の作業量については、書面調査に係る作業量について「大きい」との回答が寄せられている。自由記述からは、書面調査の作業量は対象校の自己評価書の出来によって大きく左右されることがうかがえる。機構としても、『自己評価実施要項』や説明会・研修会の更なる充実に努める必要があろう。

そのほか「評価基準及び観点」「説明会・研修会」「自己評価書」「書面調査・訪問調査」「評価結果（評価報告書）」については概ね適切であったと考えられる。

<前回の認証評価を受けたことによる効果・影響／前回と比較した認証評価のプロセス等について>

対象校からは、前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について「改善の促進」「質の保証」に関しては一定の効果があったとの肯定的な回答を得ている。認証評

価のプロセス等については、前回と比較して「評価基準及び観点の構成や内容がより適切になった」「より適切な自己評価書を作成できるようになった」との意見を得ている。

Ⅲ 大学機関別認証評価結果の分析

機構の機関別認証評価においては、認証評価の第2の目的、すなわち評価結果をフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てるため、評価結果において「優れた点」「改善を要する点」等を指摘している。本編では、第1章において、これらについての概要を述べる。また第2章においては、「改善を要する点」等について分析し、2巡目における認証評価の特徴を明らかにする。

1. 「優れた点」及び「改善を要する点」等の概要

2巡目を振り返るにあたり、まず、「優れた点」と「改善を要する点」の2巡目の評価全体を通した傾向の分析を行う。それらの定義は、評価実施手引書[8]において、以下のような考え方を参考として抽出するように記載されている。

「優れた点」

- 1) 大学の目的・目標に照らして、優れていると判断されるもの。
- 2) 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。
- 3) 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。
- 4) 大学一般に期待される水準から見て、優れていると判断されるもの。

「改善を要する点」

- 1) 法令違反の状態であり、可及的速やかに改善すべきと判断されるもの。
- 2) 法令違反の状態ではないが、速やかに改善が必要と判断されるもの。
- 3) 大学の目的に照らして、改善が必要と判断されるもの。
- 4) 大学一般に期待される水準から見て、改善が必要と判断されるもの。

なお、「更なる向上が期待される点」も抽出する場合があります、こちらは「優れた点」、「改善を要する点」程の指摘は見られなかったが、その定義は以下の通りであった。

「更なる向上が期待される点」

- 1) 大学の目的に照らして、優れた達成状況に向けた取組であり、ある程度の成果が上がっていると判断されるもの。
- 2) 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、近い将来、成果が期待できると判断されるもの。

図Ⅲ－１及び図Ⅲ－２に、２巡目の７年間全体（平成２４年度から平成３０年度）において指摘された、基準ごとの「優れた点」及び「改善を要する点」の件数を示す。なお、２巡目において指摘された「優れた点」及び「改善を要する点」については、各大学の評価報告書として公表済みであるが、これらを基準ごとに整理したものを機構のウェブサイト[16]において公表している。また、「優れた点」及び「改善を要する点」には、「主な」優れた点、「主な」改善を要する点の記載もあるが、「主な」と付く場合には、各大学の評価結果の最初のページに記載されているものである。

図Ⅲ－１に示すように、「優れた点」の総数は１,３５４件（「主な優れた点」は１,０６８件）で、１校あたり平均で１１.０件である。基準ごとに見ると、基準５「教育内容及び方法」が６２１件（４６％）（「主な優れた点」は５３０件）と突出して多い。文部科学省の競争的資金を獲得したプロジェクトの他、教育課程編成・実施上の多くの取組が取り上げられている。次いで基準７「施設・設備及び学生支援」が２０３件（１５％）（「主な優れた点」は１４７件）で、生活支援（含：就職支援）、学習相談・助言・支援、経済支援、学習支援環境の整備等について、多くの取組が評価されている。３番目に多かったのは、基準３「教員及び教育支援者」が１５４件（１１％）（「主な優れた点」は１１９件）で、教員の定期的な業績評価とその処遇への反映等が取り上げられている。

基準５においては、１巡目と同様、文部科学省の競争的資金に採択された取組については原則として「優れた点」にあげており、２巡目においても、文化庁、日本学術振興会、経済産業省、科学技術振興機構等の事業に採択されたものも含めて、実に多くの取り組みが取り上げられている。中には、学内における競争的資金へと発展させている大学も見られた。なお、採択数が大変多いため、評価報告書においてはいくつかの取組をまとめて１件とした。

「優れた点」として取り上げられた事項は、ほぼ１巡目と同様であるが、基準５「教育内容及び方法」において、３つの教育基本方針（３ポリシー）の一体的策定、カリキュラム・マップ／カリキュラム・ツリーの充実、アクティブ・ラーニングなど、また、基準７「施設・設備及び学生支援」において、ラーニング・コモンズ、イングリッシュ・カフェなど、新たに始められた取組も取り上げられていた。

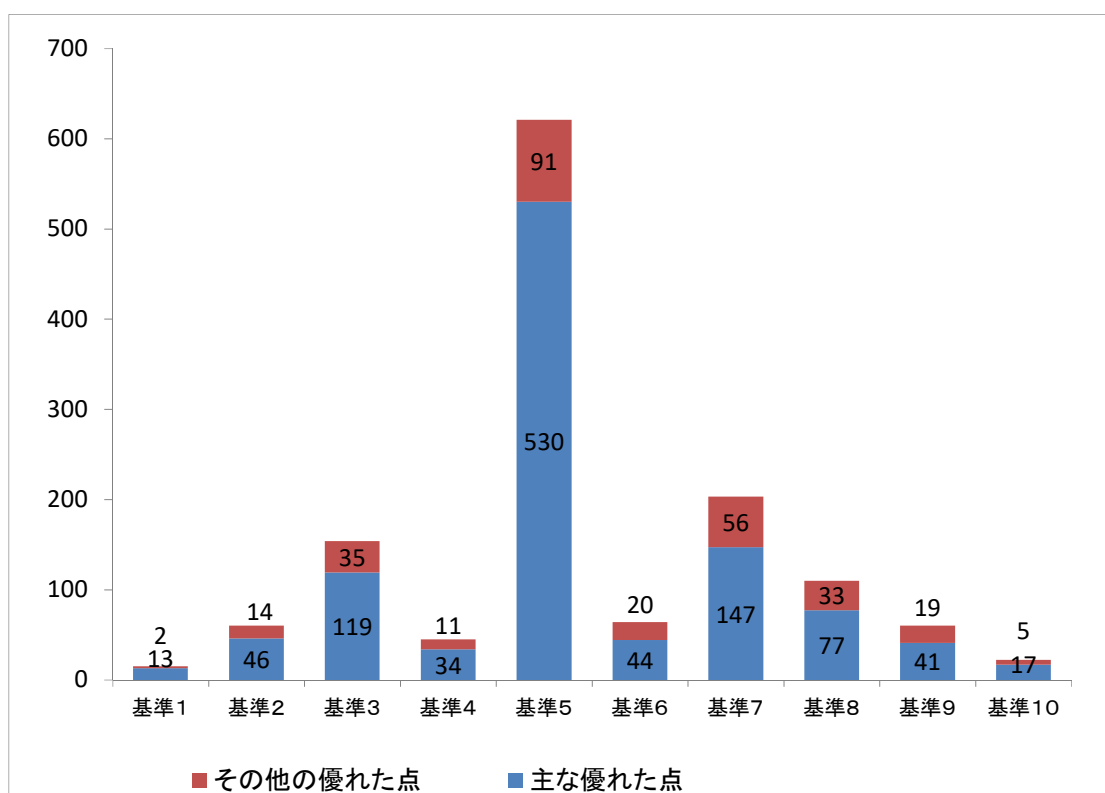
一方、図Ⅲ－２に示すように「改善を要する点」の総数は２５０件（「主な改善を要する点」は１７７件）で、１校あたり平均で２.０件（「主な改善を要する点」は１.４件）であった。基準ごとに見ると、基準５「教育内容及び方法」が７９件（３２％）と多く、ついで基準４「学生の受入」が７３件（２９％）、基準７「施設・設備及び学生支援」および基準８「教育の内部質保証システム」がそれぞれ３０件（１２％）となっている。

「改善を要する点」の詳細は、次章において分析する。

なお１巡目（対象校：１３２校）においては、取り上げられた「優れた点」の総数は１,９６４

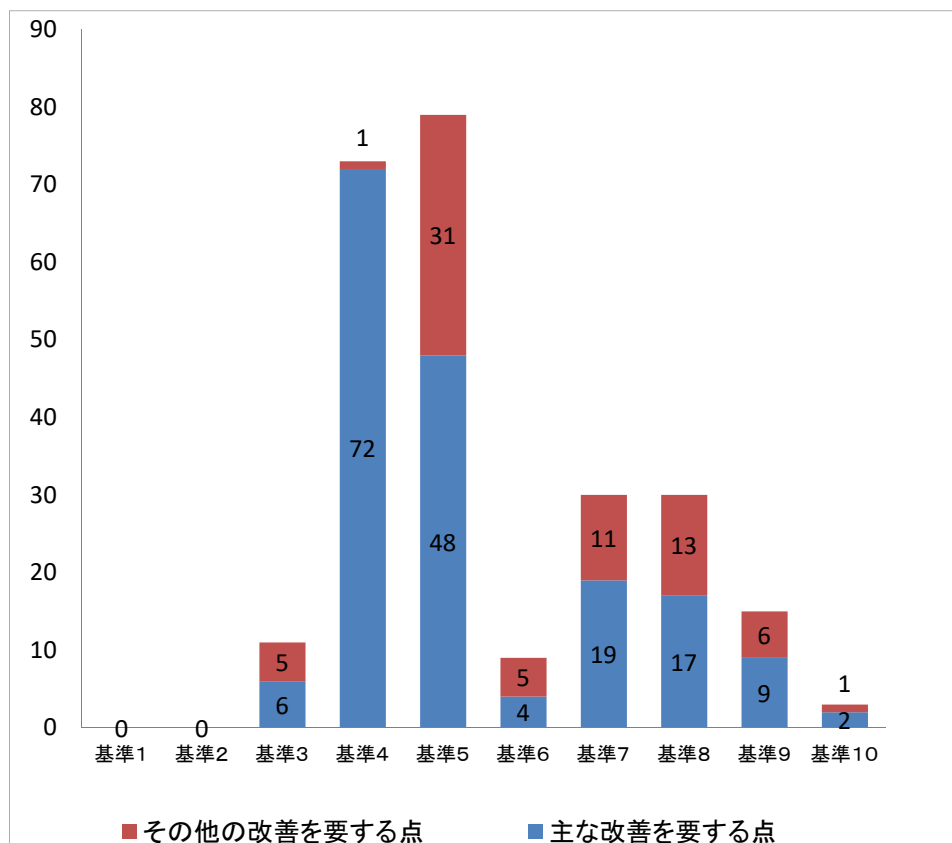
件（「主な優れた点」は1,181件）で、1校あたり平均で14.9件（「主な優れた点」は8.9件）、「改善を要する点」の総数は296件（「主な改善を要する点」は198件）で、1校あたり平均2.2件（「主な改善を要する点」は1.5件）であった。

2巡目における1校当たりの件数は、「優れた点」及び「改善を要する点」ともに、やや減少傾向にあった。これを計量的に確認するため、渋井ら[17]と同様の手法を用いて1巡目と2巡目の間での件数の変化について検定した結果、 $\chi^2(1)=4.586$, $p<.05$ で有意差が見られた。



図Ⅲ－１ 基準ごとの「優れた点」

（基準1「大学の目的」、基準2「教育研究組織」、基準3「教員及び教育支援者」、基準4「学生の受入」、
基準5「教育内容及び方法」、基準6「学習成果」、基準7「施設設備及び学習支援」、
基準8「教育の内部質保証システム」、基準9「財務基盤及び管理運営」、基準10「教育情報等の公表」）

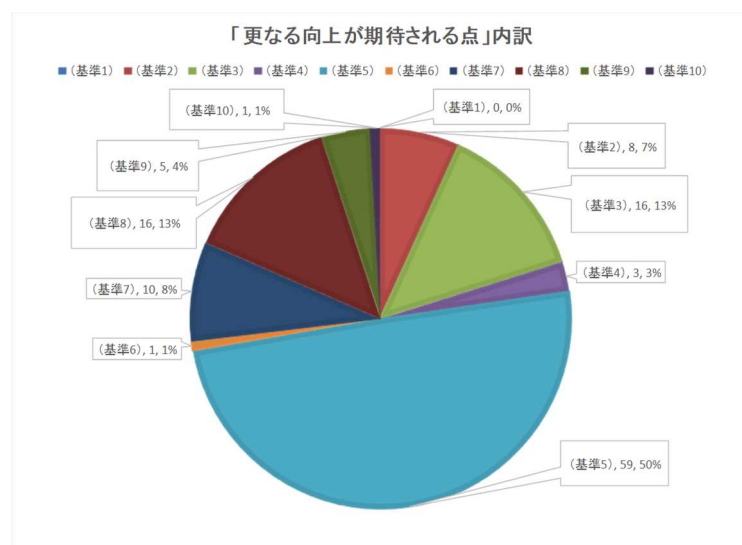
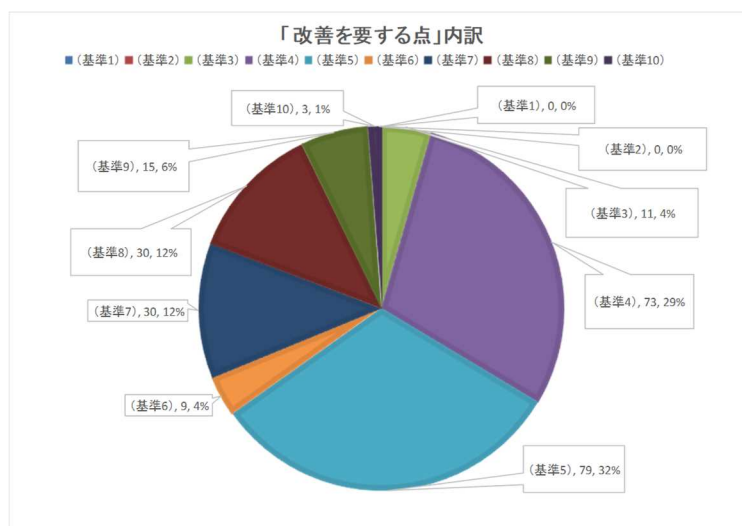
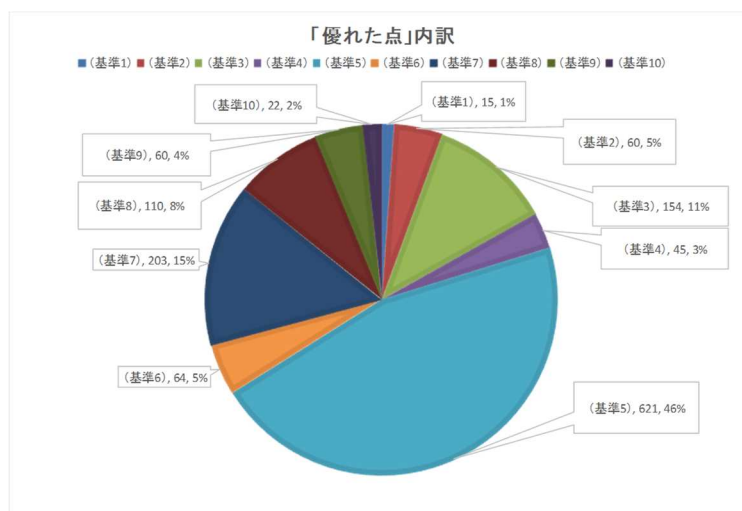


図Ⅲ－２ 基準ごとの「改善を要する点」

(基準1「大学の目的」、基準2「教育研究組織」、基準3「教員及び教育支援者」、基準4「学生の受入」、基準5「教育内容及び方法」、基準6「学習成果」、基準7「施設設備及び学習支援」、基準8「教育の内部質保証システム」、基準9「財務基盤及び管理運営」、基準10「教育情報等の公表」)

表Ⅲ－１ (1巡目、2巡目指摘件数)

	1巡目	2巡目
対象校数	132	124
優れた点総数	1964	1354
1校あたり平均件数	14.9	11
主な優れた点総数	1181	1068
1校あたり平均件数	8.9	8.6
改善を要する点総数	296	250
1校あたり平均件数	2.2	2
主な改善を要する点	198	177
1校あたり平均件数	1.5	1.4

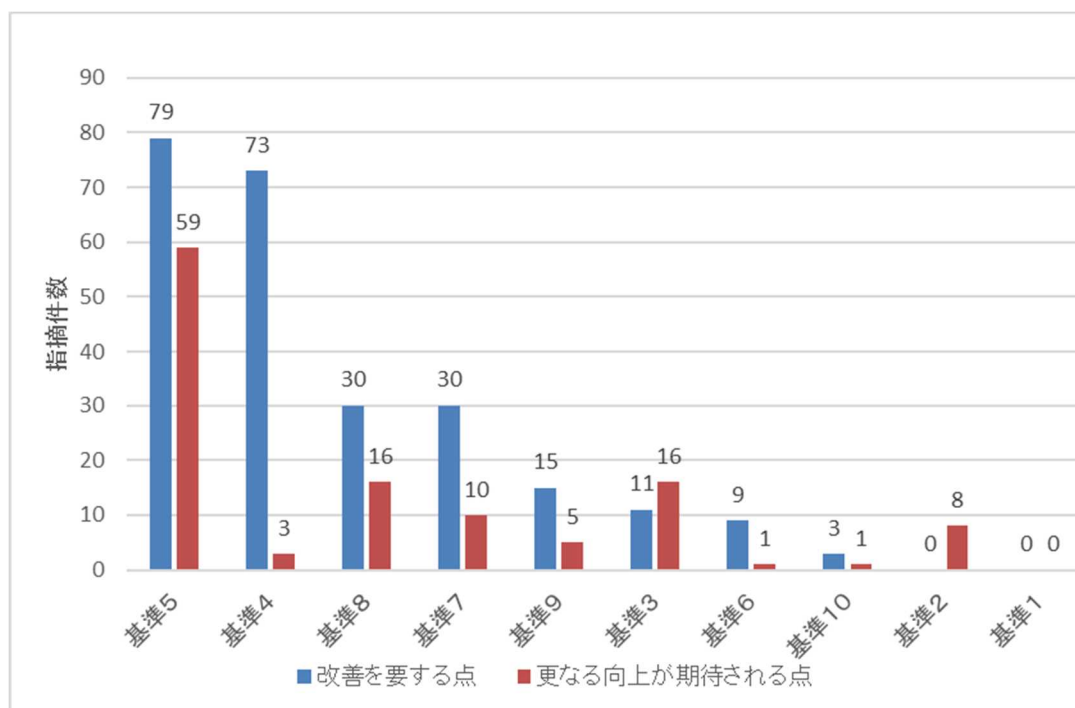


図Ⅲ－３ 基準ごとの指摘件数の比率

2. 「改善を要する点」等の分析

本章では基準ごとの「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」について分析する。

図Ⅲ－3にそれぞれの指摘件数について、基準ごとの「改善を要する点」の指摘件数が多い順に示す。2巡目で指摘された総数は「改善を要する点」が250件、「更なる向上が期待される点」が119件であった。



図Ⅲ－4 基準ごとの「改善を要する点」「更なる向上が期待される点」

(基準1「大学の目的」、基準2「教育研究組織」、基準3「教員及び教育支援者」、基準4「学生の受入」、
基準5「教育内容及び方法」、基準6「学習成果」、基準7「施設設備及び学習支援」、
基準8「教育の内部質保証システム」、基準9「財務基盤及び管理運営」、基準10「教育情報等の公表」)

以下、指摘された件数の多い順に、基準ごとに分析する。また、3巡目において対応する基準を各々示すが、3巡目の基準の詳細については第IV章で述べることにする。なお、対応表は「大学評価基準 新旧対照表（平成30年3月）」[18]をもとに2巡目の基準との対応がわかるように再構成した。

基準ごとの分析の構成としては、まず基準について示し、次に「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」の指摘件数とその内容について分析し、考察を加え、最後に3巡目の基準との対応表を示す。

(1) 基準5：教育内容及び方法

(学士課程)

5－1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5－2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5－3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。）)

5－4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5－5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5－6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

<改善を要する点>

「改善を要する点」として指摘されたのは79件（指摘件数の約32%）で、基準ごとにみた場合最も多い。指摘された内容は以下のとおりである。なお、1件の指摘に複数の内容を含むものが散見されるため、指摘内容については内容ごとに1件として、延べ件数を記載する。

1) 成績評価：	延べ42件
2) シラバス：	延べ17件
3) カリキュラム：	延べ10件
4) 成績分布の検証：	延べ6件
5) 単位の実質化：	延べ5件
6) その他：	延べ2件

1) については、「成績評価に対する異議申し立て・問い合わせ制度の未整備（延べ26件）」「成績評価の客観性・厳格性の不足」「成績評価基準の不統一」

2) については、「シラバスの記載内容の精粗」

3) については、「教育課程の編成・実施方針」「授業科目の体系性」「カリキュラムポリシー」「履修規程」

4) については、「科目間の成績の分布について、組織的な検討がなされていない」「成績評価の分析を通して成績評価の妥当性を検証改善する取組が十分とは言えない」

5) については、「受講登録できる単位数の上限が高めに設定されており、単位数に見合った実質的な学習時間の確保につながっているとはいえない」「学習時間の実態の把握についての組織的な取組が不十分である」

6) については、「GPAの計算方式は、数値に偏りが出るものであり、他大学との通用性がない」「研究指導教員の決定方法について、組織として明文化されていない」等が指摘されている。

なお、異議申し立て制度については、申立先が担当教員のみとなっており、教員と学生の個人的対応のみとなっていて、教務課や教務委員会等の第三者が関わる制度が整備されていない場合は、改善を要する点として指摘されている。

＜更なる向上が期待される点＞

「更なる向上が期待される点」として指摘されたのは 59 件であった。そのうち約半数となる 29 件が文部科学省等の競争的資金に採択された取組に関するものであった。これらの取組について、原則として「優れた点」に挙げているのは前述の通りであるが、ある程度の成果が上がってきており、今後の成果が期待される取組が多くで進められているということが、この数字からもあらためて実感できよう。

その他には、成績評価、シラバス、単位の実質化に関する指摘がそれぞれ数件ずつ見られたほか、カリキュラムや学習支援システム等に関する指摘もいくつか見られた。

＜考察＞

以下では、特に多くの言及が見られた「成績評価の客観性・厳格性」と、近年重要視されている「単位の実質化」について中心に考察を行う。なお、言及が多く見られたことは、大学における教育が悪化しているということではなく、認証評価における指摘が「成績評価の客観性・厳格性」や「単位の実質化」等について、より踏み込んだ形でなされたことと捉えることが妥当であろう。

成績評価の客観性・厳格性

一般に、学習成果の評価においては、卒業（修了）率が重要な評価指標とされることが多い。我が国の大学においては、単位制度が用いられており、この制度では、個々の授業の単位を積み上げて、卒業・修了の認定を行っている。従って、卒業・修了率が学習成果の有効な指標たりうるためには、個々の授業の客観的で厳格な成績評価が前提となる。

日本の大学における成績評価は、個々の教員の裁量のみに委ねられていることが多く、問題点が指摘されてきた。平成 20 年の中央教育審議会答申『学士課程教育の構築

に向けて』以降、各科目の到達目標や成績評価基準の明確化や、教員間の共通理解、成績評価結果の組織的事後チェック、成績分布の情報共有などが提言されて来た。さらに、客観的評価を推進するにあたって、GPAの運用、アドバイザー制、FD、単位の実質化、資格や検定などの外部試験の活用などが推奨されている。また、学士課程の評価に関し、多様な活動の評価を実施する必要性から、学生の学修履歴記録と自己管理システムを充実させていくとともに、卒業論文などの工夫改善、導入、学部／学科／全学における卒業認定試験の検討・研究など大学教育の集大成を評価する取組の工夫についても提唱されている。

そこで、2巡目においては、基準5における成績評価に関わる観点（観点5－3－③）の一部を修正し、成績評価等の客観性・厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているかを評価した。

また、「改善を要する点」として指摘するには至らない内容であっても、評価プロセスの中で大学に、評価終了時までに改善を促す事項がいくつかあり、認証評価の改善効果の一つと考えられた。代表的な事項としては、学位（博士・修士）論文の評価基準についてである。

平成19年度から施行された大学院設置基準第14条の2第2項において、「大学院は、（中略）学位論文に係る評価（中略）に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」と定められている。各大学においては、学位論文の審査について、審査の手続きや論文提出要件（博士論文の場合は発表済み査読付学術論文数等）については定めている。しかしながら、学位論文の評価基準「どのような内容、体裁を備えた論文を可とするか」については、かつては、日常の論文指導を通して学生に伝えられ、必ずしも明文化されていなかったのが実情であったと思われる。大学院教育における学位（修士・博士）論文の重要性に鑑み、また、上記の大学院設置基準の改正を受けて、2巡目においては、書面調査において学位論文の評価基準の明文化と学生への周知を確認し、明文化がなされていなかった場合は、評価年度内での対処を求めた。

単位の実質化

卒業率を指標として、学習成果を評価する際に、個々の授業の成績評価における客観性・厳格性が重要であるのは前節で述べたとおりである。ここで問題となるのは、授業科目の成績評価基準、とりわけ、その科目を「合格と判定する知識・能力の“水準”をどの程度に設定すべきか」であろう。大学教育の質保証という観点からは、その水準が担保されることが必要である。しかしながら、多様な大学が存在する今日、その水準を、全大学一律に定めるのは实际的ではない。

そこで、単位制度の実質化の重要性の議論となる。我が国においては、大学設置基準第21条に「単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要

とする内容をもって構成することを標準とする」、すなわち、学習時間によって、1 単位の修得内容を規定している。

学習時間については、平成 24 年の中央教育審議会答申『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』において、学士課程における卒業の要件は 4 年以上の在学と 124 単位以上の単位修得であることを踏まえると、学期中の 1 日あたりの総学習時間は 8 時間程度であることが前提とされていると説明している。同答申においては、我が国の学生の学習時間はその約半分の 4.6 時間／日（授業・実験：2.9 時間、授業に関する学習：1.0 時間、卒論：0.7 時間）とのデータもあり、学習時間、とりわけ、講義に対する準備学習（予習）・発展学習（復習）等の自主的学習時間の増加・確保を喫緊の課題として指摘している。

しかし、大学における学生の学習時間の実態は、渋井・野田[19]のレビューでも見るように、1 週間の授業外学習時間のピークが、2014 年度の大学 I R コンソーシアムにおいて実施された上級生調査で 3－5 時間、一年生調査で 1－2 時間と、上記の想定を下回っている。また、文部科学省国立教育政策研究所が 2014 年に実施した大学生を対象とした大規模な全国的調査[20]においても、授業の予習・復習の時間について、「0 時間」、「1－5 時間」、「6－10 時間」、「11－15 時間」、「16－20 時間」、「21－25 時間」、「26－30 時間」、「31 時間以上」の 8 カテゴリーで尋ねたところ、「1－5 時間」の回答が 58.4%と最も頻度が高く、授業外の学習時間は少ない傾向にある。

これを反映するように、先に示した改善を要する点の内容以外にも、指摘内容として、「授業外学習時間の増加・確保が望まれる」、「授業外学習時間の把握状況が不十分」、「キャップについて高めの設定がなされている」などの指摘があった。

渋井・野田[19]では、「改善を要する点」に限定せず、1 巡目と 2 巡目の機構の認証評価の評価結果報告書の「単位制度の実質化」に関する記載内容について幅広く分析している。機構が実施した大学機関別認証評価の 2005 年度から 2011 年度までの 7 年間（1 巡目）および 2012 年度から 2014 年度までの 3 年間（2 巡目）のあわせて 10 年間における結果報告書の、学士課程と大学院課程それぞれの「単位制度の実質化」に関する評価基準 5「教育内容及び方法」の基本的な観点の一つである「単位の実質化への配慮がなされているか」を対象として、記載を頻出する以下の内容に振り分けた。

- ①キャップ制 「キャップ制や、CAP 制、履修単位の上限制度」など。
- ②履修ガイダンス 新入生進級時のオリエンテーション、履修モデルの提示、教学規則、学生便覧、履修要綱などを通した単位制度の重要性と仕組みの説明。
- ③授業方法の工夫 課題やテスト、ICT の活用、少人数教育、問題解決型学習、チュートリアル教育などの授業に直接関連した工夫。
- ④GPA GPA 制度の導入に関する記述。
- ⑤教員・学生間コミュニケーション オフィスアワー、アドバイザー制度、担任制、ティーチングアシスタント（TA）といった学生個人にきめ細かく対応した取組。

- ⑥シラバス利用 シラバス内に授業目標や概要、各回の授業内容、成績評価の方法や基準、教科書や参考文献、準備学習について、などを教示する記述。
- ⑦施設設備 図書館や学生自習室、グループ学習室、情報処理教室などの整備や長時間の開放。
- ⑧15 週確保 授業回数の 15 週（15 回）確保について。
- ⑨授業スケジュールの調整 特定の日に授業を集中させないような工夫、必修科目を各曜日に数科目ずつ配置したり、一日に連続しないように調整する取組。
- ⑩進級要件の厳格化 進級条件や進級試験を厳格化する取組。
- ⑪授業評価アンケート・学習時間調査 授業評価アンケートでの自習の程度や時間の把握や、独自の学習時間調査。
- ⑫学生表彰 GPA 制度等に基づいて、学生を表彰する制度により学習意欲の向上を目指す取組。

分析対象とした評価書の対象大学の数、1 巡目 131 校（国立 85 校、公立 40 校、私立 6 校）、2 巡目 54 校（国立 49 校、公立 4 校、私立 1 校）の計 186 校であった。1 大学の評価結果の記述の文字数は、文末の段階判定部分の記述を含めて、日本語全角で平均 511.2 文字（ $SD = 175.0$, $Range = 115-1420$ ）であった。

図Ⅲ－5 に学士課程における 1 巡目および 2 巡目の指標・エビデンスの出現頻度を集計した結果を示す。それぞれの指標・エビデンスに対して 1 巡目と 2 巡目での出現の比率に差があるかを検討した。結果、以下の 4 つの指標・エビデンスについて有意差が見られた。3 つの指標・エビデンス（15 週確保 $\chi^2(1) = 77.0, p < .01$ ；授業評価アンケート・学習時間調査 $\chi^2(1) = 73.0, p < .01$ ；シラバス利用 $\chi^2(1) = 14.2, p < .01$ ）については、2 巡目のほうが 1 巡目よりも出現頻度が増加していた。一方 GPA ($\chi^2(1) = 6.18, p < .05$) については 2 巡目において出現頻度が減少していた。

図Ⅲ－6 に大学院課程における 1 巡目および 2 巡目の指標・エビデンスの出現頻度を集計した結果を示す。学士課程と同様に χ^2 検定を適用した結果、5 つの指標・エビデンスについて有意差が見られた。

4 つの指標・エビデンス（15 週確保 $\chi^2(1) = 94.4, p < .01$ ；授業評価アンケート・学習時間調査 $\chi^2(1) = 38.3, p < .01$ ；キャップ制 $\chi^2(1) = 27.5, p < .01$ ；シラバス利用 $\chi^2(1) = 4.75, p < .05$ ）については、2 巡目のほうが 1 巡目よりも出現頻度が増加していた。一方施設設備 ($\chi^2(1) = 8.24, p < .01$) については 2 巡目において出現頻度が減少していた。

以上のように、学士課程および大学院課程のいずれにおいても、15 週確保、授業評価アンケート・学習時間調査、シラバス利用、の 3 つについては 1 巡目よりも 2 巡目において記述が増加していた。

15 週確保については、野田・渋井[21]における 1 巡目学士課程の分析での経年変化においても考察しているように、2009 年以降の認証評価結果に記載が増加している。

これは、大学設置基準の規定において「各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする」としていることを、週1回、1学期で15回の授業を実施することを求めるとする2008年のいわゆる中央教育審議会「学士課程答申」の影響であると判断できる。

授業評価アンケート・学習時間調査については、授業外学習時間について把握するために学生に調査を行うものであるが、これも15週確保と同様に、学士課程答申において学生の学習時間は自己点検評価の一環として把握することが推奨されるとともに、国の支援策としてもそれを確認することが提言されていることの影響を受けたものと言える。

シラバス利用についても、学士課程答申（2008）において国による支援・取組の例として、準備学習の内容や目安となる学習時間等についての具体的な指示の調査をすることで、大学における単位制度の実質化の取組を把握することが示されており、機構の2巡目の認証評価でも「シラバスを利用した準備学習の指示」を評価のエビデンスの一つとして捉えることが推奨されていることの影響を受けたものと言える。

大学院課程においては、キャップ制の記述も2巡目において増加している。学士課程において、1巡目で一番多く記述がなされていたのがキャップ制であるのに対し、大学院課程では4件のみの記述しかなかったのが2巡目では29件と大幅に増加している。こちらについては、大学院課程において、平成17年の大学院答申以降の大学院教育の実質化の一環としての取組が明確化して来たことと、専門職学位課程において既に記述されていた内容が、基準が統合されたことにより大学院課程の一部として記述されるようになった影響もあるだろう。しかし、既に2巡目の第1年度においても、上限数が28単位である大学について、実質的に機能していない点を指摘しているように、ほとんどの大学において緩和処置などを通じて、実質的にはキャップ制が科目ごとの学修時間の確保につながっていない状況も見受けられる。

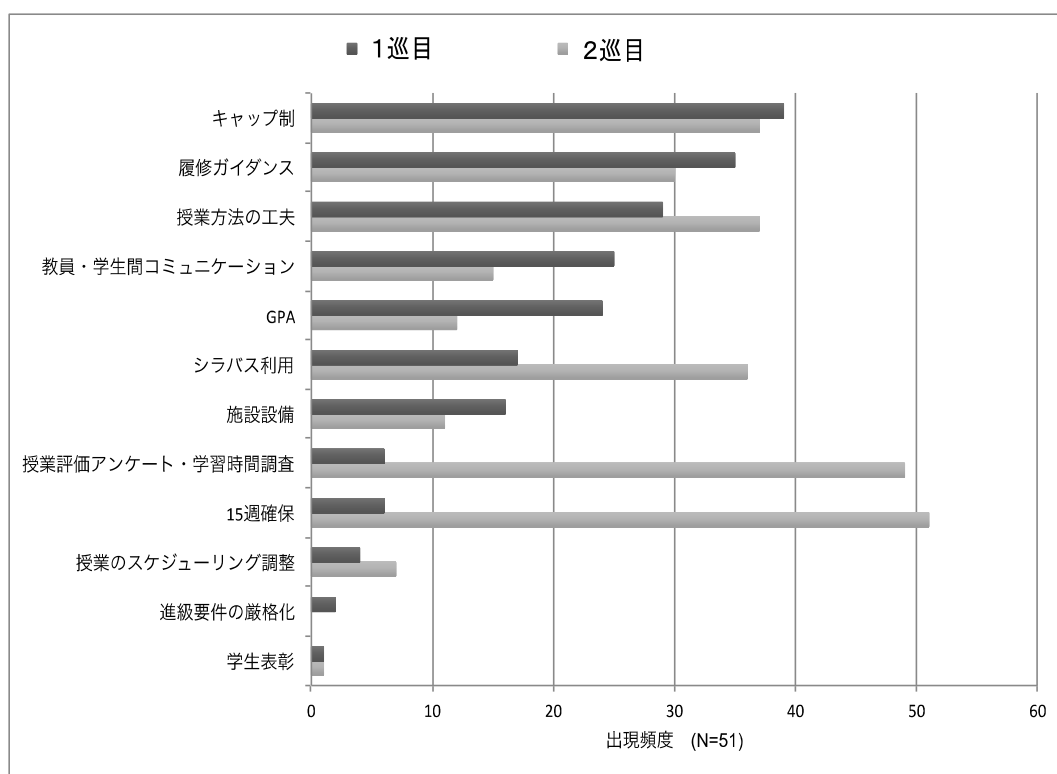
一方、2巡目で記述が有意に減少したものとして、学士課程ではGPAが挙げられる。これは野田・渋井[21]でも言及したように、1巡目ではGPA制度が導入されていることを示していることを記述する内容が中心であり、GPAのどのような側面が単位の実質化につながるかといった理由や活用法については明確ではなかったことを踏まえると、大学側がエビデンスとして精査した結果、2巡目では記述が減少したという解釈も可能だろう。

大学院課程で有意に減少した記述としては、施設設備が挙げられる。これについては2巡目の基準の整理に伴い、単位の実質化の観点下ではなく、基準7「施設・設備及び学生支援」で記述することが推奨されたことから、それに大学が従ったことを受けた結果と解釈可能である。

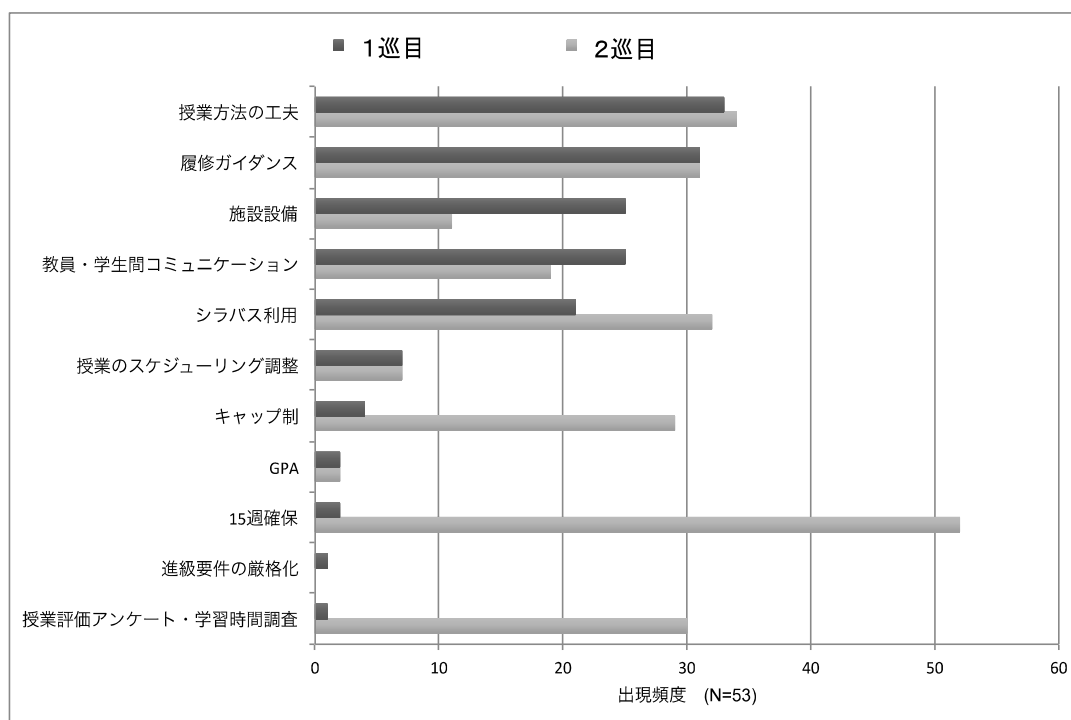
以上のように、エビデンスとしての記載にサイクル間での変化があった項目は、答申による影響を受け、大学内が取り組んだり、答申に対応した政策的な要望を受け、機構

の求めるエビデンスの例示が変更されたことにより、大学側の記述が変化したことによる影響が見て取れる。このことは、機構が認証評価した大学の多くが国立大学であったことも影響を勘案しても、中教審を通した政策の影響が大学に浸透しているということの意味していると解釈することができる。

一方で、本分析から確認し得ることは、単位制度の実質化に向けた配慮あるいは努力を大学はどう認識しているかということにとどまり、その取組や努力がいかに授業外学習時間の増加につながり、学習成果を上げているかという総合的な効果そのものについては間接的に判断せざるを得ない。



図Ⅲ－５ 学士課程における1巡目及び2巡目の
「単位制度の実質化」に係る指標・エビデンスの出現頻度



図Ⅲ－6 大学院課程における1巡目及び2巡目の
「単位制度の実質化」に係る指標・エビデンスの出現頻度

(2) 基準4：学生の受入

4－1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。

4－2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

<改善を要する点>

「改善を要する点」として指摘されたのは73件（指摘件数の約29%）であり、基準ごとにみた場合、基準5に次いで多い。

73件中1件を除いたすべてが、定員充足率、超過率についてのものである。残りの1件は入学者受入方針に関するものであった。

定員充足率、超過率については、学部又は研究科単位で分析を行うほか、その他の組織単位で学生募集を行っている場合には、その組織を単位として分析を行っている。分析の結果、過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が「1.3倍以上」の学部や研究科がある場合は「入学定員超過率が高い」、「0.7倍未満」の学部や研究科がある場合は「入学定員充足率が低い」として、「改善を要する点」として指摘している。なお、さらに細かく学科及び専攻単位でみて、著しく超過又は不足している場合も「改善を要する点」として指摘している。ただし、基準4の判断については、4－2の分析の際、適正な数となっていなくても、超過あるいは不足に対応する取組が適切に行われ

ていれば、超過又は不足の事実のみをもって基準を満たさないと判断しないと認証評価委員会で評価している。

表Ⅲ－２に、指摘の状況を、学士課程と大学院課程に分けて示す。大学院課程においては、「博士前期」「博士後期」「修士課程」「複数の研究科」等、対象校の個性にあわせて様々な形で指摘を行ったが、件数を示すにあたっては対象校あたり１件という形とする。なお、１件の指摘に複数の内容を含むものが散見されるため、指摘内容については延べ件数を記載する。また表中に項目を設けないが、「別科」に関する指摘も数件見られた。

表Ⅲ－２ 入学定員に関する指摘状況

学士課程	５校
学部初年次生	０校
学部初年次生で超過	０件
学部初年次生で不足	０件
編入生	５校
編入生で超過	０件
編入生で不足	５件
大学院課程(含：専門職学位課程等)	70校
大学院で超過	35件
大学院で不足	57件

この表²に示すように、学士課程については、学部初年次生において定員超過・不足が指摘された大学はなかった。編入生については、一部の学科において著しく不足している大学が５校（約４％）あった。なお、１巡目においては、編入生についても、「1.3倍以上／0.7倍未満」の場合は定員超過・不足の指摘を行っていたが、大部分の大学において、もともと編入定員数が少なく、わずかな実入学者数の変化で「1.3倍以上／0.7倍未満」となってしまうので、２巡目途中の25年度から、編入学定員が学部全体の該当年次の定員と比較して十分に小さい場合には、数値のみをみて改善を要する点として指摘することはしていない。総じて、機構が認証評価した大学の学士課程における入学定員と実入学者数との関係は適切であると言える。

一方、大学院課程においては、定員超過・不足（「1.3倍以上／0.7倍未満」）の指摘を受けた大学は70校（56％）と多い。このうち、定員超過が見られた大学は35校（28％）、定員未充足が見られた大学は57校（約45％）である。多くの大学院では、定員数が学士課程に比べて少ないこと、また、専門職大学院を除き、教員数、施設設備等が十分であると大学が判断していることから著しく定員超過していても大学自身は教育上の障

² 大学院については、定員を著しく超過する研究科と定員を著しく充足しない研究科とを一括して指摘していても、それぞれ１件ずつ数えているので、件数の和と校数は一致しない。

害は少ないと考えていることから、少なからぬ大学において定員超過が生じているものと思われる。

＜更なる向上が期待される点＞

「更なる向上が期待される点」として指摘されたのは3件であった。いずれも入学者選抜に関する制度や取組に関するものであった。

＜考察＞

本基準は、定員超過・不足に関する数値的に測定可能な透明性の高い指標があるが故に、改善を要する点としての指摘が多かったと思われる。特に大学院課程についての指摘が多く見られた。これはそもそもの定員数が少ないことから、比率にすると数値自体は小さくても大きな変動となることも原因の一つと言えるだろう。

機構の評価においては、定員の超過・不足の場合は、改善のための取組について確認することとしているが、定員充足率が低い大学院の場合は、学内外における広報、奨学金制度の充実、改組による定員の変更など、様々な努力を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げているとは言い難いのが現状である。分野によっては大学院進学率の低下などの社会的な情勢等もあり、大学における努力にも限界がある。一方で、社会的な説明責任等もあり、3巡目においても、対象校においては粘り強く取組を続けていく必要があるだろう。

（3）基準8：教育の内部質保証システム

8－1 【重点評価項目】教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

8－2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

平成28年3月31日付細目省令改正（第1条第2項第2号）に伴い、内部質保証に関することを重点評価項目として設定することとなった。そのため、2巡目の平成30年度実施分に関しては基準8－1を【重点評価項目】とした。

認証評価における内部質保証の位置付けと、その変遷について振り返る。そもそも、認証評価は、学校教育法第109条の施行により開始されたものであるが、認証評価は同条第2項において規定されており、それに先立つ第1項において、大学が教育研究等の状況を自ら点検・評価し、質を向上することが規定されている。

また、平成20年度の中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』において、「大学教育の質の維持・向上、学位の水準の保証については、一義的には、それらを提

供・授与する大学の責任においてなされる必要がある。」とあり、大学が「自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用するなど、内部質保証体制を構築する。」ことが提言されていた。同答申ではこれに続いて、「これを担保するため、認証評価に当たって、評価機関は、対象大学に対し、自己点検・評価の基準等の策定を求め、恒常的な内部質保証体制が構築されているか否かのチェックに努める。」としており、大学が自ら内部質保証体制を構築するとともに、認証評価機関が認証評価において内部質保証体制の整備・機能状況を確認することを求めている。

同答申を受け、2巡目においては、1巡目の基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」を基準8「教育の内部質保証システム」と改定し、それに伴い、当該基準の第1の観点を変更し、「教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。」として、内部質保証体制の“整備状況”を評価することとした。大学教育において保証されるべき質の対象としては、当時、中央教育審議会大学分科会『中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告』（平成21年6月）において、「学生、教育課程の内容・水準、教員、研究者、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など様々な要素がある。その上で、最終的に保証されるべきは、学生の学びの質と水準である。」とされていた。機構が2巡目の評価で定めた大学評価基準はこれらの諸要素を網羅しており、内部質保証体制の“機能状況”については、認証評価に向けて作成された自己評価書全体が根拠資料となっているものと考えていた。

2巡目の認証評価の時点では、多くの大学の典型的な例としては、常設の「大学評価委員会」が設置され、同委員会の下に臨時の「認証評価WG」を設け、認証評価に向けた自己点検・評価を実施する体制が整備されていた。一方で、自己点検・評価の結果見出された問題点を改善に結びつけていく全学的体制、及び、個々の教育プログラムの自己点検・評価体制の整備については、大学によって差があったと言える。

＜改善を要する点＞

「改善を要する点」として指摘されたのは30件（指摘件数の12%）で、指摘された内容は以下のとおりである。

1) 授業評価アンケート等:	14件
2) 教育の内部質保証体制:	8件
3) 関係者への意見聴取:	4件
4) FD:	3件
5) その他:	1件

1) については、「授業評価アンケートの結果、あるいは、アンケートによる改善状況の学生への公表が不十分」「研究科における授業評価アンケートの実施が不十分」

2) については、2 巡目において新たに導入された教育の内部質保証体制の構築に関わる指摘で、「教育の質の改善・向上を図るための体制が不明確、ないしは、未整備」「教育関連のデータの継続的収集が必要」

3) については、「卒業生の動向について継続的に把握する取組の実施が不十分」「学外関係者の意見を教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に活かすための取組、調査が不十分」

4) については、「FD活動の強化の必要性」「参加教員の少なさ」

5) については、「大学院課程の履修情報について、全学共通基盤として学部と同様に容易に把握できる仕組みを整備する必要がある」
等が指摘されている。

なお、授業評価アンケートについては、1 巡目においては特に判定基準を設けず、評価者の判断に任せていたが、2 巡目においては、原則として、① 全授業における実施、② アンケート結果の教員へのフィードバック、③ アンケート結果の概要、あるいは、アンケートによる改善状況の学生への公表、を必須とし、いずれか一つが欠けていれば改善を要する点として指摘することとされている。

＜更なる向上が期待される点＞

「更なる向上が期待される点」として指摘されたのは 16 件であった。「FD活動の更なる工夫・仕組みの開発が期待される」「学修情報システム等の導入状況に関する一層の向上が期待される」「教員による授業改善アンケート・卒業生へのアンケート等が今後も定期的 to 実施され更なる教育の質の向上に結び付くことが期待される」等の指摘が見られた。

＜考察＞

本基準（1 巡目では、基準 9：教育の質の向上及び改善のためのシステム）における改善を要する点の指摘は 1 巡目では、学生による「授業評価アンケートの実施が不十分」、「FD活動の不活発さ」などであり、指摘件数もそれほど多くはなかった。一方、2 巡目では件数も増加し、指摘内容も幅広くなっている。この増加の原因は、学生の授業評価アンケートについて、より厳しい判定基準を導入したことや、また、教育の内部質保証の体制について、新たな観点を追加したことによるものと思われる。

（４）基準 7：施設・設備及び学生支援

7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用さ

れていること。

7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

＜改善を要する点＞

「改善を要する点」として指摘されたのは30件（指摘件数の12%）で、指摘された内容は以下のとおりである。

1) 施設・設備：	22 件
2) 相談・助言体制：	6 件
3) その他：	2 件

1) については、「ICT環境の未整備」「自主学習環境の整備不足」「図書館における蔵書数不足」「図書館の開館時間の短さ」「耐震化の遅れ」等が指摘されている。

2) については、「ハラスメントの予防と対処法の整備」「相談制度の周知」

3) については、「学生のニーズの把握が不十分」「休講通知の伝達方法」等の指摘がなされている。

＜更なる向上が期待される点＞

「更なる向上が期待される点」として指摘されたのは10件であった。そのほとんどがポートフォリオシステムやICTによる教育環境に関するものであった。その他、学生の意見の更なる反映を期待するといった指摘も複数見られた。

＜考察＞

この基準（1巡目では、基準7：学生支援等、基準8：施設・設備）については、1巡目では多くが指摘されていた。指摘の内訳は、1) 施設・設備については、図書館の蔵書不足・開館時間の短さ、施設の老朽化・狭隘化、バリアフリー化への対応不足、ICT環境の不十分さ、耐震化の遅れ、等で44件、2) 学生支援体制については、学生相談室の実績不足、経済的支援の更なる充実の必要等で20件あった。一方、2巡目においては「改善を要する点」の指摘はすべてで30件に減少している。この減少は、1巡目における指摘により、改善が進んだ結果を反映していると考えられる。「改善を要する点」、と指摘した事項の改善の状況については、次節で検討する。

（5）基準9：財務基盤及び管理運営

9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行さ

れ、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。

9－2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。

9－3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

＜改善を要する点＞

「改善を要する点」として挙げられたのは15件（指摘件数の6％）で、指摘された内容は以下のとおりである。

1) 自己評価書：	6件
2) 財務・監査：	4件
3) 自己評価の体制：	2件
4) 危機管理：	2件
5) その他：	1件

1) については、「大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない」

2) については、「監事監査と内部監査の共同実施」「監査報告書の記載内容不十分」

3) については、「各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けが不十分である。」「大学の活動の総合的な状況について自己点検評価の方針や体制が組織的に整備されているとはいえない」

4) については、「危機管理マニュアルや危機管理委員会等が整備されておらず、体制が不十分」

5) については、「学部、研究科における教育研究活動の状況が、大学全体として必ずしも共有されているとはいえない」
等の指摘がなされている。

＜更なる向上が期待される点＞

「更なる向上が期待される点」として指摘されたのは5件であった。そのほとんどが人材育成や人材養成に関するものであった。その他に「教育改善への学生参画制度の有効な活用が期待される」といった指摘も見られた。

＜考察＞

この基準に関しては、1巡目においては「法人組織と大学組織の関係が明確になっていない」、「重要事項決定に関する評議会、全学委員会及び各学部教授会の関係が必ずしも明らかではない」等、管理運営組織に関しての指摘がなされていた。2巡目では、

「大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない」が最も多かった。これは、評価書がわかりづらい、読みづらく説明が不十分で解釈しづらいことを示す文言である。

（６）基準３：教員及び教育支援者

- ３－１ 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- ３－２ 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- ３－３ 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

<改善を要する点>

「改善を要する点」として挙げられたものは 11 件（指摘件数の約 4％）で、指摘された内容は以下のとおりである。

１）教員評価：	６件
２）教員数：	２件
３）その他：	３件

１）については、「教員の教育研究活動に関する評価が継続的に行われていない」「大学としての教員業績評価の内容・方法について、構成員への周知が十分とはいえない」

２）については、「評価実施年度においては解消されたものの、一部の学科において法令に定められた必要教員数を下回る状況が続いていた」「教育上主要と認める授業科目の専任の教授又は准教授による担当比率が十分であるとはいえない」

３）については、「講師の定数が（設置者：地方自治体によって）定められていることは、学校教育法第 92 条の趣旨に照らして適切でない」「男女共同参画における取組が計画どおり進んでいない」等の指摘がなされている。

<更なる向上が期待される点>

「更なる向上が期待される点」として指摘されたのは 16 件であった。そのうち約 3 分の 1 が女性教員の採用・支援・環境整備等に関するものであった。その他サバティカ

ル制度の更なる活用を望むといった指摘も多く見られた。

<考察>

この基準においては、1巡目において教員の配置に関連した指摘がなされていた。このうち、多くが教育学研究科における“大括り化”³に関するもので、「専修」をその運用の実態から「専攻」と見做すと、設置基準において必要とされる教員数を下回っているケースである。これらの大学においては、教員補充（含：特任教員）や組織変更（含：コース化）等により、2巡目では教員不足は解消され、その結果、基準4における「改善を要する点」の指摘件数は大きく減少した。

また、評価プロセスの中で、書面調査の段階で、一部の学科・専攻において、設置基準によって必要とされる教員数が不足しているケースがあった。このようなケースについては、欠員を埋めることを強く促し、年度内に教員数不足が解消されることが確認できた場合は、その経緯を報告書本文に記載した上で、「改善を要する点」としては指摘しなかった。

なお、このようなケースについては、訪問調査時に、欠員の程度、欠員が生じた理由、生じている期間等について確認し、年度内に欠員が解消した場合でも、欠員が長期間にわたっていた場合には、「改善を要する点」として指摘した。

（7）基準6：学習成果

6－1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6－2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

国際的な流れとして、大学における教育の評価において、「教員の視点に立った教育：何を教えるか」から、「学生の視点に立った教育：学生がどのような知識・能力を身につけたか」が重要視されるようになって久しい。このような視点の転換を明確に示すため、2巡目を迎える際には基準6の名称を、1巡目の「教育成果」から「学習成果」と変更した。ただし、基準の下に設定される「基本的な観点」については大幅な変更はしておらず、1巡目における4項目－①卒業（修了）率／資格取得、②卒業後の進路、③学生の意見聴取、④卒業（修了）生・進路先の意見聴取、の4つの評価指標を用いて評価を行った。

<改善を要する点>

「改善を要する点」として指摘されたのは9件（指摘件数の約4％）で、指摘の内容

³ 平成28年度には、教育学研究科における“大括り化”について、改正大学院設置基準が施行された。

は以下のとおりである。

1) 関係者への意見聴取：	4件
2) 卒業率：	4件
3) その他：	1件

1) については、「卒業（修了）生への組織的な意見聴取が不十分」「就職先の関係者及び卒業生・修了生からの意見聴取について、組織的で系統的な取組が必要である」

2) については、「一部の学部における標準修業年限内卒業率が低い」「一部の学部における標準修業年限×1.5年内卒業率が低い」

3) については、「学習の達成度を把握する取組が行われていない」等の指摘がなされている。

<更なる向上が期待される点>

「更なる向上が期待される点」として指摘されたのは1件であった。「学生の英語力向上に関する様々な取組を行っており、その成果については今後の向上に期待したい。」との指摘であった。

<考察>

この基準（1巡目では、基準6：教育の成果）においては、1巡目では17件の指摘がなされており、そのうち、具体的な学生の学習成果の測定に基づくものとしては「英語の実践的能力の不足／コミュニケーション能力の不足」（卒業（修了）生・進路先からの意見聴取による。）についての指摘があった。しかし、卒業（修了）生・進路先の意見聴取を組織的に実施していた大学のほとんどで、「英語の実践的能力の不足／コミュニケーション能力の不足」が把握された。一方で、意見聴取が不十分な大学においては、それらの能力不足に気付くこともなく、その結果、評価報告書において指摘されることもなかった。そこで、評価の公平性を考え、1巡目後半と2巡目においては、評価報告書本文中に意見聴取の結果を記載はするものの、「改善を要する点」として指摘することは少なくなっている。

2巡目では、1巡目より9件と件数は減ったが、関係者への意見聴取、学習達成度の把握の取組といった、学習成果を測定する取組についての指摘が増えている。また、標準修業年限内卒業率も学生の学習成果を質的に把握するものではないが、安定して学生が卒業しているかを把握するための指標として重要な指標であり、透明性が高いが故に改善を要する点として指摘されることが多かったと思われる。

（８）基準 10：教育情報等の公表

10－1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

大学の社会に対する説明責任の重要性を明確にするため、基準 10「教育情報等の公表」は 2 巡目に新たに設けられた。この基準においては、学校教育法施行規則第 172 条の 2（平成 23 年 4 月施行）に示された教育についての基本情報（9 項目）をはじめ、自己点検・評価の結果及び財務諸表等、法令で義務付けられた情報の公表の状況を中心に評価を行なった。

書面調査の時点においては、法令において公表が義務付けられている情報の確認ができなかった大学や、公表されているものの内容が不十分なものや、公表されているデータが古いものも少なからずみられた。しかし、多くの大学においては、評価終了時までには整備された。3 巡目においても、認証評価等、外部者から指摘を待つのではなく、自主的・自律的に必要な情報を公表することが必要であろう。

<改善を要する点>

「改善を要する点」として指摘されたのが 3 件（指摘件数の約 1 %）で、「教員の保有する学位について記載していない例が多数見受けられる」、「教育情報がウェブサイト上に分散しており、大学全体としてわかりやすく公表しているとはいいがたい」等の指摘がなされている。

<更なる向上が期待される点>

「更なる向上が期待される点」として指摘されたのは 1 件であった。「大学ウェブサイトにおける英語版のコンテンツを更に充実することが期待される」との指摘であった。

<考察>

この基準の評価にあたっては、機構の事務局において、書面調査時に教育情報等の公表状況についてウェブ等において確認した。その結果、法令において情報の公表が義務付けられているにもかかわらず公表が確認できなかった大学（自己点検・評価の結果、教員の年齢構成等）や、機構の定めた評価基準において公表を必須としていながら公表が確認できなかった大学（教育課程の編成・実施方針、学位授与方針）が散見された。また、公表は確認できたが内容が不十分（教員の保有する学位）であったり、データが古い（入学者数、在学者数等）大学も少なからずあった。これらの大学については、「訪問調査時の確認事項」において、公表が確認できなかった旨を伝え、改善を促した。その結果、多くの大学において改善がなされた。

なお、この基準は、学校教育法施行規則第 172 条の 2（平成 23 年 4 月施行）等に伴い、2 巡目になって新たに導入され基準である。

（９）基準 2：教育研究組織

2－1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2－2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

<改善を要する点>

「改善を要する点」として挙げられたものはなかった。

<更なる向上が期待される点>

「更なる向上が期待される点」として指摘されたのは 8 件であった。いずれも「教育課程の編成や検証を行う体制」「全学の教育改革を推進することを目的に新設された機構」「分野横断的なコースや特色ある新設学部」等に関する今後の成果への期待が示されている。

<考察>

この基準において、1 巡目において「改善を要する点」として指摘されたのは 11 件であり、そのうち 7 件が教養教育の体制に関するもので、「複数キャンパス間、複数学部間で独立して教養教育が実施され、大学としての共通教育のあり方の検討、担当者間の連携が不十分」などの指摘がなされている。これらの指摘を受けた大学においては、担当者間の連携体制の整備や教養教育の統一により、改善が図られている。

（10）基準 1：大学の目的

1－1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

平成 19 年 7 月に、大学設置基準及び大学院設置基準が改正され、大学においては「学部、学科又は課程」ごとに、また、大学院においては「研究科又は専攻」ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めることが必要となった。

<改善を要する点>

「改善を要する点」として挙げられたものはなかった。

<更なる向上が期待される点>

「更なる向上が期待される点」として挙げられたものはなかった。

<考察>

1 巡目において、設置基準の改正以前には「改善を要する点」として指摘された大学はなかった。しかし、平成 20 年度以降の 1 巡目においては、書面調査の段階で、一部の学部・研究科等において、その目的が学則等に定められていないケースが数例あった。このようなケースについては、評価のプロセスにおいてその旨の指摘を行い、改善を促した。

2 巡目においては、書面調査の段階において、すべての大学が設置基準に沿って大学の目的を定めており、設置基準の改正は大学に十分に浸透していることがうかがえた。そのため 3 巡目においては、基準が多岐にわたることによる煩雑さ、対象校及び評価者の負担の軽減等を見据え、基準 1 に該当する項目は設けないこととした。

3. 1巡目の「改善を要する点」の2巡目での改善状況

本節では、1巡目において「改善を要する点」として指摘された事項について、その改善状況进行分析する。機構の評価基準においては、基準9に「評価結果がフィードバックされ改善のための取組がおこなわれているか。」という観点(9-3-③)を設けており、自己評価の際の留意事項として、「以前に受けた大学機関別認証評価において「改善を要する点」として指摘されている場合は、改善に向けた取組や改善状況进行分析すること。」を挙げている。

ここではこの観点(9-3-③)のデータをもとに改善状況についての以下の手順に従って分析した。

1. 1巡目で機構が認証評価した各大学の「改善を要する点」を抽出した後、当該大学に対する2巡目の認証評価結果における判断の根拠・理由として記述された観点9-3-③の内容を参照し、改善状況にあると判断される場合、改善のための取組がおこなわれているものみなす。
2. 明確に改善状況にあると判断できなかったとしても、当該大学に対する2巡目の認証評価結果における判断の根拠・理由として記述された観点9-3-③の内容を参照し、改善のための取組がおこなわれている場合には、改善のための取組が行われているとみなす。⁴
3. 改善の記載がなされていないものについて、2巡目で該当する事項について「改善を要する点」との指摘がない場合は、改善のための取組がおこなわれているとみなす。

2巡目に機構が認証評価を行なった大学は124校であるが、そのうち1巡目においても機構が認証評価を行なった大学は120校であるのでこれら进行分析対象とした。これらの大学に対する指摘事項は249件である。

そのうち、2巡目において改善された状況にあるとみなすことができる1巡目における指摘件数は230件、2巡目の認証評価の観点9-3-③においては明確に改善の取組の記載がないために上記手順3によって改善のための取組が行われているとみなした指摘件数は15件である。したがって、「改善のための取組がおこなわれていない」と判断された指摘事項は4件にとどまり、全般的に、1巡目の認証評価における指摘に対して評価対象大学は真摯に対応したものと理解できる。

⁴ 9-3-③の記載については、評価者によって必ずしも書式に統一性はなく、中には「改善のための取組は必ずしも十分な改善の成果を得てはいない事項も残っている」「改善はみられるものの、一部の学部において適正ではない状況が続いている」「改善に取り組んでいるものの、一部改善に至っていない」等の厳しい言及も少なからず見られたが、大学がその点を認識し、改善に向けて前進していると解釈できる場合はすべて、「改善のための取組がおこなわれている」と判断した。

残りの4件のうち、手順1．および手順2．において「改善のための取組がおこなわれていない」と判断したものが3件、手順3．において「改善のための取組がおこなわれていない」と判断したものが1件であった。

「改善のための取組がおこなわれていない」と判断された指摘事項の詳細は以下の通りである。

(日本社会事業大学)

指摘事項 1 巡目基準3 (2 巡目基準3)

教員の教育活動に関する大学としての定期的評価体制が確立されていない。

2 巡目観点9-3-③に係る根拠・理由抜粋

「教員の教育活動に関する大学としての定期的評価体制が確立されていない」についても、依然として継続的な教員評価は行われていない。

(石川県立大学)

指摘事項 1 巡目基準8 (2 巡目基準7)

屋内運動場(体育館)は狭く、屋外運動場についてもトラックを備えたグラウンドが整備されていない。

2 巡目観点9-3-③に係る根拠・理由抜粋

屋内運動場(体育館)の狭さについての指摘に対しては、改善が図られていない。

(奈良県立大学)

指摘事項 1 巡目基準11 (2 巡目基準9)

今回の大学機関別認証評価のために提出された自己評価書において、大学の活動状況を必ずしも十分には分析、記述できていない。

2 巡目観点9-3-③に係る根拠・理由抜粋

今回の自己評価書においても学習コモンズ制の特色やそれらによる成果、大学の活動内容や活動状況の記載が不十分であるとともに、根拠資料がほとんど別添資料とされ、自己評価書本文中に記載されていないなど、改善が見られず前回の評価結果が活かされていない。

(室蘭工業大学)

指摘事項 1 巡目基準4 (2 巡目基準4)

大学院博士後期課程の多くの専攻においては、入学定員充足率が低い。

2 巡目観点9-3-③に係る根拠・理由抜粋

記載なし

2 巡目基準4 改善を要する点

博士後期課程については入学定員充足率が低い。⁵

これらのことから、1巡目において「改善を要する点」として指摘された249件のうち、基準の種類を問わず、245件について改善の取組がなされて、さらに「計画的かつ大幅に改善されている」等の改善状況を高く評価する記述も数多く含まれており、十分な成果を上げていることが確認できる。特に、改善にいたってない4事例のうち、施設設備に関する第2の事例は資源配分、組織変更など外部的な改善のためには要因の変化が必要であるので、大学が取り組む手段をもたない指摘事項である。また、教員評価に関する第1の事例は、学内合意の困難を示すものである可能性は認めつつも、そもそも教員業績評価の目的について平成年代の末期から見直しの兆候が出始めていることを勘案するならば、大学側の判断との齟齬にすぎないものとしてとられることである。ただ、自己点検・評価に関する第3の指摘事項は、特に、3巡目において内部質保証の体制を重点評価項目にするという基準改訂の趣旨からは本質的な問題を提起している。また、第4の定員充足率に関する指摘は、充足率が著しく低いという事実に関する分析によるものではなく、その指摘に対する取組に関する自己評価の状況に基づくものであり、やはり内部質保証体制の問題と考えられる⁶。

したがって、第1巡目の認証評価における「改善を要する点」の指摘は、対象大学の改善を促す効果があった。

⁵ 2巡目の判断においては、充足率、超過率の問題が一定の程度を越えている場合には、対応する取組の報告を求め、取組が確認できる場合には、基準4を満たさないとはしないと運営小委員会に申し合せており、観点の表現にもそれを反映させている。

⁶ 定員充足率、超過率に関しては、「第3章（2）基準4：学生の受入」において示したように、ここで指摘した大学以外における改善のための取組を確認している。

4. まとめ

本章では、2巡目における認証評価（対象校：124校）において指摘された「優れた点」及び「改善を要する点」等について分析した。なお、後者においては、「更なる向上が期待される点」についても併せて分析した。

主要な結果は以下のとおりである。

<「優れた点」及び「改善を要する点」等>

・「優れた点」として指摘されたのは総数 1354 件で、1校あたり平均で 11.0 件、一方、「改善を要する点」として指摘されたのは総数 250 件で、1校あたり平均で 2.0 件であった。1巡目（対象校：132校）においては、「優れた点」として指摘されたのは1校あたり平均で 14.9 件、「改善を要する点」として指摘されたのは1校あたり平均で 2.2 件であり、2巡目における1校当たりの指摘件数は、「優れた点」及び「改善を要する点」とともに、やや減少傾向にあった。また渋井他[17]と同様の手法を用いて1巡目及び2巡目の間の件数の変化について検定した結果、 $\chi^2(1)=4.586$, $p<.05$ で有意差が見られた。

・「優れた点」について、基準ごとに見ると、基準5「教育内容及び方法」が 621 件（46%）（「主な優れた点」は 530 件）と突出して多い。文部科学省の競争的資金を獲得したプロジェクトの他、教育課程編成・実施上の多くの取組が取り上げられている。ついで基準7「施設・設備及び学生支援」が 203 件（15%）（「主な優れた点」は 147 件）で、生活支援（含：就職支援）、学習相談・助言・支援、経済支援、学習支援環境の整備等について、多くの取組が評価されている。3番目に多かったのは、基準3「教員及び教育支援者」が 154 件（11%）（「主な優れた点」は 119 件）で、教員の定期的な業績評価とその処遇への反映等が取り上げられている。「優れた点」として取り上げられた事項は、1巡目とほぼ同様であるが、3つの教育基本方針（3ポリシー）の一体的策定、カリキュラム・マップ／カリキュラム・ツリーの充実、アクティブ・ラーニングなど、教育課程編成・実施に関わる新たに始められた取組も取り上げられている。

・「改善を要する点」について、基準ごとに見ると、基準5「教育内容及び方法」が 79 件（32%）と最も多い。「更なる向上が期待される点」が最も多く見られたのもこの基準であり、成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的措置、単位の実質化（授業外学習時間の確保）、学位論文評価基準の明文化について多くの指摘がなされていたほか、「更なる向上が期待される点」においては、文部科学省等の競争的資金を獲得した取組に関する、今後の成果への期待を指摘したものが半数近くを占めた。ついで、基準4「学生の受入」が 73 件（29%）と多く、大学院課程や学士課程編入時における定員超過・不足が指摘されている。3番目に多かったのは、基準7「施設・設備及び学生支援」と基準8

「教育の内部質保証システム」で、ともに 30 件（12%）であった。基準 7 においては、図書館や I C T 環境の整備、ハラスメント防止や相談に関する制度等、基準 8 においては授業評価アンケート結果の学生への公表、内部質保証体制の未整備等がそれぞれ指摘されている。

・ 1 巡目において「改善を要する点」として指摘された事項について、その改善状況を基準 9「評価結果がフィードバックされ改善のための取組がおこなわれているか。」という観点(9－3－③)のデータをもとに分析を行った。結果、1 巡目において「改善を要する点」として指摘された 249 件のうち、ほぼすべてとなる 245 件について改善の取組がなされていることを確認することができた。

以上の分析を通して、「優れた点」「改善を要する点」とその改善状況からは、大学の教育改善に対する多様な取組が見受けられたとともに、認証評価の大学への改善効果があらためて確認できた。

Ⅳ 大学機関別認証評価 3 巡目における改善について

2 巡目の大学機関別認証評価の実施に係る検証結果、平成 28 年 3 月における学校教育法施行規則及び「細目省令」の改正、及び平成 28 年度に大学機関別認証評価委員会のもとに設置された大学機関別認証評価 3 巡目評価基準等検討 WG における検討を経て、平成 31 年度(令和元年度)から機構が実施する大学機関別認証評価のための実施大綱、大学評価基準、自己評価実施要項について本章に述べる趣旨の改訂を加えた。主な改善点は以下のとおりである。

1. 内部質保証を重点的に評価（基準 2－1～2－3）
2. 教育課程の評価（基準 6－1～6－8）
3. 3つのポリシーに関する評価（基準 5－1、6－1、6－2）
4. 大学評価基準に関する判断の手順（『実施大綱』 5 評価の実施方法）
5. フォローアップの仕組み（『実施大綱』 7 改善状況の継続的確認）
6. 評価業務の効率化

1. 内部質保証の重点的な評価（基準 2－1～2－3）

平成 28 年 3 月における細目省令の改正において、自己点検・評価を改善向上に結び付けるシステム(内部質保証)が整備されていることが認証評価の対象たる項目とされたことを受けて、内部質保証に関する基準を重点評価項目として位置付け

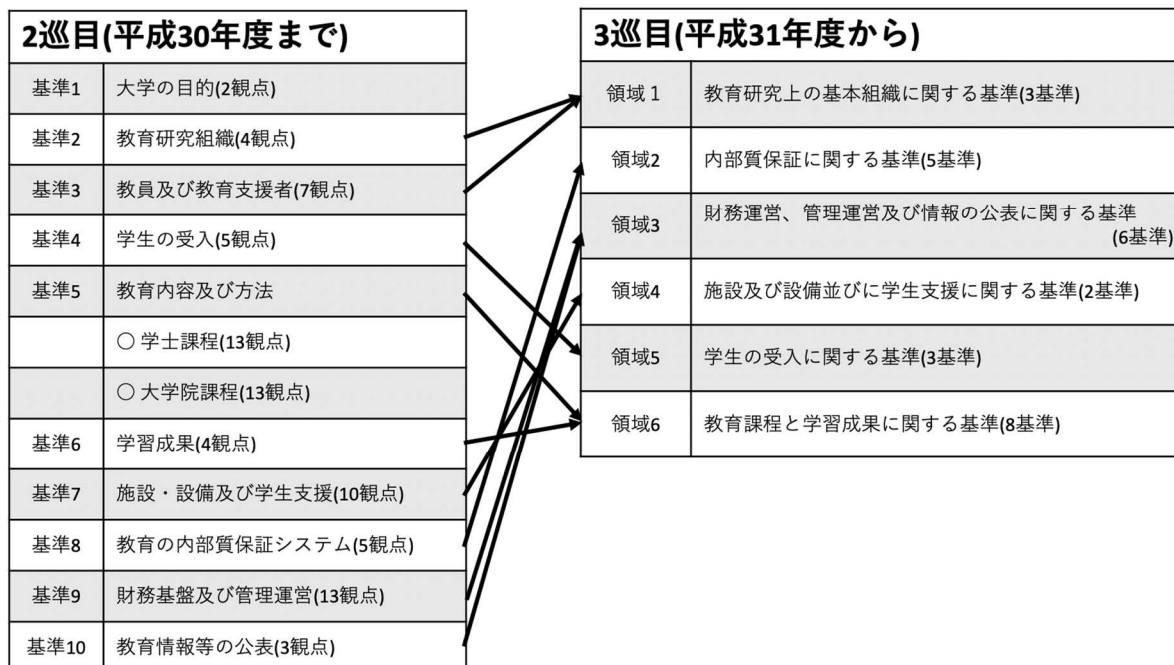
- ・その実施体制及び手順の整備を必須し、整備されていない場合には大学評価基準を満たさないとする
- ・優れた取り組みである場合には、特に高く評価し、そのことを評価結果において明示すること

の 2 点を新たに導入した。また、内部質保証に関して優れた取組を実施しているとされた大学に関して、次回以降に効率的な評価を行うことに関しては、3 巡目の評価を実施しつつ具体的に検討することとした⁷。また、1991 年以来大学は自己点検・評価を着実に実施しており、近年の 2 巡にわたる機構が実施した大学機関別認証評価においても、自己点検・評価が行われていないという指摘をしたことはないことから、とりわけ、自己点検・評価が改善向上に結び付く仕組みを中心に評価することとした。

また、内部質保証を重視する観点から、基準の構成を見直し、特に、2 巡目において 10 個の基準の下位区分としていた内容をそれぞれ単独の基準として位置付け、後述する 3 つのポリシー等に関する基準を加えて以下のような対応関係を保ちつつ、基準全体の構成を大幅に変更した。特に大きな変更は、内部質保証に係る基準を、個別の基準内容に関する基

⁷ このような方法を導入することに伴い、重点評価項目の評価結果が優れているなど大学の内部質保証が有効に機能していると判断される場合については、次回評価の中で、例えば、実地調査における確認事項の簡素化や、事前の書類提出で代替するなどの方法の工夫等、評価内容・方法を弾力化・効率化することも考えられる。〔審議まとめ〕(p.5)】

準に先行させて配置させたこと、また、教育課程に関する基準を、その位置付けの変更に伴いすべての基準の最後に配置したことである。



2. 教育課程の評価（基準6－1～6－8）

2巡目までの機構が実施する大学機関別認証評価においては、教育課程について単一の基準を設け、機関としてそれを満たしているか否かを判断することとしてきた。しかし、教育課程の多様性を考慮し、教育研究上の基本組織である学部・研究科を単位として教育課程をそれぞれ評価し、その結果を踏まえて機関別の判断を行うこととした、そのために、教育課程について以下の8つの基準を設け、学部・研究科を単位として教育の状況の評価し、その結果を踏まえて機関別の判断を行うこととした。

2巡目までにおいては、教育課程の編成、実施に関する分析は、教育課程をどの程度の単位で分析するかを明示することなく行ってきたが、3巡目においては、「教育研究上の基本組織」としての学部・研究科を単位として基準を満たしているか否かを判断することとして、自己評価においてもその判断を求めている。

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

さらに、一部の教育課程については、その教育課程の専攻分野の事情に由来する分野別の第三者評価が実施されてきていることから、そのような学部・研究科等に関する評価結果が信頼できるものであり、大学の自己点検・評価における教育課程の評価において、その結果を利用することによって社会からの信頼を増進させている場合には、その評価結果をもって自己点検・評価の結果に代えることができることとした。具体的には、専門職大学院に対する認証評価や国際条約、国際機関によって信頼性が担保されている国内機関による評価結果等を念頭に置いている。

3. 3つのポリシーに関する評価（基準5－1、6－1、6－2）

平成 28 年 3 月の学校教育法施行規則の改正において、

一 卒業の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

を定めることが義務付けられた（第 165 条の 2 の追加）。機構が行う大学機関別認証評価においては、既に 2 巡目においても、これらの 3 つの方針（ポリシー）が定められていることを確認する基本的観点を設けていたが、この改正を受けて、分析の観点とするのではなく、基準として判断の対象とすることにした。その場合、評価のための分析は、同月に中央教育審議会大学分科会から示された「卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の策定と運用に関するガイドライン」に準拠することとしている。ただし、この「ガイドライン」は必ずしも策定、運用のすべてにわたって一意的に規定するものではないので、各方針に求める内容の具体性については詳細な規定は行っていない。

また、上記の 3 つの方針の挙示の順序は、2 巡目までに想定していた「入学⇒学習⇒卒業」という順序とは異なり、まず、卒業の認定に関する方針を策定し、その方針を実現するために行うべき教育課程の編成及び実施を整合性を持って定めたうえで、入学者の受入れに関する方針を定めるという手順を前提していると考えられる。このことから、2 巡目では先行

していた教育課程の編成及び実施に関する方針を3巡目では卒業の認定に関する方針の後に置いて、後者の方針との整合性を点検できる順番としている。

さらに入学者受入れに関する方針は、その基準に照らした判断を、教育課程の判断の単位ごとに行うのではなく、大学全体として行うこととした。これは、細分化された教育課程ごとに入学者選抜を行うことが必ずしも一般的は言えなくなりつつある情勢を背景としている。

4. 大学評価基準に関する判断の手順（『実施大綱』5 評価の実施方法）

2巡目までにおいては、大学評価基準を満たしている場合には、どの基準も満たしていないことがないとしていた。このことは、一つの基準でも満たさないことがあると、大学評価基準全体を満たしていないことになるので、機関別評価としては重大な意味を持つため、かえって、評価者側において基準ごとに具体的な改善点を指摘することを躊躇させることの誘因と考えられた。3巡目においては、重点評価項目を定めたこともあり、基準を満たす、満たさないの考え方、および細目省令等改正に帰結する中央教育審議会における議論を考慮して、大学が改善すべき点をより具体的に示しつつ、機関別には以下のような総合的判断を行なう判断手順に変更した。すなわち、

1. すべての基準を満たしている場合

⇒ 大学評価基準を満たしていると判断（2巡目と同様）

2. 満たしていない基準があった場合

- a 【重点評価項目】として位置付ける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況如何に関わらず大学評価基準を満たさないと判断
- b 【重点評価項目】として位置付ける内部質保証の体制又は手順を整備していると確認した場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認
 - ① ⇒ 確認できた場合、大学評価基準を満たすと判断。
 - ② ⇒ 確認できない場合、大学評価基準を満たさないと判断。

とすることとした。

5. フォローアップの仕組み（『実施大綱』7 改善状況の継続的確認）

細目省令の第1条第1項第5号において、「評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。」と定められたことから、再度の評価の方法、内容について具体的な手順を示すこととした。

評価結果において改善を要する点として機構が指摘したものに関して、大学に改善状況の提出を「対応状況報告書」として求め、機構が改善されたと判断した場合には、その旨を

評価結果に追記する形で公表することによって、大学が改善を行ったことを社会に公表することができる仕組みを構築した。ただし、

- ・ 大学に改善の取組を促す観点から、評価実施年度から3年以内になんらかの報告を求めることとした。
- ・ 改善を要する点として指摘された事項へ対応状況（改善できていない場合にも）を根拠資料・データとともに提出し、認証評価委員会が点検することとした。

6. 評価業務の効率化

2巡目までの実施に関する検証アンケートの結果、特に自由記述によって明らかとなった実施方法上で改善を要する点について個別に対応した。

1. 2巡目までの評価結果をもとに評価対象とする内容を精査することによって、基準の判断に影響をほとんど与えなかった分析内容については、自己評価においても、機構による評価においても分析を求めないこととした。具体的には、大学等の目的、専攻科・別科に係る基準・観点を削除するとともに、附属施設等の外延を限定した。
2. 自己評価書の構成・内容・様式を改善し、原則として根拠資料の提示を求めることにとどめ、自己評価書の主要な記載内容とした。
3. 一部の分析内容については、提示する内容、形式を「別紙様式」として標準化することによって、評価者が客観的事実を判断する際のばらつきを抑制した。
4. 以上の2. 及び3. の結果、2巡目で求めてきた各基準の下に設けられた観点ごとに「観点到係る状況」と「分析結果とその根拠理由」を記述する手間必要を解消するとともに、資料のみでは十分に根拠づけられない場合及びそれぞれの基準の内容に関連した取組で成果が上がっているものについて個別に記載する枠組みを設けた。
5. 全体的に「電子化」を一層推進し、評価作業において印刷された文書をやりとりする作業を大幅に減少させるとともに、大学から提出された根拠資料についても、機構による評価の判断根拠として社会に示すことを容易に可能とすることができるようにした。
6. 基本的データについては、大学ポートレートを介しての共通基礎データ様式によって提出することとした。
7. 訪問調査時に実施してきた、卒業（修了）生への聞き取り調査（面談）について、卒業生の勤務地等と無関係に特定の時間に大学に赴くことを求めることの困難及びそのことによって大学所在地から遠隔の場所で就業している卒業生の意見が反映できなくなっていることを勘案し、大学の紹介に基づきウェブシステムによって意見聴取を行うこととした。

参考文献

- [1] 大学評価・学位授与機構（平成 25 年）『外部検証報告書』：
http://www.niad.ac.jp/media/001/201603/no5_gaibukensyou_h25.pdf
- [2] 大学評価・学位授与機構（平成 25 年）『進化する大学機関別認証評価－第 1 サイクルの検証と第 2 サイクルにおける改善－』：
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/1220651_989.html
- [3] Evolving Institutional Certified Evaluation Accreditation - Verification Report on the First Cycle (2005-2011) and Improvements for the Second Cycle (2012-2018) of NIAD-UE's Institutional Certified Evaluation Accreditation (CEA) (2013) :
http://www.niad.ac.jp/english/unive/review/eng_univ_evolving2.pdf
- [4] 大学評価・学位授与機構（平成 28 年） 大学機関別認証評価に関する第 2 サイクルの中間検証結果報告書
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/__icsFiles/afieldfile/2016/06/13/no6_12_dai2chukanmatome.daigaku.pdf
- [5] 大学改革支援・学位授与機構（平成 30 年度）『大学機関別認証評価 実施大綱』
- [6] 大学改革支援・学位授与機構（平成 30 年度）『大学機関別認証評価 大学評価基準（機関別認証評価）』
- [7] 大学改革支援・学位授与機構（平成 30 年度）『大学機関別認証評価 自己評価実施要項』
- [8] 大学改革支援・学位授与機構（平成 30 年度）『大学機関別認証評価 評価実施手引書』
- [9] 大学改革支援・学位授与機構（平成 30 年度）『大学機関別認証評価 訪問調査実施要項』
- [10] 大学改革支援・学位授与機構（平成 30 年度）『大学機関別認証評価等に関する Q & A』
- [11] 大学評価・学位授与機構（平成 25 年）『平成 24 年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』
- [12] 大学評価・学位授与機構（平成 26 年）『平成 25 年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』
- [13] 大学評価・学位授与機構（平成 27 年）『平成 26 年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』
- [14] 大学評価・学位授与機構（平成 28 年）『平成 27 年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』
- [15] 大学評価・学位授与機構（平成 29 年）『平成 28 年度に実施した大学機関別認証評価

に関する検証結果報告書』

- [16] 第2サイクル（平成24年度～）における「優れた点」「改善を要する点」等一覧：
https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/1246001_989.html
- [17] 渋井 進，野田 文香，田中 弥生，野澤 庸則（2011）．自己評価書と評価結果報告書の関係から見た大学機関別認証評価の分析，大学評価・学位研究（12）117-138.
- [18] 大学評価基準 新旧対照表（平成30年3月）：
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/no6_1_1_daigakukijuntaishouhyou31.pdf
- [19] 渋井 進，野田 文香（2018）．評価書分析による「単位制度の実質化」に係る指標・エビデンスの可視化，大学評価・学位研究（19）39-55.
- [20] 文部科学省国立教育政策研究所（2016）．大学生の学習実態に関する調査研究について（概要） 平成28年3月：
http://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf06/gakusei_chousa_gaiyou.pdf
- [21] 野田文香，渋井進(2016)．「単位制度の実質化」と大学機関別認証評価，大学評価・学位研究（17）21-33.

おわりに

本報告書は、平成 24 年度から平成 30 年度までに大学改革支援・学位授与機構(平成 27 年までは大学評価・学位授与機構)が実施した大学機関別認証評価について、評価結果を含めてその概要について述べるとともに、評価対象校及び評価担当者に対して毎年度実施してきたアンケート結果の分析及び大学機関別認証評価の評価結果の分析により、2 巡目の大学機関別認証評価の実施状況とその成果に関する検証を目的として作成した。

2 巡目の実施に関しては、平成 28 年 3 月に「大学機関別認証評価に関する第 2 サイクルの中間検証結果報告書」において平成 26 年度までの状況を鈴木賢次郎教授（当時）を中心に中間検証している。本報告書の作成にあたっては、同報告書の存在が不可欠であった。

機構としては、今回の検証結果を今後の認証評価の改善に活かすとともに、他の認証評価機関とも協力して、我が国における認証評価、ひいては、我が国における大学教育の発展に寄与していきたい。

本報告書の作成の体制は以下のとおりである。

渋井 進 研究開発部 教授（全体総括、アンケート作成・分析、第Ⅱ章執筆）

土屋 俊 研究開発部 特任教授（第Ⅳ章執筆）

浅井 美紀 研究開発部 研究補佐員（データ解析、第Ⅲ章執筆）

評価事業部評価企画課（全体調整、アンケート発送・集計、参考資料作成）

認証評価にご参加いただき、有益なご意見をお寄せいただいた評価対象大学の関係者、評価担当者、認証評価委員会等各種委員会の諸先生方、及び、認証評価機関連絡協議会が主催した認証評価に対する意見交換会において、貴重なお意見を頂いた報道関係者、高等学校関係者の方々に感謝を申し上げ、結びの言葉としたい。

参 考 資 料

年度別対象校一覧

(認証評価)

平成 24 年度

○国立大学（3 大学）

長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、京都教育大学

○ 公立大学（1 大学）

産業技術大学院大学

平成 25 年度

○ 国立大学（18 大学）

室蘭工業大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、秋田大学、山形大学、
東京外国語大学、東京農工大学、信州大学、岐阜大学、京都大学、大阪教育大学、
奈良女子大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、総合研究大学院大学、
北陸先端科学技術大学院大学

○ 公立大学（3 大学）

奈良県立医科大学、沖縄県立看護大学、沖縄県立芸術大学

平成 26 年度

○ 国立大学（28 大学）

旭川医科大学、東北大学、福島大学、千葉大学、東京工業大学、東京海洋大学、
一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、金沢大学、山梨大学、
浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、三重大学、京都工芸繊維大学、
兵庫教育大学、神戸大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、
長崎大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学

○ 私立大学（1 大学）

大妻女子大学

平成 27 年度

○ 国立大学 (25 大学)

北海道大学、北海道教育大学、小樽商科大学、茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、東京医科歯科大学、電気通信大学、福井大学、静岡大学、名古屋工業大学、滋賀大学、滋賀医科大学、大阪大学、奈良教育大学、島根大学、山口大学、香川大学、福岡教育大学、九州工業大学、佐賀大学、熊本大学、大分大学、奈良先端科学技術大学

○ 公立大学 (6 大学)

神奈川県立保健福祉大学、横浜市立大学、大阪市立大学、尾道市立大学、北九州市立大学、宮崎県立看護大学

○ 私立大学 (2 大学)

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

平成 28 年度

○ 国立大学 (3 大学)

埼玉大学、お茶の水女子大学、広島大学

○ 公立大学 (15 大学)

秋田県立大学、前橋工科大学、首都大学東京、富山県立大学、石川県立大学、静岡文化芸術大学、京都府立大学、大阪府立大学、兵庫県立大学、岡山県立大学、福山市立大学、九州歯科大学、福岡県立大学、福岡女子大学、大分県立看護科学大学

平成 29 年度

○ 国立大学 (7 大学)

帯広畜産大学、筑波大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、琉球大学、政策研究大学院大学

○ 公立大学 (5 大学)

福島県立医科大学、愛知県立芸術大学、京都府立医科大学、奈良県立大学、県立広島大学

○ 私立大学 (2 大学)

大阪女学院大学、放送大学

平成 30 年度

○ 国立大学 (1 大学)

筑波技術大学

○ 公立大学 (4 大学)

公立はこだて未来大学、秋田公立美術大学、山梨県立大学、愛知県立大学

平成30年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

貴校名 _____

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、1～11の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「－」をご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また、記述式のものについては、学校名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)	
回答例① は、適切であった -----	5	4	3	2
回答例② は、適切であった -----	5	4	③	2

(回答できない場合)

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)	
. は、適切であった -----	5	4	3	2

1. 評価基準及び観点について

当機構が設定した評価基準及び観点についてどのように思われましたか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	4	どちらとも 言えない (3)	3	2	1	全くそう 思わない (1)
① 評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1		
② 評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1		
③ 評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1		
④ 評価基準及び観点の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1		
	ある		ない				
⑤ 自己評価しにくい評価基準又は観点があった -----	2		1				

→※⑤について、2 とご回答いただいた場合、どの評価基準又は観点が自己評価しにくかったかを理由も含めて具体的にご記入ください。

--

	ある	ない
⑥ 内容が重複する評価基準又は観点があった -----	2	1

→※⑥について、2 とご回答いただいた場合、重複していると思われる評価基準又は観点について理由も含めて具体的にご記入ください。

--

- ・評価基準及び観点についてご意見、ご感想等をご記入ください。

2. 評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、(1) 自己評価、(2) 訪問調査等、(3) 意見の申立ての3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価基準及び観点に基づき、適切に自己評価を行うことができた ----- ---	5	4	3	2	1	
② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた -----	5	4	3	2	1	
	迷った		迷っていない			
③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	2		1			

→※③について、2とご回答いただいた場合、どのような点で迷ったのかをご記入ください。

--

④ 貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった -----	5	4	3	2	1	

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、どのくらいの文字数であればよいと思うかをご記入ください。

--

- ⑦ 自己評価書の作成に当たって、既に機構の認証評価を受けた他大学の自己評価書を参考にした -----

参考にした	参考にしなかった	
2	1	

・自己評価についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(2) 訪問調査等について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

- ② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

- ③ 訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。以下同様。）が質問した内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ④ 訪問調査の実施内容として、大学関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談を設けたことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

・訪問調査等についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(3) 意見の申立てについて

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

- ② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載するとしたことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

以下は、意見の申立てを行った対象校のみお答えください。

- ③ 貴校からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

3. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量、(2) 機構が設定した作業期間、(3) 評価作業に費やした労力、(4) 評価のスケジュールの4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量について

		＜作業量＞				
		とても 大きい (5)	← 適当 (3)	→ 小さい (1)		
①	自己評価書の作成 -----	5	4	3	2	1
②	訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1
③	訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1
④	訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1
⑤	意見の申立て -----	5	4	3	2	1

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想等をご記入ください。

①～⑤について、5とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

						<作業期間>	
						とても 長い (5)	とても 短い (1)
① 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	-----	5	4	3	2	1	
② 訪問調査のための事前準備	-----	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査当日の対応	-----	5	4	3	2	1	
④ 意見の申立て	-----	5	4	3	2	1	

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

						強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)
①	評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1		
②	評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1		
③	評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1		

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(4) 評価のスケジュールについて

① 自己評価書の提出時期（6月末）は適当であった
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。）----

適当	適当でない	
2	1	

② 訪問調査の実施時期（10月下旬～12月上旬）は適当であった
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。）----

2	1	
---	---	--

・評価のスケジュールについてご意見、ご感想等をご記入ください。

4. 説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他機構が実施する各種説明等について以下の質問にお答えください。（⑧について、訪問説明を受けなかった対象校は回答欄に「－」をご記入ください。）

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)		
① 説明会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
② 説明会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
③ 説明会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1	
④ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑧ 機構が行った訪問説明は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応） は適切であった -----	5	4	3	2 1	

・説明会・研修会等についてご意見、ご感想等をご記入ください。

5. 評価結果（評価報告書）について

評価結果（評価報告書）について、（１）評価報告書の内容等、（２）自己評価書及び評価報告書の公表、（３）評価結果に関するマスメディア等の報道の３項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）評価報告書の内容等について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度等）を考慮したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた ---	5	4	3	2	1	
⑧ 評価報告書の構成及び内容はわかりやすいものであった -----	5	4	3	2	1	

→※⑧について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点がわかりにくかったかをご記入ください。

⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
----------------------------------	---	---	---	---	---	--

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイト等で公表している

している	していない	
2	1	

② 評価報告書をウェブサイト等で公表している-----

2	1	
---	---	--

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価結果（評価報告書）についてご意見、ご感想等をご記入ください。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、自己評価実施時点での効果・影響と機構の評価結果を受けての効果・影響とに分けて質問しますので、それぞれお答えください。(具体の活用例、改善例については、別途「7. 評価結果の活用について」で質問します。)

(1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴校の教育研究活動等について全般的に把握することができた -----	5	4	3	2	1	
② 貴校の教育研究活動等の今後の課題を把握することができた -----	5	4	3	2	1	
③ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育研究活動等に取り組む意識が向上した -----	5	4	3	2	1	
⑤ 貴校の教育研究活動等の改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑥ 貴校の将来計画の策定に役立った -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴校のマネジメントの改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴校の個性的な取組を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した -----	5	4	3	2	1	

・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想等がありましたらご記入ください。

(2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴校の教育研究活動等について全般的に把握することができる -----	5	4	3	2	1	
② 貴校の教育研究活動等の今後の課題を把握することができる -----	5	4	3	2	1	
③ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育研究活動等に取り組む意識が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑤ 貴校の教育研究活動等の改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑥ 貴校の将来計画の策定に役立つ -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴校のマネジメントの改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴校の個性的な取組を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑫ 貴校の教育研究活動等の質が保証される -----	5	4	3	2	1	
⑬ 学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑭ 広く社会の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑮ 他大学の評価結果から優れた取組を参考にする -----	5	4	3	2	1	

・機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想等がありましたらご記入ください。

7. 評価結果の活用について

- ① 今回の評価（機構の評価結果だけでなく、貴校における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として、課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）がありましたら、その主要な事項について、簡潔にご記述ください。

また、その変更・改善の際に、今回の評価はどの程度参考になったかを5段階でお答えください。

特に、評価結果において「改善を要する点」として指摘を受けた事項について、変更・改善を予定しているもの（または実施済みのもの）がありましたら、必ずご記述ください。

注：本質問は、機構の評価がどの程度対象校の改善に活用されているかを把握することにより、評価方法の改善を図ろうとするものです。貴校の変更・改善の取組状況自体を評価することを目的とするものではありません。

		非常に 参考になった (5)	参考に ←なった→ (3)	あまり参考に ならなかった (1)			
課題	(記入例) 【基準6】卒業生のアンケート結果からみて、「外国語の能力」の達成度が十分ではない。	5	4	3	2	1	3
変更・改善	「外国語の能力」の達成度を向上させるため、来年度から、カリキュラムの充実、学習環境の整備を行うこととしている。						
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしてください。

- ② 貴校では、今後、次のような事柄に評価結果を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1 貴校の広報誌に評価結果を掲載する。	2 貴校のウェブサイトで評価結果を公表する。
3 資金獲得のための申請書に記載する。	4 学生募集の際に用いる。
5 共同研究等の相手先企業を募集するパンフレット等に用いる。	
6 その他（具体的に）	

回答欄	
-----	--

8. 評価の実施体制について

貴校の評価の実施体制についてお教えてください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

・評価（自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教えてください。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいて結構です。

(記入例)

```
graph TD; A[自己点検・評価委員会] --- B[ワーキンググループ]; A --- C[評価推進室]; B --- D[〇〇学部作業チーム]; B --- E[〇〇〇〇];
```

自己点検・評価委員会
(役割)：評価結果についての最終決定
(形態)：常設
(構成)：学長、理事、・・・
(人数)：〇人

ワーキンググループ
(役割)：評価結果の審議
(形態)：常設
(構成)：理事、各学部長・・・
(人数)：〇人

評価推進室
(役割)：評価に関する事務
(形態)：常設
(構成)：室長、係長・・・
(人数)：〇人

〇〇学部作業チーム
(役割)：データ等の収集・整理
(形態)：臨時
(構成)：〇〇学部長、・・・
(人数)：〇人

〇〇〇〇

他に具体的な説明等がありましたら以下にご記入ください。

・評価の実施体制について、貴校が行っている方策・工夫等がありましたらお教えてください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えてください。

9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について、評価の目的である、教育研究活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問にお答えください。(今回以前にも機構の認証評価を受けた対象校のみお答えください。)

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 前回の認証評価を受けたことにより、貴校の教育研究活動等の質の保証に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、5又は4とご回答いただいた場合、質の保証にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

- ② 前回の認証評価を受けたことにより、貴校の教育研究活動等の改善の促進に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、5又は4とご回答いただいた場合、改善の促進にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

- ③ 前回の認証評価を受けたことにより、貴校の教育研究活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、5又は4とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

前回の認証評価を受けた時と比較して、当機構の認証評価プロセスが改善されたかどうかについて、以下の質問に可能な範囲でお答えください。（今回以前にも機構の認証評価を受けた対象校のみお答えください。）

	非常に良く なっている (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	非常に悪く なっている (1)			
① 評価基準及び観点の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった -----	5	4	3	2	1	
② 評価基準及び観点に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった -----	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった ----	5	4	3	2	1	
⑥ 説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴校が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった -----	5	4	3	2	1	
⑨ 評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑩ 自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑪ 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	5	4	3	2	1	

・ 前頁の項目以外で良くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

・ 前頁の項目以外で悪くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

11. その他

・認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や、実際に評価を受けて期待どおりであったかについてご記入ください。

・その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

次の質問は選択評価を受けなかった対象校のみご回答ください。

・選択評価を受けなかった理由、選択評価に対する要望（「研究活動の状況」、「地域貢献活動の状況」、「教育の国際化の状況」以外に新たに設けることが望ましい選択評価事項、評価方法、評価手数料等）等についてご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

平成30年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

ご氏名 _____

今回、当機構の評価に携わっていただいて、どのように感じられたか、以下の1～8の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「－」をご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また記述式のものについては、ご氏名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
回答例① は、適切であった -----	5	4	3	2	1	3
回答例② は、適切であった -----	5	4	③	2	1	

(回答できない場合)

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
. は、適切であった -----	5	4	3	2	1	－

1. 評価基準及び観点について

当機構が設定した評価基準及び観点についてどのように思われましたか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価基準及び観点の構成や内容は、対象校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 評価基準及び観点の構成や内容は、対象校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価基準及び観点の構成や内容は、対象校の教育研究活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価基準及び観点の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 評価しにくい評価基準又は観点があった -----	2		1			

→※⑤について、2 とご回答いただいた場合、どの評価基準又は観点が評価しにくかったかを理由も含めて具体的にご記入ください。

--

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する評価基準又は観点があった -----	2	1	

→※⑥について、2 とご回答いただいた場合、重複していると思われる評価基準又は観点について理由も含めて具体的にご記入ください。

--

・評価基準及び観点についてご意見、ご感想等をご記入ください。

2. 評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について（１）自己評価書、（２）書面調査、（３）訪問調査、（４）評価結果の４項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）自己評価書について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 対象校の自己評価書は理解しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が理解しにくかったかをご記入ください。

--

② 自己評価書には評価基準及び観点の内容が適切に記述されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかをご記入ください。

--

・自己評価書の様式についてご意見、ご感想等をご記入ください（特に対象校に事前に伝えたい点、様式上の事項として不足のあった点等があればお聞かせください）。

--

(2) 書面調査について

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

- ① 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が記入しにくかったかをご記入ください。

--

- ② 書面調査を行うために、対象校の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、5又は4とご回答いただいた場合、どのような情報（客観的データ等）があればよかったかをご記入ください。

--

・書面調査についてご意見、ご感想等をご記入ください。

--

(3) 訪問調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象校の回答内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が確認できなかったかをご記入ください。

--

- ③ 訪問調査の実施内容として、大学関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談を設けたことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

- ④ 訪問調査の実施内容（大学関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談）の方法は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

- ⑤ 訪問調査の実施内容（大学関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談）に係る時間配分は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の時間配分がどのような理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

- ⑥ 訪問調査では、対象校と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑦について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であるかをご記入ください。

--

- ⑧ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査についてご意見、ご感想等をご記入ください。

--

(4) 評価結果について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された -	5	4	3	2 1
② 基準 1 から基準 10 の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった -----	5	4	3	2 1
③ 評価結果全体としての分量は適切であった -----	5	4	3	2 1
④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象校の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった -----	5	4	3	2 1

・評価結果についてご意見、ご感想等をご記入ください。

3. 研修について

機構が実施する研修について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 研修の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
③ 研修の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
④ 自己評価書のサンプルの提示は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった -----	5	4	3	2	1	

・ 研修についてご意見、ご感想等をご記入ください。

4. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量、(2) 機構が設定した作業期間、(3) 評価作業に費やした労力、(4) 評価作業にかかった時間数の4項目に分けて質問しますのでそれぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量について

		＜作業量＞				
		とても 大きい (5)	← 適当 (3)	→ 小さい (1)		
①	自己評価書の書面調査	5	4	3	2	1
②	訪問調査への参加	5	4	3	2	1
③	評価結果（原案）の作成	5	4	3	2	1

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想等をご記入ください。

①～③について、5とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

		＜作業期間＞				
		とても 長い (5)	← 適当 (3)	→ 短い (1)		
①	自己評価書の書面調査 -----	5	4	3	2	1
②	訪問調査への参加 -----	5	4	3	2	1
③	評価結果（原案）の作成 -----	5	4	3	2	1

・機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、対象校の教育研究活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、対象校の教育研究活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、対象校の教育研究活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(4) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに最も近い時間数に該当する番号を選択してください。

※1校あたりではなく、全体でかかった時間をご回答ください。

	～30 時間	30-50 時間	50-70 時間	70-100 時間	100 時間～	
① 書面調査	5	4	3	2	1	
	～5 時間	5-10 時間	10-20 時間	20-30 時間	30 時間～	
② 訪問調査の準備	5	4	3	2	1	
	～5 時間	5-10 時間	10-20 時間	20-30 時間	30 時間～	
③ 評価結果報告書の原案作成	5	4	3	2	1	

・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご感想等をご記入ください。

5. 評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 部会運営は円滑であった -----	5	4	3	2	1	

・評価部会等の運営についてご意見、ご感想等をご記入ください。

6. 評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響等、評価全般について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ←言えない (3)	全くそう →思わない (1)			
① 今回の評価によって対象校の教育研究活動等の質が保証されると思う -----	5	4	3	2	1	
② 今回の評価によって対象校の教育研究活動等の改善が促進されると思う ----	5	4	3	2	1	
③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う -----	5	4	3	2	1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	5	4	3	2	1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった -----	5	4	3	2	1	

・評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についてご意見、ご感想等をご記入ください。

7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について、評価の目的である、教育研究活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問に可能な範囲でお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 今回評価をご担当された対象校について、前回の認証評価の実施により、対象校の教育研究活動等の質の保証に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、5又は4とご回答いただいた場合、質の保証にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

- ② 今回評価をご担当された対象校について、前回の認証評価の実施により、対象校の教育研究活動等の改善の促進に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、5又は4とご回答いただいた場合、改善の促進にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

- ③ 今回評価をご担当された対象校について、前回の認証評価の実施により、対象校の教育研究活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった -

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、5又は4とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

8. その他

- ・その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

次の質問は選択評価を担当されなかった方のみご回答ください。

- ・選択評価に対する要望（「研究活動の状況」、「地域貢献活動の状況」、「教育の国際化の状況」以外に新たに設けることが望ましい選択評価事項、対象校が有する目的の達成状況の判断を示す以外に実施することが望ましい評価方法等）等について可能な範囲でご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【対象校】

1. 評価基準及び観点について

		5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない													
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均	
機関1-	①教育研究活動等の質を保証するために適切であった	第1	19	13%	109	76%	14	10%	1	1%	0	0%	143	4.02	
		第2	17	14%	94	76%	12	10%	0	0%	0	0%	123	4.04	
機関1-	②教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	第1	20	14%	108	76%	14	10%	1	1%	0	0%	143	4.03	
		第2	25	20%	88	72%	10	8%	0	0%	0	0%	123	4.12	
機関1-	③教育研究活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	第1	13	9%	78	55%	49	34%	3	2%	0	0%	143	3.71	
		第2	8	7%	64	52%	48	39%	3	2%	0	0%	123	3.63	
機関1-	④教育活動を中心に設定していることは適切であった	第1	32	22%	95	66%	15	10%	0	0%	1	1%	143	4.10	
		第2	31	25%	77	63%	14	11%	1	1%	0	0%	123	4.12	

							2:ある	1:ない
		サイクル	2		1		計	平均
機関1-	⑤自己評価しにくい評価基準又は観点があった ※平成17～18年度は5段階評価でなっているため、除外して合計を算出	第1	55	43%	72	57%	127	1.43
		第2	39	32%	84	68%	123	1.32
機関1-	⑥内容が重複する評価基準又は観点があった ※平成18年度から新設された設問	第1	64	46%	74	54%	138	1.46
		第2	26	21%	97	79%	123	1.21

【2. 評価の方法及び内容について】

【(1) 自己評価について】

【(7)自己評価について】

		5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない												計	平均
		サイクル	5		4		3		2		1				
機関2-(1)-	①評価基準及び観点に基づき、適切に自己評価を行うことができた	第1	30	21%	101	71%	11	8%	1	1%	0	0%	143	4.12	
		第2	26	21%	81	66%	13	11%	3	2%	0	0%	123	4.06	
機関2-(1)-	②自己評価書の添付資料は既に蓄積していたもので十分対応することができた	第1	2	1%	53	37%	31	22%	52	36%	5	3%	143	2.97	
		第2	2	2%	18	15%	56	46%	41	33%	6	5%	123	2.75	

		【H20～】2:迷った～1:迷っていない						
		サイクル	2		1		計	平均
機関2-(1)-	③自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った ※平成17～19年度は5段階評価でなっているため、除外して合計を算出	第1	27	31%	59	69%	86	1.31
		第2	46	37%	77	63%	123	1.37

		5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない													
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均	
機関2-(1)-	④総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた	第1	23	16%	84	59%	33	23%	3	2%	0	0%	143	3.89	
		第2	10	8%	63	51%	45	37%	5	4%	0	0%	123	3.63	
機関2-(1)-	⑤自己評価書の完成度は満足できるものであった	第1	20	14%	97	68%	23	16%	3	2%	0	0%	143	3.94	
		第2	12	10%	66	54%	41	33%	4	3%	0	0%	123	3.70	
機関2-(1)-	⑥文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	第1	22	15%	47	33%	45	31%	25	17%	4	3%	143	3.41	
		第2	22	18%	60	49%	28	23%	11	9%	1	1%	122	3.75	

		【H18から新設】2: 参考にした～1: 参考にしなかった						
		サイクル	2		1		計	平均
機関2-(1)-	⑦すでに機構の認証評価を受けた他大学の自己評価書を参考にした	第1	124	91%	12	9%	136	1.91
		第2	108	88%	15	12%	123	1.88

【(2) 訪問調査等について】

【注】訪問調査時「1」～「5」

		5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない													
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均	
機関2-(2)-	①「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	第1	22	15%	105	73%	13	9%	3	2%	0	0%	143	4.02	
		第2	16	13%	88	72%	19	15%	0	0%	0	0%	123	3.98	
機関2-(2)-	②「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	第1	27	19%	97	68%	15	10%	4	3%	0	0%	143	4.03	
		第2	13	11%	86	70%	19	15%	5	4%	0	0%	123	3.87	
機関2-(2)-	③訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった	第1	32	23%	89	63%	18	13%	3	2%	0	0%	142	4.06	
		第2	28	23%	76	62%	17	14%	2	2%	0	0%	123	4.06	
機関2-(2)-	④訪問調査時の実施内容は適切であった ※H22年度までの設問	第1	28	21%	81	60%	25	18%	2	1%	0	0%	136	3.99	

		5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない													
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均	
機関2-(2)-	④実施内容として面談等を設けたことは適切であった(第一サイクルはH23のみ)	第1	3	43%	4	57%	0	0%	0	0%	0	0%	7	4.43	
		第2	46	37%	64	52%	10	8%	1	1%	2	2%	123	4.23	
機関2-(2)-	⑤実施内容の方法は適切であった(第一サイクルはH23のみ)	第1	3	43%	3	43%	1	14%	0	0%	0	0%	7	4.29	
		第2	24	20%	73	60%	11	9%	12	10%	1	1%	121	3.88	
機関2-(2)-	⑥実施内容に係る時間配分は適切であった(第一サイクルはH23のみ)	第1	1	14%	6	86%	0	0%	0	0%	0	0%	7	4.14	
		第2	17	14%	79	65%	18	15%	7	6%	0	0%	121	3.88	

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない														
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関2-(2)-	⑦訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	第1	34	24%	87	61%	18	13%	4	3%	0	0%	143	4.06
		第2	26	21%	80	66%	15	12%	1	1%	0	0%	122	4.07
機関2-(2)-	⑧訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	第1	33	23%	80	56%	29	20%	1	1%	0	0%	143	4.01
		第2	31	26%	79	65%	10	8%	1	1%	0	0%	121	4.16
機関2-(2)-	⑨訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	第1	31	22%	76	54%	32	23%	2	1%	0	0%	141	3.96
		第2	29	24%	71	58%	20	16%	2	2%	0	0%	122	4.04

【(3)意見の申立てについて】

		5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない													
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均	
機関2-(3)-	①意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	第1	36	25%	91	64%	12	8%	3	2%	0	0%	142	4.13	
		第2	20	16%	81	66%	16	13%	4	3%	1	1%	122	3.94	
機関2-(3)-	②「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することとは適切であった	第1	36	27%	69	51%	29	21%	1	1%	0	0%	135	4.04	
		第2	25	21%	63	54%	27	23%	2	2%	0	0%	117	3.95	
機関2-(3)-	③意見の申立てに対する機構の対応は適切であった(意見の申立てを行った対象校のみ)	第1	9	28%	15	47%	7	22%	1	3%	0	0%	32	4.00	
		第2	7	41%	3	18%	4	24%	1	6%	2	12%	17	3.71	

【3. 評価の作業量、スケジュール等について】

【(1)評価に費やした作業量について】

【(1)評価に費やした作業量について】

5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関3-(1)-	①自己評価書の作成(作業量)	第1	88	62%	44	31%	9	6%	1	1%	0	0%	142	4.54
		第2	62	50%	56	46%	5	4%	0	0%	0	0%	123	4.46
機関3-(1)-	②「訪問調査時の確認事項」への対応(作業量)	第1	5	4%	62	44%	72	51%	3	2%	0	0%	142	3.49
		第2	20	16%	75	61%	28	23%	0	0%	0	0%	123	3.93
機関3-(1)-	③訪問調査のための事前準備(作業量)	第1	7	5%	58	41%	74	52%	3	2%	0	0%	142	3.49
		第2	13	11%	72	59%	38	31%	0	0%	0	0%	123	3.80
機関3-(1)-	④訪問調査当日の対応(作業量)	第1	2	1%	37	26%	99	70%	4	3%	0	0%	142	3.26
		第2	9	7%	52	42%	61	50%	1	1%	0	0%	123	3.56
機関3-(1)-	⑤意見の申立て(作業量)	第1	0	0%	10	7%	105	77%	13	9%	9	7%	137	2.85
		第2	0	0%	12	11%	88	81%	5	5%	4	4%	109	2.99

【(2) 機構が設定した作業期間について】

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
旧設問 機関3-(1)-①	自己評価書の作成(作業期間) ※平成24年度からは、自己評価書の作成(作業期間)の設問を削除	第1	33	23%	17	12%	69	49%	22	15%	1	1%	142	3.42

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関3-(2)-	①※旧設問3-(1)-②「訪問調査時の確認事項」への対応(作業期間)	第1	0	0%	11	8%	81	57%	46	32%	4	3%	142	2.70
		第2	1	1%	4	3%	56	46%	54	44%	8	7%	123	2.48
機関3-(2)-	②※旧設問3-(1)-③訪問調査のための事前準備(作業期間)	第1	1	1%	15	11%	89	63%	33	23%	4	3%	142	2.83
		第2	1	1%	6	5%	76	62%	37	30%	2	2%	122	2.73
機関3-(2)-	③※旧設問3-(1)-④訪問調査当日の対応(作業期間)	第1	0	0%	10	7%	125	88%	6	4%	1	1%	142	3.01
		第2	1	1%	5	4%	85	70%	24	20%	7	6%	122	2.75
機関3-(2)-	④※旧設問3-(1)-⑤意見の申立て(作業期間)	第1	0	0%	5	4%	119	87%	9	7%	4	3%	137	2.91
		第2	1	1%	3	3%	99	91%	5	5%	1	1%	109	2.98

【(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない														
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関3-(3)-	①※旧設問3-(2)-①評価作業に費やした労力は、教育研究活動等の質保証という目的に見合うものであった	第1	14	10%	81	57%	38	27%	8	6%	0	0%	141	3.72
		第2	8	7%	77	63%	34	28%	4	3%	0	0%	123	3.72
機関3-(3)-	②※旧設問3-(2)-②評価作業に費やした労力は、教育研究活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	第1	21	15%	83	59%	30	21%	7	5%	0	0%	141	3.84
		第2	13	11%	81	66%	24	20%	5	4%	0	0%	123	3.83
機関3-(3)-	③※旧設問3-(2)-③評価作業に費やした労力は、教育研究活動等の社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	第1	9	6%	70	50%	51	36%	10	7%	0	0%	140	3.56
		第2	5	4%	46	37%	55	45%	15	12%	2	2%	123	3.30

【(4) 評価のスケジュールについて】

		2:適当～1:適当でない					
		サイクル	2		1		計
機関3-(4)-	①※旧設問3-(3)-①自己評価書の提出時期は適当であった	第1	102	71%	41	29%	143
		第2	97	80%	25	20%	122
機関3-(4)-	②※旧設問3-(3)-②訪問調査の実施時期は適当であった	第1	137	96%	6	4%	143
		第2	120	98%	2	2%	122

【4. 説明会・研修会等について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない														
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関4-	①説明会の配付資料は理解しやすかった	第1	13	9%	105	74%	22	16%	1	1%	0	0%	141	3.92
		第2	16	13%	81	66%	24	20%	1	1%	0	0%	122	3.92
機関4-	②説明会の内容は理解しやすかった	第1	15	11%	105	74%	21	15%	0	0%	0	0%	141	3.96
		第2	14	11%	73	60%	34	28%	1	1%	0	0%	122	3.82
機関4-	③説明会の内容は役立った	第1	29	21%	100	71%	11	8%	0	0%	1	1%	141	4.11
		第2	28	23%	68	56%	25	20%	1	1%	0	0%	122	4.01
機関4-	④自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	第1	18	13%	99	70%	25	18%	0	0%	0	0%	142	3.95
		第2	15	12%	78	64%	28	23%	1	1%	0	0%	122	3.88
機関4-	⑤自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	第1	18	13%	104	73%	19	13%	1	1%	0	0%	142	3.98
		第2	14	11%	78	64%	29	24%	1	1%	0	0%	122	3.86
機関4-	⑥自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	第1	32	23%	95	67%	14	10%	1	1%	0	0%	142	4.11
		第2	25	20%	73	60%	23	19%	1	1%	0	0%	122	4.00
機関4-	⑦機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	第1	37	26%	95	67%	10	7%	0	0%	0	0%	142	4.19
		第2	36	29%	77	63%	9	7%	1	1%	0	0%	123	4.20
機関4-	⑧機構が行った訪問説明は役立った	第1	49	40%	53	44%	18	15%	1	1%	0	0%	121	4.24
		第2	13	24%	30	56%	11	20%	0	0%	0	0%	54	4.04
機関4-	⑨説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応(質問等に対する対応)は適切であった	第1	43	30%	86	61%	11	8%	1	1%	0	0%	141	4.21
		第2	21	17%	75	61%	26	21%	0	0%	0	0%	122	3.96

【5.評価結果(評価報告書)について】

【(1)評価報告書の内容等について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関5-(1)-	①教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった	第1	30	21%	99	69%	14	10%	0	0%	0	0%	143	4.11
		第2	20	16%	81	66%	22	18%	0	0%	0	0%	123	3.98
機関5-(1)-	②教育研究活動等の改善に役立つものであった	第1	27	19%	99	69%	17	12%	0	0%	0	0%	143	4.07
		第2	23	19%	83	67%	15	12%	2	2%	0	0%	123	4.03
機関5-(1)-	③教育研究活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	第1	23	16%	78	55%	39	27%	3	2%	0	0%	143	3.85
		第2	11	9%	58	47%	51	41%	2	2%	1	1%	123	3.62
機関5-(1)-	④目的に照らし適切なものであった	第1	33	23%	98	69%	10	7%	1	1%	0	0%	142	4.15
		第2	19	16%	81	66%	22	18%	0	0%	0	0%	122	3.98
機関5-(1)-	⑤実態に即したものであった	第1	40	28%	94	66%	9	6%	0	0%	0	0%	143	4.22
		第2	25	20%	87	71%	11	9%	0	0%	0	0%	123	4.11
機関5-(1)-	⑥規模等を考慮したものであった	第1	32	22%	77	54%	29	20%	5	3%	0	0%	143	3.95
		第2	20	16%	74	61%	26	21%	2	2%	0	0%	122	3.92
機関5-(1)-	⑦教育研究活動等に関して新たな視点が得られた	第1	17	12%	62	43%	61	43%	3	2%	0	0%	143	3.65
		第2	16	13%	62	50%	39	32%	6	5%	0	0%	123	3.72
機関5-(1)-	⑧構成及び内容は分かりやすいものであった	第1	32	22%	93	65%	17	12%	1	1%	0	0%	143	4.09
		第2	26	21%	76	62%	19	15%	2	2%	0	0%	123	4.02
機関5-(1)-	⑨総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	第1	39	27%	98	69%	6	4%	0	0%	0	0%	143	4.23
		第2	24	20%	88	72%	10	8%	0	0%	0	0%	122	4.11

【(2)自己評価書及び評価報告書の公表について】

【H17～18】5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない

【H19～22】2: ある～1: ない

		サイクル	2		1		計	平均
機関5-(2)-	①今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している ※平成17～18年度は5段階評価でなっているため、除外して合計を算出	第1	120	94%	7	6%	127	1.94
		第2	118	96%	5	4%	123	1.96
機関5-(2)-	②評価報告書をウェブサイトなどで公表している ※平成17～18年度は5段階評価でなっているため、除外して合計を算出	第1	120	95%	6	5%	126	1.95
		第2	121	98%	2	2%	123	1.98

【(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関5-(3)-	①マスメディア等から適切な報道がなされた	第1	5	4%	27	21%	75	57%	15	11%	9	7%	131	3.03
		第2	2	2%	5	6%	69	79%	6	7%	5	6%	87	2.92

【6. 評価を受けたことによる効果・影響について】

【(1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関6-(1)-	①教育研究活動等について全般的に把握することができた	第1	58	41%	79	55%	5	3%	1	1%	0	0%	143	4.36
		第2	32	26%	85	69%	6	5%	0	0%	0	0%	123	4.21
機関6-(1)-	②教育研究活動等の今後の課題を把握することができた	第1	39	27%	95	66%	9	6%	0	0%	0	0%	143	4.21
		第2	29	24%	85	69%	9	7%	0	0%	0	0%	123	4.16
機関6-(1)-	③教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	第1	6	4%	56	39%	72	50%	8	6%	1	1%	143	3.41
		第2	4	3%	48	39%	61	50%	8	7%	2	2%	123	3.36
機関6-(1)-	④各教員の教育研究活動等に取り組む意識が向上した	第1	3	2%	60	42%	70	49%	9	6%	1	1%	143	3.38
		第2	4	3%	37	30%	70	57%	11	9%	1	1%	123	3.26
機関6-(1)-	⑤教育研究活動等の改善を促進した	第1	15	10%	89	62%	35	24%	4	3%	0	0%	143	3.80
		第2	9	7%	91	74%	22	18%	1	1%	0	0%	123	3.88
機関6-(1)-	⑥将来計画の策定に役立った	第1	5	4%	61	48%	58	46%	3	2%	0	0%	127	3.54
		第2	9	7%	50	41%	57	46%	7	6%	0	0%	123	3.50
機関6-(1)-	⑦学校全体のマネジメントの改善を促進した	第1	5	3%	83	58%	50	35%	5	3%	0	0%	143	3.62
		第2	10	8%	58	47%	52	42%	2	2%	1	1%	123	3.60
機関6-(1)-	⑧個性的な取組を促進した	第1	10	7%	59	41%	68	48%	6	4%	0	0%	143	3.51
		第2	5	4%	43	35%	67	54%	7	6%	1	1%	123	3.36
機関6-(1)-	⑨自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	第1	8	6%	63	44%	63	44%	8	6%	1	1%	143	3.48
		第2	6	5%	52	42%	53	43%	10	8%	2	2%	123	3.41
機関6-(1)-	⑩評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	第1	7	6%	71	56%	45	35%	4	3%	0	0%	127	3.64
		第2	4	3%	63	51%	51	41%	4	3%	1	1%	123	3.53

【(2)機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関6-(2)-	①教育研究活動等について全般的に把握することができる	第1	41	29%	86	60%	16	11%	0	0%	0	0%	143	4.17
		第2	24	20%	88	72%	11	9%	0	0%	0	0%	123	4.11
機関6-(2)-	②教育研究活動等の今後の課題を把握することができる	第1	34	24%	97	68%	12	8%	0	0%	0	0%	143	4.15
		第2	28	23%	83	67%	12	10%	0	0%	0	0%	123	4.13
機関6-(2)-	③教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	第1	9	6%	69	48%	62	43%	3	2%	0	0%	143	3.59
		第2	5	4%	60	49%	52	42%	6	5%	0	0%	123	3.52
機関6-(2)-	④各教員の教育研究活動等に取り組む意識が向上する	第1	8	6%	70	49%	61	43%	4	3%	0	0%	143	3.57
		第2	6	5%	51	41%	57	46%	9	7%	0	0%	123	3.44
機関6-(2)-	⑤教育研究活動等の改善を促進する	第1	15	10%	100	70%	24	17%	4	3%	0	0%	143	3.88
		第2	17	14%	82	67%	23	19%	1	1%	0	0%	123	3.93

【H19から新設】5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関6-(2)-	⑥将来計画の策定に役立つ	第1	10	8%	70	55%	43	34%	4	3%	0	0%	127	3.68
		第2	12	10%	55	45%	51	41%	5	4%	0	0%	123	3.60

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関6-(2)-	⑦学校全体のマネジメントの改善を促進する	第1	13	9%	88	62%	38	27%	4	3%	0	0%	143	3.77
		第2	10	8%	63	51%	44	36%	5	4%	1	1%	123	3.62
機関6-(2)-	⑧個性的な取組を促進する	第1	15	10%	67	47%	58	41%	3	2%	0	0%	143	3.66
		第2	7	6%	55	45%	54	44%	6	5%	1	1%	123	3.50
機関6-(2)-	⑨自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	第1	12	8%	72	50%	53	37%	5	3%	1	1%	143	3.62
		第2	7	6%	50	41%	57	46%	7	6%	2	2%	123	3.43
機関6-(2)-	⑩教職員に評価結果の内容が浸透する	第1	11	8%	76	53%	54	38%	2	1%	0	0%	143	3.67
		第2	6	5%	55	45%	57	46%	4	3%	1	1%	123	3.50

【H19から新設】5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関6-(2)-	⑪評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	第1	10	8%	77	61%	35	28%	5	4%	0	0%	127	3.72
		第2	7	6%	59	48%	51	41%	6	5%	0	0%	123	3.54

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない														
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関6-(2)-	⑫教育研究活動等の質が保証される	第1	26	18%	89	62%	27	19%	1	1%	0	0%	143	3.98
		第2	19	15%	81	66%	22	18%	1	1%	0	0%	123	3.96
機関6-(2)-	⑬学生の理解と支持が得られる	第1	6	4%	43	30%	87	61%	7	5%	0	0%	143	3.34
		第2	2	2%	33	27%	70	57%	15	12%	3	2%	123	3.13
機関6-(2)-	⑭広く社会の理解と支持が得られる	第1	11	8%	59	41%	66	46%	7	5%	0	0%	143	3.52
		第2	4	3%	45	37%	61	50%	11	9%	2	2%	123	3.31
機関6-(2)-	⑮他大学の評価結果から優れた取組を参考にする	第1	13	9%	82	57%	44	31%	3	2%	1	1%	143	3.72
		第2	7	6%	73	59%	41	33%	2	2%	0	0%	123	3.69

※7、8は記述式回答のため、省略

【9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について】

		5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない												計	平均
		サイクル	5		4		3		2		1				
機関9-	①前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育研究活動等の質の保証に効果・影響があった	第2	3	3%	34	29%	78	67%	2	2%	0	0%	117	3.32	
機関9-	②前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育研究活動等の改善の促進に効果・影響があった	第2	4	3%	50	43%	61	52%	2	2%	0	0%	117	3.48	
機関9-	③前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育研究活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	第2	1	1%	4	3%	100	85%	11	9%	1	1%	117	2.94	

【10. 前回と比較した当機構の評価プロセスについて】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない														
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
機関10-	①評価基準及び観点の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった	第2	5	4%	71	61%	41	35%	0	0%	0	0%	117	3.69
機関10-	②評価基準及び観点に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった	第2	4	3%	66	56%	47	40%	0	0%	0	0%	117	3.63
機関10-	③訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった	第2	3	3%	47	41%	64	56%	1	1%	0	0%	115	3.45
機関10-	④評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった	第2	0	0%	22	19%	85	75%	7	6%	0	0%	114	3.13
機関10-	⑤評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった	第2	0	0%	35	31%	77	68%	2	2%	0	0%	114	3.29
機関10-	⑥説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった	第2	5	5%	49	44%	57	51%	0	0%	0	0%	111	3.53
機関10-	⑦評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった	第2	5	4%	50	43%	62	53%	0	0%	0	0%	117	3.51
機関10-	⑧対象校が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった	第2	4	4%	33	29%	76	67%	0	0%	1	1%	114	3.34
機関10-	⑨評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった	第2	0	0%	5	5%	88	90%	3	3%	2	2%	98	2.98
機関10-	⑩自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった	第2	1	1%	40	35%	72	63%	2	2%	0	0%	115	3.35
機関10-	⑪機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	第2	3	3%	40	35%	70	61%	2	2%	0	0%	115	3.38

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【評価担当者】

【1.評価基準及び観点について】

		5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない													
		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均	
評1-	①教育研究活動等の質を保証するために適切であった	第1	70	22%	213	69%	24	8%	3	1%	0	0%	310	4.13	
		第2	62	24%	185	70%	15	6%	1	0%	0	0%	263	4.17	
評1-	②教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	第1	68	22%	216	69%	25	8%	2	1%	0	0%	311	4.13	
		第2	55	21%	181	69%	24	9%	3	1%	0	0%	263	4.10	
評1-	③教育研究活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	第1	53	17%	189	61%	61	20%	7	2%	0	0%	310	3.93	
		第2	44	17%	160	61%	53	20%	5	2%	0	0%	262	3.93	
評1-	④教育活動を中心に設定していることは適切であった	第1	113	36%	163	52%	32	10%	3	1%	0	0%	311	4.24	
		第2	88	34%	142	54%	29	11%	3	1%	0	0%	262	4.20	

【H19～】2: ある～1: ない

		サイクル	2		1		計	平均
評1-	⑤自己評価しにくい評価基準又は観点があった ※5段階評価であった平成17～18年度分は除外して平均を算出	第1	108	44%	135	56%	243	1.44
		第2	82	32%	173	68%	255	1.32
評1-	⑥内容が重複する評価基準又は観点があった ※平成18年度から新設された設問	第1	81	29%	196	71%	277	1.29
		第2	36	14%	217	86%	253	1.14

【2.評価の方法及び内容・結果について】

【(1)自己評価書について】

		5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない												計	平均
		サイクル	5		4		3		2		1				
評2-(1)-	①自己評価書は理解しやすかった	第1	22	7%	165	54%	92	30%	27	9%	2	1%	308	3.58	
		第2	11	4%	111	42%	102	39%	35	13%	3	1%	262	3.35	
評2-(1)-	②自己評価書には評価基準及び 観点の内容が適切に記述されてい た	第1	15	5%	174	56%	103	33%	14	5%	2	1%	308	3.60	
		第2	8	3%	128	49%	106	40%	19	7%	2	1%	263	3.46	
評2-(1)-	③自己評価書には必要な根拠資 料が引用・添付されていた	第1	19	6%	163	53%	99	32%	24	8%	2	1%	307	3.56	
		第2	15	6%	116	44%	109	41%	21	8%	2	1%	263	3.46	

【(2)書面調査について】

		5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない												計	平均
		サイクル	5		4		3		2		1				
評2-(2)-	①機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	第1	56	19%	168	57%	61	21%	12	4%	0	0%	297	3.90	
		第2	55	21%	163	62%	38	15%	6	2%	0	0%	262	4.02	
評2-(2)-	②書面調査を行うために対象校の提出物以外の参考となる情報(客観的データ等)があればよかった	第1	11	4%	58	20%	123	41%	87	29%	18	6%	297	2.86	
		第2	1	0%	23	9%	115	44%	94	36%	28	11%	261	2.52	

【(3)訪問調査について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評2-(3)-	①「訪問調査時の確認事項」に対する対象校の回答内容は適切であった	第1	59	20%	191	65%	37	13%	5	2%	0	0%	292	4.04
		第2	31	12%	162	65%	54	22%	3	1%	1	0%	251	3.87
評2-(3)-	②訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	第1	108	37%	157	54%	19	7%	5	2%	1	0%	290	4.26
		第2	63	25%	166	67%	16	6%	3	1%	0	0%	248	4.17
評2-(3)-	③訪問調査の実施内容は適切であった ※平成22年度までの設問	第1	96	35%	147	53%	30	11%	4	1%	0	0%	277	4.21
評2-(3)-	③実施内容として面談等を設けたことは適切であった ※平成23年度から新設された設問	第1	10	71%	3	21%	1	7%	0	0%	0	0%	14	4.64
		第2	166	68%	72	30%	5	2%	0	0%	0	0%	243	4.66
評2-(3)-	④実施内容の方法は適切であった ※平成23年度から新設された設問	第1	7	50%	6	43%	1	7%	0	0%	0	0%	14	4.43
		第2	78	32%	139	57%	16	7%	10	4%	0	0%	243	4.17
評2-(3)-	⑤実施内容に係る時間配分は適切であった ※平成23年度から新設された設問	第1	3	21%	8	57%	0	0%	3	21%	0	0%	14	3.79
		第2	51	21%	138	57%	32	13%	22	9%	0	0%	243	3.90
評2-(3)-	⑥対象校と教育研究活動等の共通理解を得ることができた	第1	60	21%	189	65%	38	13%	4	1%	0	0%	291	4.05
		第2	40	17%	156	65%	44	18%	1	0%	0	0%	241	3.98
評2-(3)-	⑦訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	第1	88	30%	164	56%	27	9%	12	4%	0	0%	291	4.13
		第2	89	37%	132	54%	16	7%	6	2%	0	0%	243	4.25
評2-(3)-	⑧訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった	第1	170	59%	112	39%	3	1%	1	0%	0	0%	286	4.58
		第2	160	68%	69	29%	5	2%	0	0%	0	0%	234	4.66

【(4)評価結果について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評2-(4)-	①自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	第1	105	35%	177	59%	18	6%	2	1%	0	0%	302	4.27
		第2	94	36%	144	56%	21	8%	0	0%	0	0%	259	4.28
評2-(4)-	②基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	第1	77	25%	183	60%	41	13%	3	1%	1	0%	305	4.09
		第2	88	33%	154	59%	20	8%	1	0%	0	0%	263	4.25
評2-(4)-	③評価結果全体としての分量は適切であった	第1	55	18%	160	53%	66	22%	22	7%	1	0%	304	3.81
		第2	51	19%	160	61%	45	17%	7	3%	0	0%	263	3.97
評2-(4)-	④全体の評価結果と併せて「主な優れた点」「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった	第1	114	38%	148	49%	37	12%	2	1%	1	0%	302	4.23
		第2	98	37%	141	54%	23	9%	1	0%	0	0%	263	4.28

【3.研修について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評3-	①研修の配付資料は理解しやすかった	第1	70	25%	170	60%	41	14%	4	1%	0	0%	285	4.07
		第2	54	23%	152	65%	27	11%	2	1%	0	0%	235	4.10
評3-	②研修の説明内容は理解しやすかった	第1	88	31%	156	55%	34	12%	6	2%	0	0%	284	4.15
		第2	64	27%	143	61%	23	10%	5	2%	0	0%	235	4.13
評3-	③研修の内容は役立った	第1	86	30%	146	52%	45	16%	6	2%	0	0%	283	4.10
		第2	63	27%	135	58%	32	14%	3	1%	0	0%	233	4.11
評3-	④自己評価書のサンプルの提示は役立った ※平成20年度までは「書面調査のシミュレーションは役立った」	第1	80	28%	135	48%	58	21%	9	3%	0	0%	282	4.01
		第2	71	30%	126	54%	37	16%	0	0%	0	0%	234	4.15
評3-	⑤研修に費やした時間の長さは適切であった	第1	58	20%	134	47%	77	27%	14	5%	1	0%	284	3.82
		第2	47	20%	116	50%	62	26%	9	4%	0	0%	234	3.86

【4. 評価の作業量、スケジュール等について】

【(1) 評価に費やした作業量について】

【(1)評価に費やした作業量について】

5:とても大きい～3:適当～1:とても小さい

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評4-(1)-	①自己評価書の書面調査(作業量)	第1	91	31%	101	34%	99	34%	2	1%	0	0%	293	3.96
		第2	58	22%	107	41%	96	37%	0	0%	0	0%	261	3.85
評4-(1)-	②訪問調査への参加(作業量)	第1	39	14%	69	24%	174	60%	4	1%	2	1%	288	3.48
		第2	5	2%	73	30%	159	65%	4	2%	2	1%	243	3.31
評4-(1)-	③評価結果の作成(作業量)	第1	20	7%	54	19%	198	69%	15	5%	0	0%	287	3.28
		第2	8	3%	62	24%	165	65%	17	7%	2	1%	254	3.22

【(2) 機構の設定した作業期間について】

		5: とても長い～3: 適当～1: とても短い												計	平均
		サイクル	5		4		3		2		1				
評4-(2)-	①※旧設問4-(1)-①自己評価書の 書面調査(作業期間)	第1	41	14%	65	22%	153	51%	35	12%	4	1%	298	3.35	
		第2	6	2%	32	12%	182	69%	37	14%	5	2%	262	2.99	
評4-(2)-	②※旧設問4-(1)-②訪問調査への 参加(作業期間)	第1	21	7%	58	20%	192	66%	19	6%	3	1%	293	3.26	
		第2	4	2%	26	11%	194	79%	20	8%	1	0%	245	3.05	
評4-(2)-	③※旧設問4-(1)-③評価結果の作 成(作業期間)	第1	12	4%	37	13%	211	72%	28	10%	4	1%	292	3.09	
		第2	3	1%	25	10%	198	78%	27	11%	1	0%	254	3.01	

【(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評4-(3)-	①※旧設問4-(2)-①評価作業に費やした労力は、教育研究活動等の質の保証という目的に見合うものであった	第1	61	20%	163	55%	66	22%	8	3%	1	0%	299	3.92
		第2	35	13%	158	60%	65	25%	3	1%	1	0%	262	3.85
評4-(3)-	②※旧設問4-(2)-②評価作業に費やした労力は、教育研究活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	第1	49	16%	173	58%	70	23%	6	2%	1	0%	299	3.88
		第2	40	15%	154	59%	64	25%	3	1%	0	0%	261	3.89
評4-(3)-	③※旧設問4-(2)-③評価作業に費やした労力は教育研究活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	第1	44	15%	142	47%	102	34%	11	4%	0	0%	299	3.73
		第2	27	10%	137	53%	81	31%	14	5%	0	0%	259	3.68

【(4) 評価作業にかかった時間数について】

5: ～30h 4: 30h～50h 3: 50h～70h 2: 70h～100h 1: 100h～

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評4-(4)-	①自己評価書の書面調査(作業時間数) ※平成27年度から新設された設問	第2	36	24%	67	45%	29	20%	10	7%	6	4%	148	3.79

5: ～5h 4: 5h～10h 3: 10h～20h 2: 20h～30h 1: 30h～

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評4-(4)-	②訪問調査への参加(作業時間数) ※平成27年度から新設された設問	第2	39	28%	72	52%	22	16%	5	4%	1	1%	139	4.03

5: ～5h 4: 5h～10h 3: 10h～20h 2: 20h～30h 1: 30h～

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評4-(4)-	③評価結果(原案)の作成(作業時間数) ※平成27年度から新設された設問	第2	61	43%	53	37%	20	14%	4	3%	4	3%	142	4.15

【5. 評価部会等の運営について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評5-	①評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	第1	85	28%	186	61%	31	10%	4	1%	0	0%	306	4.15
		第2	80	30%	150	57%	29	11%	5	2%	0	0%	264	4.16
評5-	②部会運営は円滑であった	第1	131	43%	156	51%	15	5%	1	0%	1	0%	304	4.37
		第2	104	39%	140	53%	20	8%	0	0%	0	0%	264	4.32

【6. 評価全般について】

5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評6-	①本評価によって教育研究活動等の質が保証されると思う	第1	57	19%	191	62%	52	17%	6	2%	0	0%	306	3.98
		第2	38	15%	173	66%	48	18%	3	1%	0	0%	262	3.94
評6-	②本評価によって教育研究活動等の改善が促進されると思う	第1	53	17%	200	65%	49	16%	4	1%	0	0%	306	3.99
		第2	48	18%	166	63%	43	16%	6	2%	0	0%	263	3.97
評6-	③本評価によって教育研究活動等の社会の理解と支持が支援促進されると思う	第1	34	11%	147	48%	114	37%	12	4%	0	0%	307	3.66
		第2	29	11%	121	47%	92	35%	18	7%	0	0%	260	3.62
評6-	④自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	第1	33	11%	169	56%	88	29%	8	3%	3	1%	301	3.73
		第2	43	16%	131	50%	82	31%	8	3%	0	0%	264	3.79
評6-	⑤今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	第1	74	26%	127	44%	65	23%	16	6%	5	2%	287	3.87
		第2	55	22%	125	51%	57	23%	6	2%	2	1%	245	3.92
評6-	⑥総じて機構の認証評価を経験できてよかった	第1	153	50%	129	42%	17	6%	4	1%	1	0%	304	4.41
		第2	134	51%	118	45%	12	5%	0	0%	0	0%	264	4.46

【7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について】

5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

		サイクル	5		4		3		2		1		計	平均
評7-	①本評価によって教育研究活動等の質が保証されると思う	第2	14	6%	83	38%	118	54%	3	1%	1	0%	219	3.48
評7-	②本評価によって教育研究活動等の改善が促進されると思う	第2	14	7%	80	38%	115	54%	2	1%	1	0%	212	3.49
評7-	③本評価によって教育研究活動等の社会の理解と支持が支援促進されると思う	第2	5	2%	24	12%	166	81%	9	4%	1	0%	205	3.11